

第五回國會 内閣委員會會議錄第二十六号

昭和二十四年五月二十日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

理事青木 正君 理事池田正之輔君

理事小川原政信君 理事尾関 義一君

理事吉田吉太郎君 理事勝間田清一君

理事床次 徳二君 理事木村 榮君

理事鈴木 幹雄君 理事小林 信一君

江花 靜君 佐藤 榮作君

關内 正一君 高橋 英吉君

丹羽 彰吉君 根本龍太郎君

柳澤 義男君 山口六郎次君

山本 久雄君 成田 知巳君

小野 孝君 土橋 一吉君

岡田 春夫君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

國務大臣 植田 俊吉君

厚生大臣 林 謙治君

農林大臣 森 幸太郎君

商工大臣 稻垣平太郎君

運輸大臣 大屋 普三君

通信大臣 小澤佐重喜君

労働大臣 鈴木 正文君

建設大臣 益谷 秀次君

國務大臣 青木 孝義君

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

内閣官房長官 増田甲子七君

(行政管理局長) 佐藤 功君

(理部第一課長) 佐藤 功君

人事院總裁 淺井 清君

(主計局長) 河野 一之君

大藏事務官

(總務局長) 大野 勝三君

(事務局長) 浦島喜久衛君

(職業安定局長) 齋藤 邦吉君

五月二十日

委員田中萬逸君辭任につき、その補

欠として關内正一君が議長の名で

委員に選任された。

同日

理事坂本泰良君及び有田喜一君の補

欠として勝間田清一君及び床次徳二

君が理事に當選した。

五月十九日

飼料配給公團存置の陳情書(大阪府

畜産協會長高田敏一外十四名)(第四

八九号)

價格調整公團石砂部廃止の陳情書

(徳島縣商工會議所會頭藤原浩一)

(第四九五号)

都道府縣衛生部存置の陳情書(日本

助産師協會會長縣支部長今西義子)

(第四九六号)

府縣林務部廢止反對の陳情書(徳島

縣森林組合連合會會長大久保甚吉外三

名)(第五〇〇号)

石巻測候所存置の陳情書(石巻市長

堺武志外十一名)(第五〇四号)

藥務局存置の陳情書(大分縣藥劑師

會長西田大次郎)(第五一一号)

恩給法臨時特例一部改正の陳情書

(熊本市本町五百六十六番地船山

シゲ)(第五二三号)

釧路司法事務局大樹出張所存置の陳

情書(北海道廣尾郡大樹村長高橋新

市外八名)(第五二四号)

松江市に監理局分室設置の陳情書外

一件(島根縣聯合旅客自動車協會長

高橋米右衛門外一名)(第五二五

号)

各省設置法及び定員法施行反對の陳

情書外二十二件(東京都杉並区大宮

前一丁目三十七番地南坊進策外二百

十一名)(第五三〇号)

都道府縣衛生部存置の陳情書外三件

(愛知縣一宮保健所運營協議會會長伊

藤一外二十六名)(第五三二号)

資料調整事務所存置の陳情書(宮崎

縣都城市略農協同組合連合會代表井

上輝夫)(第五三六号)

都道府縣衛生部存置の陳情書外一件

(廣島縣安藝保健所)(第五四一号)

飼料配給公團獨立存置の陳情書(鹿

兒島縣飼料配給公團存置委員會)(第

五五五号)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

大藏省設置法の施行に伴う法令の

整理に関する法律案(内閣提出第一

四一六号)

行政機關職員定員法案(内閣提出第

一九六六号)

行政機關職員定員法の施行に伴う関

係法令の整理に関する法律案(内閣

提出第二二〇号)

○齋藤委員長 これより會議を開きま

す。

日程に入ります前に申し上げておき

たいことがあります。昨十九日に委員

坂本泰良君、有田喜一君及び北村徳太

郎君が辭任せられまして、その補欠と

して同日議長の指名で、勝間田清一君、

小野孝君及び床次徳二君が補欠選任せ

られましたことを御報告申し上げてお

きます。

なお委員を辭任せられました坂本泰

良君及び有田喜一君は理事であります

ので、理事の補欠選任を行わなければ

なりません。委員長において御指名

いたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければ、勝

間田清一君、床次徳二君、この両君を

理事に御指名いたします。

本多國務大臣は最初人事院にやつても

らうつもりであるといふことを言われ

ましたが、両者の答弁の食い違ひが

ら、結論といたしまして、各行政官廳

の大臣の責任において整理基準を設定

する、そういう御答弁があつたので

す。この整理基準といふのは言うまで

もなく、現在首切りの恐怖にさらされ

ております各國家公務員にとつてみて

は非常に大きな関心の的だと思いま

す。全通は今回約四万八千の首切りを

断行されるという政府の御方針らしい

のですが、そういったしまして、この四

万八千人の首切りにつきまして、六月

一日から実施されるわけでありませう

ら、当然具体的な整理基準をお持ちに

なつておると思ひますが、その整理基

準をお示し願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 行政整理にあたりま

して、整理基準の決定といふことが非

常に重大な影響がありまして、この基

準の巧拙によつて相当行政整理が円満

に行かぬ、あるいは円満に行かないとい

う場合があり得ると思ひますのでありま

す。従つて政府はこの問題について

は、きつめて慎重に考慮いたしてあり

まして、当初通信省といふのではなく

して、政府全般といたしましてこの問

題を取上げて、いろいろ研究いたした

のであります。その中間に本多國

務大臣からの報告によると、大体客観

情勢から推して、人事院でその標準を

きめることになるであらうという報告

がありました。その後人事院がきめな

いというようなことはまだ何つており

ません。

○齋藤委員長 これより會議を開きま

す。

日程に入ります前に申し上げておき

たいことがあります。昨十九日に委員

坂本泰良君、有田喜一君及び北村徳太

郎君が辭任せられまして、その補欠と

して同日議長の指名で、勝間田清一君、

小野孝君及び床次徳二君が補欠選任せ

られましたことを御報告申し上げてお

きます。

なお委員を辭任せられました坂本泰

良君及び有田喜一君は理事であります

ので、理事の補欠選任を行わなければ

なりません。委員長において御指名

いたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければ、勝

間田清一君、床次徳二君、この両君を

理事に御指名いたします。

本多國務大臣は最初人事院にやつても

らうつもりであるといふことを言われ

ましたが、両者の答弁の食い違ひが

ら、結論といたしまして、各行政官廳

の大臣の責任において整理基準を設定

する、そういう御答弁があつたので

す。この整理基準といふのは言うまで

もなく、現在首切りの恐怖にさらされ

ております各國家公務員にとつてみて

は非常に大きな関心の的だと思いま

す。全通は今回約四万八千の首切りを

断行されるという政府の御方針らしい

のですが、そういったしまして、この四

万八千人の首切りにつきまして、六月

一日から実施されるわけでありませう

ら、当然具体的な整理基準をお持ちに

なつておると思ひますが、その整理基

準をお示し願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 行政整理にあたりま

して、整理基準の決定といふことが非

常に重大な影響がありまして、この基

準の巧拙によつて相当行政整理が円満

に行かぬ、あるいは円満に行かないとい

う場合があり得ると思ひますのでありま

す。従つて政府はこの問題について

は、きつめて慎重に考慮いたしてあり

まして、当初通信省といふのではなく

して、政府全般といたしましてこの問

題を取上げて、いろいろ研究いたした

のであります。その中間に本多國

務大臣からの報告によると、大体客観

情勢から推して、人事院でその標準を

きめることになるであらうという報告

がありました。その後人事院がきめな

いというようなことはまだ何つており

ません。

つて一人も、すなわち本人の意思に反して職を離れる人のないことを含願いたしております。そういう事情でありますけれども、一方予算は削減されておりまして、これを九月に整理した場合と、六月に整理した場合では、予算上の計数が相当違つて参ります。でありますから私どもは予算とにらみ合せて、予算の見通しがつくものでありますならば、できるだけ遅くこれをやりたい。遅くやることによつて一人でも少く犠牲者が出るように、こういう見地に立つておりますので、現在六月に幾ら、七月に幾ら、八月に幾らなどと

いうことはまだ考えておりません。犠牲者のないことを今一生懸命努力しております。

○成田委員 通信委員会で、最初三万八千の首切りを予定しておつたのを、四万八千人に増員した理由について質問があつたとき、小澤さんは、少しでもたくさん整理した方が国民大衆のためになるのだというような御答弁だつ

たというので、日ごろの小澤さんにも似合わない御答弁だと思っておつた。ただいまの御答弁によりますと、非常に親心を示されて、自然退職によつてできるだけ行政整理による退職というものは少くしようという御方針を持つておられるので、まことに私も喜ばしく存じます。ただいま承りますと、大体月三千人ぐらいの自然退職者ができるというお話ですが、そ

うすると四万八千という目安は相当減らされると考えてよいのであります。もし減らされるとすれば、どのくらい減らされるか。大体の数字でよろしゅうございますから、お示しを願いたい。

○小澤國務大臣 その通信委員会で私

が、一人でも多く首切することは國のた
めだといふようなことをだれにあなた
はお聞きになったか知らぬが、そんな
ことを言つた覚えはないのです。ただ
三万八千人に対して四万八千人といふ
ことを言つたといふのは、要するに通
信省がサービスを落さないで事業をや
つて行ける、その最小限度がこゝであ
つて、それが現在の客観情勢から、そ
れだけ國民負担の軽減になるのだけ
ら、それは多くなつたことが必ずしも
全部悪いでもないし、少くなつたこ
とがよいでもないといふ趣旨で、財
政的負担といふ方面だけを言つたの
で、私が三万八千を四万八千に、多々
ますと弁ずるといふような意味で
言つたのではないことは御了承を願いま
す。それから報告が遅れましたが、全
通四十万ありますと毎日退職者があり
ます。これはまた月によつて異動もあ
ります。大体現在すぐ行政整理をす
るとすれば、二万人は減らされ得ると
思います。従つてあと二万八千人が現
在実際に行政整理の対象になるのじや
ないかと考えております。

○成田委員 現在といふのはきよう現

在において整理をすると、四万八千人
から二万人を引いて二万八千人といふ
御説明ですか。それともきよう現在の
状態から想像すると、九月三十日現在
において、四万八千人より二万人少い
二万八千人といふことになるのか、ど
ちらですか。

○小澤國務大臣 これは統計をとつた
のでもなく、私の胸算用ですから、こ
れは違つておつたからといつて、私が
違つたことを言つたのであるといふこ
とを言わないように願ひたいのです

が、現在のような状態で、三月三千、

四月三千といふような計算をして、ま
た実員と予算定員との差を比較した場
合には、大体二万人は四万八千人から
引いて行政整理ができるであらうとい
う現在の見通しであります。しかしな
がら先ほども申し上げます通り、この
二万人を二万八千人、あるいは三万八
千人にしたいといふ努力を進むことは
御了承を願ひます。

○成田委員 それから退職手当の問題

でございますが、これは本多國務大臣
から詳細御説明があるだらうと思いま
すが、通信省の整理基準の一つの参考
としてお考え願ひたいと思ひます。退
職手当が平均六箇月分とか、七箇月分
とかきまつた場合、予算の総額はきま
まつておるといふことになる、平
均六箇月といふことになる、勢い給
料の低い若い人を首切らなければなら
ぬという結果になるのじやないかと思
ひますが、その点について、大臣はど
ういふようにお考えですか。

○小澤國務大臣 私の方は御承知の通
り予算面では三万八千人しか減員して
おりません。これを四万八千人といふ
ことになるのでありますから、大体今
度は公平な措置をとつて予算のため
に、たとえば四年以下五年以下といふ
ような、下に下げなければ措置ができ
ないといふような情勢にはならぬよう
にしたいと思ひます。

○成田委員 それから私は退職手当の

基準の問題でお尋ねしたいのですが、
どういふ形で出て参りますか、たと
えば平均六箇月分の退職手当というこ
とになりました場合、結局一箇月の給
料といふものが非常に問題になつて来

ると思ひます。各官廳が平均してアン
バランスのないようにされると思ひ
ますが、ただ問題は、この前の給與の
再計算御承知の通り、全通関係は他の
官廳、一國鉄なんかと比較しまして
も、大体五号俸から六号俸低いといふ
現在の給與のアンバランスの調整の問
題におきまして、いい方にさや寄せし
ようといふ方針で給與実施本部も活動
されておられるのですが、この給與
のアンバランスが修正されない前に解
雇されますと、通信省は他の官廳より
も、結局月給の基準において五号俸、
六号俸低いといふ不利な現状で、退職
手当をもらはざるを得ないという結果
になると思ひますが、これに対して
どういふ調整の案を持つていらつしや
いますか。

○小澤國務大臣 御承知のように給與

にでこぼこがあります、でこぼこが
あるといひましても、大体運輸省が特
に高いといふのは御承知の通りであり
ます。この問題につきましては、当然
そういう問題が起りますが、われわれ
はできるだけ高い水準に持つて行きま
して、その水準のもとに公平を保ちた
い、こう考えております。ただ御承知
の通り、この問題は政府として非常に
力を入れておりますが、また客観情勢
上実施されないのは非常に残念であり
ますが、その成立前にさういふことが
できるという言明もできませんので、
現実その面につかりまして、この
退職金を支給する場合においては、今
私が希望しておる通り行くかどうか
はわかりませんが、少くともさういふ
不公平のない方法で、すなわち鉄道省
は得だ、通信省は損だといふ形が現わ
れぬような措置を講じたいと思ひま
す。

○成田委員 通信省だけが不利な取扱

いを受けないような措置を講じたいと
いう大臣の御意見なんです、現実
にもし六月一日に解雇された人が出て
給與のアンバランスが修正されないと
すれば、当然一月分について五号俸な
り六号俸低い基準で退職手当をもら
ざるを得ないという結果になると思
ひます。それに対して措置を講ぜられ
ることは、私たちの考えといいたし
ましては、もし給與のアンバランスが
その後修正された場合に、追加支拂
いをするといふこと以外にないのじ
やないかと思ひますが、さういふ意
味に解釈してよろしゅうございま
すか。

○小澤國務大臣 大体成田君の言う通

りであります、この問題は今はどう
こうといふことは言えませんが、れど
も、たとえば六月一日に整理に當る
ところが、八月になつてからさうやく
バランスがとれるようになったといふ
場合においては、私の考えとしては、
できるだけそれを遡及させるというよ
うな考えで行こうと思つております。
○成田委員 最後の一つだけお尋ね
いたします。これは二、三日前の委員
会でも大臣に御質問申し上げたのであ
りますが、ちようど本多さんもおいで
なつたのですが、この行政整理の定員
から考えまして、二割、三割の天引き
行政整理をやつたのでは、各省とも円
滑なる行政事務の運用はできないとい
ふことが数字的に上つておるわけなん
です。それに対して政府はどういふ処
置をとるかといふ当委員会の質問に対
しまして、本多さんは、ただ一つ、通
信省の例をあげられた。それは簡易保

險事業の小額保険の保険契約というも
のをだん／＼整理して行つて、さうい
う煩瑣な手数といふものはなくすの
だ、さういふ合理化によつて人員の不
足は補つて行くといふ説明をされたの
であります、これに對しまして、

私、小澤大臣にも御質問申し上げたの
であります、この小額保険契約を解
除するためには、約五箇年かかる。か
えつて人間が多数いるのだ。そのため
に政府は臨時雇いだとか、あるいは仕
事の一部分を民間に委託するといふよ
うな方針をとつておられるらしいとい
ふことを御質問申し上げましたときに、
たしか小澤さんは、さういふことはな
いだらうといふ御答弁があつたと思
うのであります、さういふ御答弁にも
かかわらず、聞くところによります
と、東京管区の簡易保険支局長會議が
あす開かれる。これは小額の保険契約
にも関連しておりますので、現在通信
省の仕事といふものが、いかに大き
く、現在の定員でもやり切れないとい
ふ一つの証左になると思ひのでありま
すが、この會議におきまして、九百人
の臨時職員を雇うといふことが議題に
上つておるさうであります。これにつ
きまして、さういふ事実があるといひ
ましたら、政府は、今回の行政整理
によつて十分能率を落さずに仕事をや
れるという今までの言明とまつたく逆
の結果を來すのでありまして、現在で
もすでに九百人の臨時雇いを雇わなけ
ればいかぬ、それが支局長會議の議題
に上つておるさうであります、はた
してさういふ事実があるかどうか、お
尋ねいたします。

○小澤國務大臣 保険支局長會議が今

日あるかどうか、さういふから聞い

尋ねたいです。

てわかつたような次第で、まことに相済みませんけれども、それは臨時雇いというようにものを考えないのではありませぬ。法律の許可範囲内において、臨時の業務は、臨時雇いでやることとが國家のためになると思ひます。たとえば、今はそういうことはありませんが、年末年始における年賀状がふえた場合に、臨時に雇う。これはふだんの人にやらせると、ふだんの事務量が減るといふことになりまして、従つて臨時雇いをしないといふことは申しかねますけれども、今保険支局において九百名とか何とか臨時雇いをするといふような問題は、ただいま話した通り、まだ聞いておりませんが、おそらくその仕事は臨時に要する仕事であるために、そういう相談をするのじやないかと思ひます。この問題は現実にやつておるとすれば、すぐ調べて、どういふ事情でそういうことになつておるか、お答えいたすことにいたします。

○成田委員 臨時という概念でございしますが、これは労働法なんかを見ましても、臨時というものは、たいてい三箇月以内の期間を定めて雇用されるのが臨時といふことになつております。政府の現在の方針といたしまして、定員法実施に伴つて不足となる人員については、臨時雇いをやろう、その一つの例が今申しました簡易保険の問題でございしますが、簡易保険の解約を完全に実施するためにも五箇年かかる。五箇年間という長期間を臨時雇いで雇うといふことは、臨時雇いの概念に入らないと思ひますが、そういうことはないと考えてよろしゅうございしますか。

○小澤國務大臣 この保険を小額から高額に切りかえるといふのが、なかなか一ぺんにできないことは御指摘の通りであります。従つて三年も四年もの臨時雇いというようなことは、私は考へておりませぬ。臨時雇いは大体二箇月が最高でありまして、二箇月の時期的に事務量がふえた場合に臨時雇いを使うことは、こういう事業でありますから、たゞ／＼あると思ひます。

○成田委員 小澤さんに対する質問はこれで終ります。あと本多さんに御質問したいのですが、小澤さんに対する御質問があつたら、ほかの方にひとつ……。

○土橋委員 私は小澤通信大臣に、ただいま通信省が出しておりますところの定員法に關する基本的な問題の内容をお聞きしたいのでありますが、まず整理基準、通信省としてはどういふ関係のものを整理するか、その整理基準と、これは本多國務大臣にも関連をしておりますが、その整理をした者のあとの退職の關係についての予算措置等について、両大臣のうちどういふふうなお考えを持っておられるかといふ点を、まず根本的にお聞きしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 土橋君が少し遅れて來られて、その問題は、今成田君から詳細に質問がありまして、お答えいたしましたけれども、重要な問題ですから、重ねてお答えします。

つまり整理基準という問題は、先ほども私は申し上げましたが、基準の立て方によつては行政整理が円満に行かぬ、円満に行かないの境でありますから、非常に重大な問題であります。従つてこの整理基準の問題は、政府にお

きまして、行政整理に着手する當時から、いろいろ難談的には相談されて参り、また正式にも研究されて参つたのであります。しかしながら途中で本多國務大臣から、この基準は大体人事院でつくることになるかもしれぬといふような報告がありましたので、一應この問題に対する検討は中止いたしましたのであります。しかし私の考えでは、この整理基準は、非常に大きい問題でありまして、通信省だけの整理基準、あるいは運輸省だけの整理基準といふものではなくて、今回の行政整理の対象になる全部の整理の原則をきましまして、この原則だけでは適用できませんよ、通信省は通信省の特殊な事情があります。運輸省は運輸省で特殊な事情があります。でありますから、その特殊な事情に対する基準だけを通信省できめる、あるいは運輸省できめるといふような方針が、最もよろしいと私は考へております。しかしながらこの問題は、政府としてはまだ正式に決定いたしてないのであります。私は、私はいさういふ方向に進むことを希望し、努力いたしますけれども、まだ現実の面におきましては、政府では整理方針を決定いたしておりません。はなはだ遺憾であります。

○成田委員 成田君に、六月一日から整理に入るのに、いまだその基準がきまらぬとは、政府の無能怠慢ではないかといふふうにしかられませぬけれども、そういうことになるかもしれませんが、大体私は六月一日に就任するといふ考えはさしたる持っております。どんなに早くても第一回は六月の末以前にはできないと思ひます。そういうふうに考へておりますから、今國會の方で問題で、

非常に困難も忙しので、ほとんど朝から晩まで國會へ來ておるような始末でありますから、従つて國會でも済みませう、ただちにこの問題を眞剣に検討して、そして先ほど申し上げた通り、最も妙を得た基準をきめることによつて、行政整理を円満に終了したい、こゝろ考へております。

○本多國務大臣 整理の基準につきましまして、ただいま通信大臣がお答へにになりました通りに、これは任命権者が公正に執行していただく考へであります。御承知のように整理の場合の基準は、これは人事院の方で必要を認められまされた場合には、人事院規則で出ることがあるであらうといふことを今日まで申し上げて來たのでございします。が、今もやはりそういうことには、かわりはないのでありますけれども、人事院から今回の行政整理について具体的に基準が示されない場合には、各省大臣がその任命権者でありますので、能率その他の事情等を十分勘案いたしまして、公正に執行していただく、こゝろ考へております。さらに整理したあとの予算的措置についてはどうであるかといふお尋ねでありましたが、実はこの整理いたしました人の給与が不利益になる面を生じて参ります。また一面においては退職手当に不足を來すといふ面が生じて参るのでございします。その他の予算の内容につきましても、できる限り流用をいたしまして、退職手当を最初の方針通り支給したいと思つておりますので、予算的な措置は、補正予算等の手段はこの際とはらないことにはいたしました。内容においては十分調整をはかる、こゝろいふことで処理して行く方針でございます。

○勝間田委員 ちよつと関連して……。

○齋藤委員 ちよつと御注意します。が、質問の通告がたゞさんありますから、関連質問もなるべく簡単に願ひます。

○勝間田委員 今答弁を聞いておりますと、整理基準は、國會が終了してからでも考へてみようといふような御事情のようでありまして、これは非常に私は重要な問題だと思ひます。従つて、予算がどのくらいに削減できるとか、あるいは首を切つたあとをどう処理するかといふ問題も明らかにしておきたいと同時に、整理基準といふものはやはり明確にしておかぬと、これは十万人といふような人たを首切る場合の非常に大きな問題だと思ひます。ありまして、その意味で委員長はこの問題を、國會の終了後にこれを整理するのだからいいのだといふことで、十分この審議を果せると思ひます。その点をひとつはつきりお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤委員 委員長の権限でそんなことはできませんよ。

○勝間田委員 そうしますと、この整理基準といふ問題を十分私は審議しないと、なか／＼この大きな首切りの問題の審議はむづかしくなると思ひます。ありますが、この点はどうかひとつ整理基準はぜひ政府の方で、一日も早くこの委員会の開會中に明確にしていただきたいことを、希望を申し上げておきます。

○土橋委員 ただいま同僚議員からお話がありましたように、少くとも吉田内閣は第二次吉田内閣において行政整理を声明し、第三次吉田内閣において本多國務大臣が担当せられるにあ

たりまして、國會はたゞいま終了まぎわであります、それに至りましても整理の基準の大義名分が明確に示されないで、行政整理を行わんとするこの政府の意図は、これは明らかに腰だめであり、何ら計画性と基準を持たない行政整理を政府は行うものであるというところを明確にしたものであります。こういう点について、私は少くとも絶対多数をとつております民主自由党政府の方策とも、また考へ方とも考えられないのであります。私はここに遺憾の意を十分表しまして、こういうような内容については、速急に國民に、またこの國會に、その明確なものを示さなければならぬということを、申し上げておく次第であります。

予算の点につきましても、ただいまいろいろ御説明があつたのであります。が、一体一般会計と特別会計でどの程度のものを見込んでゐるか。さらに現在の予算ではどの程度これを加えないければ、現在政府が御予定になつてゐる行政整理の内容を完全に遂行することができないかという点をお聞きしてゐるのであります。遺憾ながら本多國務大臣もこういう点については十分検討されてゐないような説明でありました。もちろんこれは大蔵大臣の答弁すべき範囲も多少あるものであります。が、われ／＼が知つてゐるところでは、現在政府は約五十億六千五百余万円を見込んでゐるようでありまして、億五千二百万円程度見込んでおるようであります。特別会計におきましては三十五億一千三百余万円を見込んでおるようであります。このほかになお實際面からいへば、一般会計、

特別会計を含めまして、政府の行政整理のきわめて過小評價した金額においても、さらに九十億余万円を要するものであります。そういうようなものがたゞいまの予備費の中のみならず十億程度の操作によつて、でき得るものとも考えられませんか。こういう点について本多國務大臣が明確な答弁をしないというところは、いかにこの行政整理に対するところの政府の確固たる確信と、その方針を持つてゐないかということ暴露するものであります。こういう点は本多國務大臣は、ほんとうにこの國會に對して十分なる責任を負わなければならぬと思つてゐるべきです。

そこで私は次の問題に移りますが、一体本年度及び昨年度の郵便関係におきまして、郵便関係の中心であります。すべての普通郵便、特別郵便の物件数はどの程度であつたか、それに対して現在の人員はどの程度であつたか、これをまず御説明願つてみるならば、この郵便関係における行政整理はたして妥當なものであるか、これは政策的な一方的な勤勞階級の犠牲の上に打立てられんとするものであるかというところが明白になりますので、ぜひともそういう物件数と人員をお示し願つて、そして昭和二十四年度において通信省が御予定になつてゐる物件数は、どの程度見込んでゐるか、これは書状もありません、またはがきもありましよう、また書留その他特殊物件もありましようが、すべてをひつくるめて大體どの程度の事務量を持つてゐるかというところを、まず御説明になつて、そして明年の御予定されてゐる物件数というものを示し願つて、そして現在においてやれるかどうかという

点から、まず郵便関係を中心にお聞きしたいのであります。

○浦島政府委員 ただいま土橋委員の御質問でございますが、お手元に資料として差上げてあると思つてゐるものであります。各事業の昭和九年度と昭和二十四年度の取扱数の増加割合と、昭和九年度の人員と二十四年度予定されておる人員との増加の割合を表にしてみました。その差を差上げてあるものであります。それによりまして、郵便におきましては、昭和九年度におきまして、一月の取扱物件数が十七億八千八百万余であり、二十四年度は一月の取扱物件数が十九億六千七百万余でございます。これを年に換算しますと、その十二倍になるわけでありまして、大體昭和九年度に比較いたしますと、物数が一割増になつておるのであります。人員におきまして、昭和九年度におきまして郵便事業は六万九千二百四十七人であり、二十四年度は七万五千九百三十六人と比較いたしますと、約一割の増であります。従つて取扱数量との比を見ますと、大體権衡がとれてゐるというところに私は解しておるわけでありまして。

○土橋委員 ただいま私は昭和九年度の資料なにかお聞きしてゐないのであります。が、今昭和九年度の資料が出ましても、十七億数千余万の物件数と昭和二十四年度のお見込みが十九億数千余万物件数であります。常識上から考へまして、昭和九年当初におきましては、私も現業の一員としてよく承知しておりますが、当時の労働條件がいかに天皇制下において高級官僚の権力を拡充し、いかに郵便各事業において従業員諸君の強制的労働を、しかも苛酷

に強要しておつたかということは明瞭であります。現在民主主義が唱へられ、新憲法が制定せられ、しかも八時間労働が公式に法律で認められておる現状において、こういうようなばかげた資料をおとりになつておることは、通信省はまだ根本的に人權の尊重なない一つの証左であります。従つて私は十九億余万通ふえるということについては、通信省のためにも慶賀にたえません、しかしこの結果がただいまの労働局長のお話によりましてわかりますように、明らかに人員を整理することによつてこれが時間的にも、また仕事の量的な面においても、非常に苛酷になるといふことを証明しておるのであります。しかもこの前の超過勤務手当におきまして、三十四億余万円を昨年度では出してゐるにかかわらず、今年度は十七億余万円しか出してゐないのであります。こういう方面から見まして、物数取扱の面から見て、明らかに今度の行政整理は、民主自由党を中心とする吉田内閣の政策的な規定であるといふことを明確に示しておるのであります。従つて私はただいまの御答弁で、まことに通信省は通信従業員の上に、独立採算制を強行するために、苛酷な労働強化をしておるということを証明しておると思つてゐるのであります。

さて次は郵便貯金関係におきまして、やはり昨年度の貯金目標額と、これに対する従業員の実際の総数、及び今年度の貯金目標額と、それから定員を減らされる内容につきまして、これに明確に出ておらないので、現在貯金局全従業員諸君、これは郵便局所

において貯金事務を取扱うものをひつくるめて、單に貯金局支局間のものではなくなつて、全國のこれに関係するものを入れまして、どの程度にお見込みであるか、御説明願ひたいと思つてゐるのであります。

○浦島政府委員 先ほど昭和九年度との比較を申し上げましたが、これは二十四年度の予算を編成します場合に、昭和九年度の能率を基準にして、これを計算したのであります。土橋さんも元通信省にいらつしやいましたので御承知のように、現業の人員は、詳しい、こまかい、詳細なる能率によりまして算出をいたしておるのであります。これは長い間それでやつておるのであります。が、昭和九年におきまして最も業務の運行におきまして、すべての点におきまして平常な状態でありました。その平常な状態におきまして能率が最も正しいと考へまして、その昭和九年におきまして能率をとりまして、二十四年度の物数を取扱量から算出をいたしたのでありますので、従つて昭和九年を基準として比較した方が最も妥當であるといふことで、昭和九年と比較したわけでありまして、しかしながたゞいまお話のように、昭和九年と今年度労働條件が非常に違ふという点もあると思ひます。しかし御承知のように、郵便事業におきまして、四十八時間制は戦後労働基準法によりまして、しかれたのであります。が、昭和九年ごろの実際の労働平均を見ますと、一日八時間以上九時間ないし十時間になつておるのであります。決して労働時間が今日と著しく違ふというわけには参らないと思つてゐるのであります。なるほど他の労働條件につきましては、たとえ

ば作業関係とか、資材その他の面におきまして、いろいろ違ふ点もあります。この点はできるだけ改善をいたしまして、少くとも昭和九年度の能率より、今後の事業の能率を上げて行きたい、こういう考えでおるわけであります。

○土橋委員 私はいまの浦島労働局長の答弁は何を言つておられますか、おそれる他の委員諸君にもわからないと思うのであります。こういう無責任な高級官僚がたたくさんおつて、通信省の職をばんでおるのが現在の実情であります。これはまことに遺憾にたえないのでございます。私は昭和二十三年度の貯金の目標額は、いかにやうであるか、それに対して奨励の人員はいかにやうに働いておつたか、そして昭和二十四年度の通信省のお見込みはいかにどの目標を持つておられるか、それについては現在いかやうな御方針であるかというところをお聞きしておるのに、しつこく要領を得ない答弁であるのであります。これは速記録をばんでおるのになつてもわかると思ひますが、かやうなことでわれわれはこの国会においてよろしうございませうというのを申し上げることはできないのであります。これはおそれる興業であられます民主自由党の皆さんといえども、このやうな答弁をもつてして、貯金関係の龐大な目標、特に貯金が奨励されておりますが、こういう民自党の政策の一環に

協力できるとお思ひでありませうか、もう一回明確にたいてい、このところを御答弁願ひたいと思ふのであります。

○浦島政府委員 土橋さんの御質問は二十三年度の目標額、これはよくわかつております。但し取扱業務量と人員とどういう労働過重になるかという一つの例をいたしまして、昭和九年との比較をとつたのであります。二十三年度以降におきましますと、貯金と、保険等の目標額につきましましては、なお詳細な正確な数字をたいてい、ここでお手配がございませんで、なお後は御報告申し上げたいと思ひます。

○土橋委員 政府委員がいかにも不熱心で不勉強であるか、たいてい御答弁によつてわかるのであります。従つてこういうやうな、特に貯金関係は、これは民自党のインフレ政策から見ましても、きわめて重要なものであります。なるほど内容は詳細な貯金を集約しておるのであります。國民経済に及ぼす影響と、その運用がまたきわめて重大であります。従つてわれわれはこういう貯金関係が大蔵省の特殊金融課から通信省に移管せられることを要求してやまない次第も、地方還元という重大な問題を含んでおるからであります。特に地方財政は各公共団体においても非常に逼迫しておるのであります。従つて地方配付税配付に關する問題、あるいはその他の公共事業費にからみましても、この問題はきわめて重要な問題であるにかかわらず、政府の諸君が満足な答弁ができませんといふことはゆゆしき問題でありまして、私は個人の浦島労働局長に對しまして

はいろいろ考えがあらますが、しかしこれは公の席上でありませう。少くとも政府を代表する小澤通信大臣が最も頼みとする高級幕下の諸君が、このやうな答弁では、通信省の内容、將來についても私は疑念があるものがないのであります。従つてこの点の説明ができれば遺憾ながらこの貯金関係に關する現在の帳簿の整理あるいは行政機構の改革等について、たいてい貯金支局が全国的にこれを集約せんとするものであります。現に福井貯金局の問題が起り、新潟、さらに長野、栃木、茨城というようにこれが全国的にあるのであります。こういうものについての確な資料が示し願ひないといふことは、先ほど大臣も答弁しておりました。その基準の内容を示されないと同じやうに、いかに不合理であるか、いかに通信業務、特に貯金業務に對する熱意を欠きながら、ただ行政整理は本多國務大臣の御方針が考へえ知らないが、そういうものに追隨して、通信省の無能さを示しているものかと思ひますが、これ以上私は御質問しませう。

次は貯金関係であります。地方簡易保険局における昭和二十三年の目標額及び現在の数と同時に人員及び昭和二十四年度の簡易保険に關する通信省の目標額、さらに現員について御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○浦島政府委員 たいてい正確な数字が手先にございませんで、後ほど申し上げませう。

○土橋委員 たいてい御答弁ですが、すみやかに電話その他の連絡でもつて責任関係局長を招致していただき

たい。この貯金関係、保険関係は先ほども申し上げましたやうに、國民経済に至大なる影響を持つておる。特に民主自由党の政策によりまして、地方公共団体はたいてい財源が枯渇しておるのであります。これを地方に還元するといふことは、とりもなおさず通信省の名譽のためにも、またわれわれ組合員諸君の將來の發展のためにも、ぜひとも考へなければならぬ重大な問題を含んでおるのであります。この貯金関係、保険関係に關する目標額、その昨年度の程度も示されないと、しかもその説明ができませんといふことで、この内閣委員会へ臨む政府委員諸君の不誠意と無努力については、痛憤を感じず次第であります。従つてかやうなものをかかえておられます民主自由党の第三次吉田内閣が、いかに官僚のためにあやつられておるかといふことをこの内閣委員会において証明するのであります。

○土橋委員 政府が説明できなかったら、議員として聞くのは当然だ。次にこの前にちやうだいたした資料の郵政関係といふところにある資料の内容を御説明願ひたい。

次は電氣通信関係として、四万三千七百四十八名といふのは、どういふ関係であるか、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○浦島政府委員 お手元に差上げてあります資料の郵政省と電氣通信省との新定員の数の質問だろつと思ひますが、これは二十四年度の予算におきまして、郵便事業、電信事業、電話事

業、貯金事業、その他各事業別に予算が編成せられて、それを郵政省と電氣通信省に所屬するものとしてそれぞれ分計、合計せられた数がこの数であります。

○土橋委員 たいてい御説明によりまして、これは郵政関係部内において特に特定局あるいは普通局におきましても、分課をなし得ないところの電氣通信関係担当者、さやうな意味でございませうか。

○浦島政府委員 御質問の要点がちよつとわかりませんが……

○土橋委員 資料は、郵政省、電氣通信省所屬職員定員推定調査というのでございませう。そして備考として、本表は昭和二十三年度總予算定員を推定により分割したものとあります。これはこの前の内閣委員会においてちやうだいたした資料でございませうが、この資料の一番下のところの郵政関係といひまして、十九万七千九百八十四と書いてあります。次は電氣通信関係四万三千七百四十八と書いてあります。これは郵政関係における電氣通信関係担当者の方々の数であるか、いわゆる特定局あるいは普通局におきまして、分課をいたしてないところの方の關係であるかどうかをお聞きしておる次第であります。

○浦島政府委員 たいてい定員推定調査でございませうが、この郵政省の中の郵便局の内訳としまして、郵便関係と電氣通信関係とわけてあります。この電氣通信関係の四万三千七百四十八は、特定局の委託業務に關連した電氣通信関係の人員数でございませう。御承知のやうに今度両省にわかれまして、特定局におきまします電氣通信を郵政

業、貯金事業、その他各事業別に予算が編成せられて、それを郵政省と電氣通信省に所屬するものとしてそれぞれ分計、合計せられた数がこの数であります。

○土橋委員 たいてい御説明によりまして、これは郵政関係部内において特に特定局あるいは普通局におきましても、分課をなし得ないところの電氣通信関係担当者、さやうな意味でございませうか。

○浦島政府委員 御質問の要点がちよつとわかりませんが……

○土橋委員 資料は、郵政省、電氣通信省所屬職員定員推定調査というのでございませう。そして備考として、本表は昭和二十三年度總予算定員を推定により分割したものとあります。これはこの前の内閣委員会においてちやうだいたした資料でございませうが、この資料の一番下のところの郵政関係といひまして、十九万七千九百八十四と書いてあります。次は電氣通信関係四万三千七百四十八と書いてあります。これは郵政関係における電氣通信関係担当者の方々の数であるか、いわゆる特定局あるいは普通局におきまして、分課をいたしてないところの方の關係であるかどうかをお聞きしておる次第であります。

○浦島政府委員 たいてい定員推定調査でございませうが、この郵政省の中の郵便局の内訳としまして、郵便関係と電氣通信関係とわけてあります。この電氣通信関係の四万三千七百四十八は、特定局の委託業務に關連した電氣通信関係の人員数でございませう。御承知のやうに今度両省にわかれまして、特定局におきまします電氣通信を郵政

業、貯金事業、その他各事業別に予算が編成せられて、それを郵政省と電氣通信省に所屬するものとしてそれぞれ分計、合計せられた数がこの数であります。

○土橋委員 たいてい御説明によりまして、これは郵政関係部内において特に特定局あるいは普通局におきましても、分課をなし得ないところの電氣通信関係担当者、さやうな意味でございませうか。

省に委託することになつておりますので、その人員は電氣通信関係から郵政省に人員を繰入れる、こういう建前になつておりますので、その分は郵政省の定員としてここに計上してあるわけでありませう。

○土橋委員 わかりました。ただいまの御説明で念を押しておきたいのですが、將來独立採算制の會計上、郵政関係はさなきだにも會計不如意であります。これは小澤通信大臣もよく聞いていたのだと思います。電氣通信省の關係は現在におきましても財政はバランスがとれておるのであります。従つてかような電氣通信関係のやりましますのを、郵政部門で人件費等をまかなうことに相なりますれば、郵政關係が必然的に人間の量においても、人件費においても電氣通信省の方の仕事を受持ちながら郵政の仕事に圧迫するといふ現象も考えられますので、この点はとくと大臣は考慮せられまして、このさばきをうまくいたしまして、郵政關係の電氣通信省關係におきまします會計のそれらの面において、非常な障害があるといふことをつけ加えておきたいと思ひます。

次は電氣通信省の問題であります。まずお聞きしたいことは、現在の電話が世間において聞かれない、かつ雨の日、風の日は電話が通じないことが多々あるのであります。こういうような現状におきまして、少くとも保守の關係におきましても、また線路あるいはその他機械の關係におきましても、きわめて不十分なものがあることは、世間周知の事実であります。このすべての責任が組合員、従業員諸君に轉嫁せられるような現状であります。

が、通信省がこの資料あるいは保守の面、その他についてお考えになつておる御方針を承りたいと思ひます。

○小澤國務大臣 今土橋君が仰せの通り、現在の電話がほとんど故障が毎日のように頻発いたしまして利用者の大きな非難をこうむつておる事實は認めます。しかし考へてみますと、御承知のように十数年間の戦争で、三年ばかりかかつて現在約八十五万個の復旧復興をいたしております。戦前には土橋君御承知の通り百八万個のものが、八十五万個までふえて、今年五万個ふえますと、九十万個というふうなうちにわかな復旧をいたしておりますから、そこ一つにのむりがあります。もちろん無限な建設費が予算上許されますれば、どんな改善もできますけれども、現在の限られた建設費においては、これも非常に残念なことではあります。これで満足するものではありませんけれども、この程度の復旧しかできなかつたのであります。しかし私どももいたしましては、本年度で百二十億の建設費がありまします。これでは満足し兼ねますので、將來千七百五十億のうち約六、七億の残余がありまします。これに對して幾分なりとも通信事業の建設費として充當したいと考へて目下努力しております。少くとも二十億ないし五十億の間でこの建設費の増加を考へながら、御指摘のような不完全な電話をどうか完全な電話にしたいと思つておる次第であります。非難を職員の方に轉嫁するといふようなことは毛頭考へておりません。しかしながら職員諸君が大勢の中には必ずしも完全によつてゐる人間ばかりとはいひかねますけれども、この事実が全部職員に責

任などとは毛頭考へておりません。○土橋委員 ただいまの御答弁で私は了とする点もありますが、半ば了とせざる点があるのであります。それは現在の少くとも業務の面から見まして、また労働時間から見しても、大臣がおつしやるように、完全に事務を遂行してない者も考えられるといふような御答弁であります。これは通信大臣が自分の職責がいかに無能であるか、自分がいかに従業員とタイアップして通信事業を行つていないといふことの自己暴露にすぎないのであります。従つて最善を盡しておるのであります。従つて交通の事情、住宅の事情、資金の關係、扶養する家族の關係、社會關係、あらゆる關係で十分なものはありません。これは通信省の宿舎の關係、あるいは住宅の關係の不十分さ、あらゆるものを持つておるのであります。従つて私はこういふ点は論議にわたりますから避けまして、ただいま約八十五万個電話を持つておるといふお話でありましたが、私どもは少くとも電話数は全國三百萬個以上持たすことが、電話の普遍性、公共性を確保するゆゑであると考へておる一人であります。にもかかわらず、その四分の一ないし三分の一しか持たない電氣通信の現況におきまして、人員整理を行つていふようなことは、保守の面から見ても、企画の面から見ても、また資料購入の面から見ても、きわめて不十分なのであります。ことに関東地方の例を引いて私は大臣の責任ある答弁を願ひたいと思ひます。これは通信省の資料に基いて——全通の組合員諸君がつくつた資料ではない。通信省の資

料に基いて、現在関東地方全部に二十六萬の電話数があるのであります。この二十六萬の電話について保守する面、修理をする面において、通信省の現在の四十八時間制のもとにおいて、すでに保守する人員が一万四千五百十名いるといふことは科學的に合理的に証明されておるのであります。しかしながら現在の人員はいかほどかと申しますならば、八千二百五十名であるのであります。そういたしますと、合計におきましては六千二百五十八名不足であります。そうすると現在二十六萬個の東京通信局管内において、保守する人間がすでに六千二百五十八名、これだけ不足してあります。にもかかわらず、これを行政整理するといふのでありますから、私は議員の皆さんにもお聞き願ひたいが、電話が完通しない、電話がどうも不通で困るといふ國民の聲が出る責任は、通信省の行政整理にあるといふことを私は言ひたいのであります。これに對して大臣がどういふふうな——東京通信局管内の二十六萬個に對する問題についてどう考へられておるか。現在の私の数字では七八%の人間が不足しておる。にもかかわらず行政整理をしようとしておる。これについて明確な責任ある御答弁を願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 土橋君の三百萬個全國に必要だといふことは認めます。理想としては私もよく承知いたしております。しかし今申し上げた通り予算の制約があるから、この面のみ予算を集中するわけに行かぬので、漸を追うて理想的な三百萬個の増設をしたいと考へておるということをおさく考へ方において

は土橋君と一致してゐるだらうと思ひます。それから今具體的に東京通信局管内の保守の問題であります。それは箇所々によつては不足している所もありませう。しかしながらわれわれは全國的に見て過剰なところから不足しておるところに補うといふようにして、少くともむだを省きながらこれを整理して、しかもサービス落さないで行くといふ方針であります。具體的にこの箇所はこうといふようなお話でありませうけれども、そういうことばこそ、不足なところへはふやす場合もあり、必ずしも一律に現在の定員をみな一割二分減らすといふ意味ではなくして、仕事の量と勘案して、仕事の量の多いところはふやし、また仕事の量が少くて定員の多いところは減らす、そうして均衡をとつた全部の平均が一分になるのでありますから、その点御了承を願ひます。

○土橋委員 ただいまの大臣の御答弁は非常に不足な点があるのであります。関東地方は東京の大都市を控へ、また農村の代表的な関東の平原を控へまして、また周辺に山脈をめぐらしまして、山梨縣にいたしまして、あるいは栃木縣、群馬縣、埼玉縣の山岳地帯におきましても、日本の山岳の基本的なところでありませう。従つて関東地方は全國の縮図であると申してもさしつかえないと思ひます。この東京通信局管内において、今申し上げるように通信省の資料によつて的確に推算をいたしました結果が、一万四千五百十名電話の保守に人がいることは明確になつておるに、かかわらず、現在員は八千二百五十二名しかいない。従つて六千二百五十八名不足しておること

を承知の上で、さらに保守人員を減らすという事は、理論的に申し上げても、実際の人民生活のために電話が利用されなければならないという公共性から見ましても、また電話の普遍性から見ましても、非常に遺憾な現象であつて、それに対して通信大臣はどういう御所信を持つておるかという私の質問に対して、全国には四万もあるし、一箇所で言われても困るという御説であります。私は関東地方を例にとれば、まず、全国の平均の例であると思ふのであります。こういうような例は電話の保守についても、資材の購入の面においてもたくさんあるのであります。が、これに対して通信大臣はどういう御所信であるか、明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 土橋君は関東地方は全国の平均だと言われますけれども、私の考えはむしろ関東地方においては非常に手が必要であつて、比較的文化の程度の進まないところに手が余つておるといふところが相当あると思ふのです。そこでこの際平均して一割一分を減らすことになつておるのであります。が、ふえるところもあるし、減るところもあるし、全然同じところもある。それはどこを基準にして行くかといふは、従来の事務量を基準にして行くのでありますから、君の心配しておるように関東地方と同じだといふ結論は少し早過ぎると思ふのであります。われわれは事務量をあんばいにして、その事務量に應じて配置を適当にやりたいと考えておるのであります。

○土橋委員 この問題は非常にむずかしい問題であります。今の御説明ではまことに小澤通信大臣とも思われな

誠意のない御説明でありますので、これ以上私はお尋ねを申し上げません。次の問題であります。一体現在電氣通信業務に關して進駐軍の方の電信、電話を御利用願つておる点と、全人民大衆が利用しておる割合について御説明を願ひたい。さらに終戦処理費から実際に御使用願つておるか、あるいは終戦連絡事務局あるいは特別調達廳からどの程度お願いしておるか。この点について御答弁を願ひたい。さらに海外關係において特にいろいろな方面で調べる願つておりますが、そういう人員についていかほど現在郵便關係において海外事務に担当しておるか。その人件費は特別調達廳からどういふに拂われておるか。この点を御説明願ひたいと思ふのであります。

○浦島政府委員 私からお答え申し上げます。進駐軍關係の業務と認められますものは、直接進駐軍の方が専用で電氣通信を扱つておられる面もありまして、また一般の公衆通信に対して利用せられる面もありますが、これに対して通信關係の人員がどれだけかかつておるかお申しますと、直接進駐軍に派遣しております人員が電信、電話、工務を合せて五千三百八十名であります。それからエー・エフ・コールから一般の公衆通信を進駐軍用として使われる通話であります。このエー・エフ・コールに專屬に交換手として従業しておりますのは千八百名、それから郵便の檢閲、電信の檢閲その他に關係して派遣しておりますのが八百十八名、合計約七千九百名程度の方に従事しておる状態であります。

○土橋委員 大體七千八百ないし九百の通信従業員諸君が、その業務を担当しておることはわかりました。しかしこれに対する事務の費用あるいは人件費等がどういふふうになつておるか、御説明願ひたいと思ふのでござい

しておることはわかりました。しかしこれに対する事務の費用あるいは人件費等がどういふふうになつておるか、御説明願ひたいと思ふのでござい

○浦島政府委員 たとえば電話におきましては、電話局内で仕事をしておられる方の人件費は、こちらの方で支弁しておりますが、向うへ行つて直接仕事をしておられます方の経費は、終戦処理費で支弁されておるのであります。

○土橋委員 私はこの点については特別調達廳の人件費の問題と、通信省關係における人件費の問題が相当食い違ひがあるやに聞いております。これは私の聞いております資料が不十分のためならば遺憾であります。が、實際には、たとえば郵便關係におきましては、特別調達廳から万全の措置をもつて支拂うべきものがかりに四千人となつておるといふ場合に、通信特別會計が四百人程度にしかかつておらぬといふような材料も聞いておるのであります。が、はたしてそういう現状であるかどうか、御説明願ひたいと思ふのであります。

○浦島政府委員 正確な予算上の数字は私手元にございせんが、終戦処理費として予算に計上せられております分は、特別調達廳と何らその間に差異はないものと信じております。

○土橋委員 それでは今度は個々の部門についてお尋ねしたいと思ひますが、電氣通信研究所というのがありますが、これはどういふお仕事をすることをもう現在おやりになつておりますか。昭和二十四年度の計画に

ついて簡単に御説明を願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 土橋君に御相談しますが、君の聞いていることは大體予算關係のことでありまして、予算關係が主であれば、予算を担当する局長にお尋ねを願ひたいし、大體事務的なお話のようである。土橋君は事務的にお話しがさういふお話のようである。政治的なお話があれば、私がどんぐお答えするから、政治的なことについて先へやつてもらいたい。

○土橋委員 私は事務量ということと、現在の定員、昭和二十四年度のお見込みという点が中心であります。従つてこれは予算にも關係することでありましようけれども、事務内容全般にわたるものもありましようし、また当面の勞務担当處理自身のものもあるうと思ひますので、これは全部有機的關連性を持つておりますので、簡単な御説明を願つたのであります。何もむずかしいことをお聞きしてありません。通信人としては普通の常識でありますので、その点を御了承願ひたいと思ひます。こういうことで資料がなければ、答弁ができないといふようなことは、少くとも通信業務で職をなさる者の行ふべき態度方法でないといふことを申し上げたいのであります。それではあとでお見えになつてからお聞きしたいのであります。次の問題は海底電線敷設に關する問題。これは現在の通信事業としては海外植民地を失つた關係上非常に縮小されておりますが、昨年も千代田丸が竣工いたしました。こういう關係において、ここに書いてあります。海底電線工事事務所の關係について、六百六十六名の關係であります

が、こういうものについて整理を行うかどうか、この点についてちよつとお聞きしたいのであります。

○浦島政府委員 海底線關係の者を整理するかどうかという問題であります。保守建設の人員であると思ふのであります。従いまして電信電話の保守に要する人員全体として勘案したいと思ふのであります。具体的に海底線の人を何人切るかといふことは目下のところ決定はいたしてありません。

○土橋委員 現在の状態においては、海底電線敷設に關するところの船員關係の諸君及び電氣通信工事をする諸君、その技術的な諸君については、今のところ考へておらない、こういう御答弁と承つてよろしうござい

○浦島政府委員 絶対にやらないといふことを御答弁申し上げたものではあります。が、かような工務技術に要する人員も總体の決定をしていくわけでありま

○土橋委員 次は各地方部局の問題であります。これは委員各位も御承知のとおり、産業官廳であります。中央の行政機構の簡素化という問題よりは、各地方の業務の促進とその適正化が中心でなければならぬと思ふのであります。ところが現在の電氣通信省におきましては、従来通信省通信局、ただちに郵便官署にすべて問題が移つたのであります。が、このたびの

○土橋委員 次は各地方部局の問題であります。これは委員各位も御承知のとおり、産業官廳であります。中央の行政機構の簡素化という問題よりは、各地方の業務の促進とその適正化が中心でなければならぬと思ふのであります。ところが現在の電氣通信省におきましては、従来通信省通信局、ただちに郵便官署にすべて問題が移つたのであります。が、このたびの

○土橋委員 次は各地方部局の問題であります。これは委員各位も御承知のとおり、産業官廳であります。中央の行政機構の簡素化という問題よりは、各地方の業務の促進とその適正化が中心でなければならぬと思ふのであります。ところが現在の電氣通信省におきましては、従来通信省通信局、ただちに郵便官署にすべて問題が移つたのであります。が、このたびの

○土橋委員 次は各地方部局の問題であります。これは委員各位も御承知のとおり、産業官廳であります。中央の行政機構の簡素化という問題よりは、各地方の業務の促進とその適正化が中心でなければならぬと思ふのであります。ところが現在の電氣通信省におきましては、従来通信省通信局、ただちに郵便官署にすべて問題が移つたのであります。が、このたびの

○土橋委員 次は各地方部局の問題であります。これは委員各位も御承知のとおり、産業官廳であります。中央の行政機構の簡素化という問題よりは、各地方の業務の促進とその適正化が中心でなければならぬと思ふのであります。ところが現在の電氣通信省におきましては、従来通信省通信局、ただちに郵便官署にすべて問題が移つたのであります。が、このたびの

○土橋委員 次は各地方部局の問題であります。これは委員各位も御承知のとおり、産業官廳であります。中央の行政機構の簡素化という問題よりは、各地方の業務の促進とその適正化が中心でなければならぬと思ふのであります。ところが現在の電氣通信省におきましては、従来通信省通信局、ただちに郵便官署にすべて問題が移つたのであります。が、このたびの

電氣通信省設置に関する法律によりま
すと、これが五段階になつております。
内容は電氣通信省及び地方電氣通信
局、さらに地方電氣通信部、さらに地
方電氣通信管理所、最後に地方電氣通
信取扱局ということになつております
が、かように中間的な各機構をふやし
ますことは、その局長をふやし、ある
いは管理所長をふやし、課長をふや
す、こういうふうな判を押す職務だけ
をふやすような傾向になつております
が、これでは現在の電氣通信省従業員
の定員を食つていないか、この点を御
説明願ひたいのであります。

○小澤國務大臣 電氣通信省の機構に
ついては、従来日本にありました機構
とは非常に画期的にかつておりま
す。従つて私も当時そういうふうにか
えておつたのであります。大体この
課長とか所長とかあるいは係長とい
う名前がかりにありまして、これは判
を押すだけの課長ではなくして、自分
自身が一つの仕事全部についてわか
つておつて、そしてわずかに五人か十人
くらいで一つの課ができるということの
ねらいがこの電氣通信省の新しいねら
いでありました。今までのように課長に
なれば五十人とか百人の部下がいて、
自分はおまぐらゝ出て来て、タバコを吸
つて帰るというような課長でなく、第
一線に立つた課長、課員のだれがいな
くても課の全部のことがわかるとい
うような課長がここで予想されてお
ります。おそろくは私の心配した点、
現在土橋君が心配した点は極力取除
いて、そういう方向に、すなわち下級
の事務官にその仕事を轉嫁しないよう

に、むしろ課長が全部それを知つてお
つてごく補助的にやるような形に運用
したいと考えております。

○土橋委員 これは郵政関係の郵便局
あるいは貯金局、保険局にも同様な現
象が現れておりますが、この前に内
閣委員会であつたにたとへて考慮して
いただきたいということを申し上げた次
第であるので、これ以上詳しくは申し
上げませんが、五段階におけること
は、少くとも國家行政組織法上の
電氣通信省といつたしましては、これは
あなたがいかうにお考えになつて
も、現実に管理所があり、あるいは当
該の局長がある。または電氣通信部、
電氣通信局といふものがあれば、ど
うしてもそこに官僚制度といふものが生
れるのであります。こういう傘式な段
階制度をたくさん設けて、そして
業務に対して独立採算制をとる關係
から、かさの骨のようになつて上に上
つて行くといふような關係は、これは
日本の官廳機構においては破壊的な行
爲であると考えております。従つてこ
れは特に私は設置法の問題にもなりま
すけれども、この面でもここに例もあり
ますがごとく、たとえば地方電氣通信
局と電氣通信部の人間は、あなたの方
の御予定になりますと、一万一千九百
五人であります。ところが地方の實際
に仕事をやるかといふところの管理
所は別といたしまして、地方電氣通
信取扱局においては十三万二千七百二
十一名であります。そうすると十名に
一人の管理者がおるのであります。ま
た管理所の方をながめまして内訳は
明確に書いておられますが、これを加
えますと七人に一人の判を押す役人

がおる。實際問題としてこういうこと
で一体電話の復旧ができるかどうか、
ここが問題であります。こういうよう
な電氣通信局とか、通信部とか、管理
所といふようなものは、すこぶる機構
を少くして、そしてただちに電氣通
信大臣に直結をして、業務がすらすら
と行くようなことをはかること、これ
が機構の簡素化であります。これは
機構の複雑化であります。そういうた
し、現在の通信省内部において、將
來御予定になる電氣通信従業員の全体
から見ると、人間をふやさなければな
らないといふ結果になる。大臣の先は
どの御答弁で、八十五万個といふのを
三百万個にしたいといふ御方針なら
ば、人間を減らすどころか、どうして
も人間をふやさなければならぬとい
うのが、電氣通信省の現在の事情であ
らうと思ひます。これについて大臣の
御所見を承りたいと思ひます。

○小澤國務大臣 新しい試みというも
のはいろいろそれに対する保守的な考
え方と、また進歩的な考え、いろいろ
あると思ひます。改善するとい
ふことは從來の頭では改善できません。
従つて今從來のようない行政機構をこ
で一期限を画して、新しい機構で進み
たいといふのがわれわれの念願であり
ますから、いろいろの非難はありで
あります。しかしながら今言
うように所長とか課長といふのは土橋委
員が考へておられるように、私が先ほど言
つたように、判を押す仕事といふので
はなくして、業務に當るのだ。業務に
當つて、しかも五人か十人のうちで一
番上だといふだけであつて、決してそ

の人が仕事をしないで、下の者だけに
させるというふうな、從來見るような
課長でないといふことを御了承願えれ
ば、そうした心配はないと思ひます。

○齋藤委員長 時間がもう十二時過ぎ
て一時になつておられますが、皆
さんもお腹がすいておられると思ひ
ます。土橋委員の質疑はこれからどの
くらいかかりますか。

○土橋委員 まだ電波廳の問題と航空
保安廳の問題、それから今問題の中心
になつておりますライン・オルガニ
ゼーションの問題をとくとお聞きして
おかげならぬと思ひますので……

○齋藤委員長 委員長はなるべく各委
員諸君の質疑のことについてこれこれ
くちばしを出すことはなほだ本意
です。しかし御承知の通り、もう余す
ところ三日であつて、そして参議院の
方の關係も考えなければならぬのであ
ります。この委員会はどうしても本日
中に法案は審議したいと思ひますのであ
ります。それで御承知の通り、衆議院規
則によれば、委員長は委員会にはかつ
て質疑討論その他の発言について時間
を制限することができ、こういう規
定があります。私はこの規定を應用し
ようとは思ひません。なるべく穏やか
に済ませたいと思ひますから、皆さん
も委員道德を重んぜられてやつてもら
いたい。これだけの御注意を申し上げ
ておきます。

議事に入ります前に御報告をいたし
ておきたいことがあります。委員の田
中萬逸君が本日辞任せられまして、こ
の補欠として關内正一君が議長の名
で補欠選任せられました。このことを
御報告しておきます。

○齋藤委員長 まず昨日本会議におい
て承認を與えられまして大藏省設置法
の施行等に伴う法令の整理に関する法
律案に対する修正につきまして政府の
説明を求めます。大藏大臣。

大藏省設置法の施行等に伴う法
令の整理に関する法律案中修正
第十五條を次のように修正す
る。

(1) 第十五條を次のように修正す
る。

第十五條 稅務代理士法(昭和十七
年法律第四十六号)の一部を次の
ように改正する。

第四條中「主務大臣」を「國稅廳
長官に、稅務代理士證審査委員會」
を「稅務代理士證審査會」に改め
る。

第十一條第一項中「財務局」を
「國稅局」に、同條第二項中「主務
大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第十四條及び第十六條から第十
九條までの中「主務大臣」を「國稅
廳長官」に改める。

第二十條中「主務大臣」を「國稅
廳長官に、財務局長を「國稅局
長」に改める。

(2) 第二十六條を次のように修正す
る。

第二十六條 大藏省設置法(昭和二
十四年法律第 号)の一部を次
のように改正する。

第十三條第一項中 國民金融 審議會

國民金融公庫の總裁及び監事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に關する重要な事項について議決し、又は大藏大臣に意見を述べること。

國民金融 審議會

國民金融公庫の總裁及び監事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に關する重要な事項について議決し、又は大藏大臣に意見を述べること。

公認會計士 審査會

公認會計士及び會計士補の懲戒事件について議決し、その他大藏大臣の請問に應じて、公認會計士及び會計士補に關する重要な事項を調査審議すること。

公認會計士 試験委員

公認會計士試験及び特別公認會計士試験を行うこと。

(3) 第二十八條の次に次の十二條を加える。

第二十九條 國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「財務局長」を「國稅廳長官、國稅局長」に改める。

第十一條第一項中「証券集取ハ」の下に「國稅廳收稅官吏又ハ」を加え、「財務局長又ハ」を「國稅局長又ハ」に改め、同條第二項中「財務局長收稅官吏」を「國稅局長收稅官吏」に、同條第三項中「所轄財務局長收稅官吏」を「所轄國稅局長收稅官吏」に、同條第四項中「所轄財務局長」を「所轄國稅局長」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

に改める。

國稅廳收稅官吏ノ集取シタル間接國稅ニ關スル犯則事件ノ証券ニシテ重要ナル犯則事件ニ關スルモノハ之ヲ所轄國稅局長收稅官吏、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄財務局長收稅官吏ニ引續ケベシ
第十二條第一項中「收稅官吏」を「國稅局長又ハ財務局長ノ收稅官吏」に、「所屬財務局長」を「所屬國稅局長」に、「他ノ財務局長」を「他ノ國稅局長」に、同條第三項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第十三條中「收稅官吏」を「國稅局長又ハ財務局長ノ收稅官吏」に、「財務局長」を「國稅局長」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。

國稅廳收稅官吏間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄財務局長ニ通報スベシ
第十四條第一項中「財務局長」を「國稅局長」に改め、同條第二項中「認ムルトキ」の下に「又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル犯則事件同條第二項各号ノ場合ニ該當スルトキ」を加える。
第十七條第一項及び第十九條第一項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第三十條 法人稅法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四十五條から第四十六條の二までの中「大藏省」を「國稅廳」に、「所轄財務局長」を「所轄國稅局長」に改める。
第四十六條中「又は財務局長」を「又は國稅局長」に改める。
第三十一條 臨時宅地賃賃價格修正法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第三條第三項中「大藏大臣」を「國稅廳長官」に、同條第四項中「大藏次官」を「國稅廳長官」に改める。

第七條第三項中「財務局長」を「國稅局長」に、同條第四項及び第六項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第三十二條 たばこ專賣法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第七十九條中「財務局長」を「國稅局長」に、同條第三項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第三十三條 塩專賣法(昭和二十四

年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第五十五條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第三十四條 しよう腦專賣法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第三十五條 地方稅法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第二百六條の二第二項中「財

務局長」を「國稅局長」に、同條第三項及び第九項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第三十六條 中小企業協同組合法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
別表中「財務局長」を「國稅局長」に、「財務局長」を「國稅局長」に改める。
第三十七條 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一條中

大藏省		本	証券取引
計	印刷	委員	會
八五、〇一四人	九、〇三〇人	七三、八一六人	一四五人

大藏省

計	印刷	委員	會
八五、〇一四人	九、〇三〇人	一三、三二一人	一四五人

第三十八條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第七十七條及び第七十六條中「財務局長」を「財務部」に改める。
第三十九條 閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十五條中「財務局長」を「財務部」に改める。
第四十條 特定財産管理令(昭和二十

十一年勅令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。
第七條中「財務局長」を「財務部」に改める。
(4) 附則第一項に次の但書を加える。
但し、第三十六條の規定は、中小企業等協同組合法施行後八月を経過した日から施行する。
○池田國務大臣 ただいま議題となり

ました大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案の一部修正案につきまして、その提出の理由を御説明申し上げます。

本案はさきに大蔵省設置法案の一部修正案につきまして御説明申し上げました通り、今回徴税機構を独立せしめて國稅廳及び國稅局とし、他の地方財務行政機關を財務部と改めるのに伴ひまして、關係法令中主としてこれらの名稱の変更を要するものがありますので、本院において御審議を願つております大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案の一部を修正する必要が生じた次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○齋藤委員長 それではこれより行政機關職員定員法案を議題といたします。通告によつて発言を許します。

○勝田委員 議事進行について、定員法の審議はなるべく要領よく迅速に審議をして、早く目的を達成させなければならぬと思いますが、それについて午前中土橋君より発言中でありまして、この点をひとつ急速に終了していただきまして、なおその後の審議を進められて行つたならば、一番スムーズに行くのではないかと思ふのであります。が、大體重要な問題が四つほどあります。あると思ふのであります。その問題はこの定員法というものがいわゆる予算の削減を目的とするところが相当大きいように思ふのであります。その意味で整理によつて予算が一体どのようになり得るのか、いろいろ失業手当の点等もありまして、保險の手当の問題もありまして、いろいろの

面から見て、どの程度はたしてほんとの予算の削減になるのか、十七万三千八百人という人たを減らしたその根拠の一番大きなこの予算の面を明確にしておくことが、一番大切な問題だと思ふのであります。その点が一つと、それからもう一つは、首を切つて行く人たちに對して、どういふ退職手当等の手段を、いわゆる保護を加へられて行くのか、退職手当に対する目安について政府の決定を明確にしていただく、單に法令にまかすということでは、相當程度までこれははつきりして行く必要がある。それからもう一つ第三の点は、そういう首を切つた人の中でも相當失業をして行く人があらうと思ふのであります。こういう人たをどういふ面でもどう振りわけて行く見通しを持つておるか、この受入れ態勢のほんとうの姿を明確にするということが非常に大きいと思ふのであります。これが第三点であります。

第四の点は、切る／＼と申ししましても、おそろく單にとう／＼切るように切るわけでもないと思ふのであります。そこには整理基準というものが確かにあつて、そうして合理的な手段が選ばれて行くに違ひないのであります。その整理するための基準を一体どうして行くか、以上四つの点が非常に重要な点で、これが明確になつて行けば、定員法の全貌も明らかになつて、われ／＼も十分な審議ができると思ふのであります。その意味で、大體この四つの問題について、第一の問題から第四の問題について、それぞれその問題を一つずつ問題として取上げて行つて、そして政府の責任者の方々に全部出席を願つて集中的にこれを

審議して行く、そういう形で審議をまず第一に進めて行つていただきまして、そしてその次に今度は各省ごとにいろいろ問題があるわけでありまして、たとえば鉄道省にも問題はありまして、あるいは農林省は食糧の問題があるといつたように、いろいろ各省で特殊な問題があると思ふのであります。その問題を今度は各省に特殊の問題についてこれを取上げて行くのが、一番審議の方法としては合理的ではないかと考えるのであります。そういう意味で問題を一から順次取上げて行つていただくことをここで提案をいたします。

○齋藤委員長 その趣旨に基いて質疑に入つてください。

○成田委員 土橋君が通信大臣に對して懸念している質問があるようでありますから、それを先にやつていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

○土橋委員 それでは午前中に引續いて私は簡明直截に御答弁を願つて終りたいと思ひます。電波廳と航空保安廳の問題であります。これは電氣通信省の電氣通信業務と三者一体となつて將來の機構の中心のものでありまして、どこが電波廳につきましては三千八百二名の定員でよろしい、こういうお考えのようであります。將來電波行政についてはどういふ点をお考えになつてかような点になつておるか、この点を簡單に御説明を願ひたいと思ひます。

○大野(勝三)政府委員 電波廳におきましては、現在通信省の電波局において扱つております事務を、實質的にはそのまま承継をいたして行くわけでは

ございません。これを内容的に申し上げます。第一には電波の規正という仕事でございます。そのためには標準電波を一定の場所から放射をいたしまして、その一つの標準を電波に與へ、各割当てられたその無線の機關が間違つた波長を出さないようにこれを規正し、かつ監視する仕事でございます。それから第二には一般に私設無線通信の仕事は、御承知のように法規上すべてこれは許可制にかけられておりまして、従つてその施設につきましてもまたその爾後の機器の運営につきましても、種々監督を受けておるわけでございまして、そういう電波の監督、つまり一般の私設無線の監督の仕事をここのでやるわけでございます。その一つの現われがたとえば放送無線の仕事につきましては、この作用によつて現在通信大臣の監督のもとにあるというわけでございます。おもなものは大體電波の規正の仕事と、そういうた多々監督的な仕事がございますけれども、大體からこれは純粹の監督行政ということではさういふかと思ふのであります。その程度で十分まかなえると思つておる次第であります。

○土橋委員 ただいまの御答弁であります。地方電波管理局においては、各局所において現在非常に縮小しておるのでございます。今やわが國は外國の貿易關係等においても便節を派遣されるというやうな重大な段階にありまして、特に最近愛知縣に起りました問題は、河内送信所に移管されておる、こういうやうな問題は全國隨所にあるわけでございます。これは受信關係でも送信關係すべてさうであります。

そういうやうな日本の發展のためにも特に重視しなければならぬ無線關係が、非常な制限を受けることは非常に遺憾でありますので、この点について私は政府の御予定になつておりますやうな、そういうお考え方については賛成することはできません。ぜひとも強く私は要望しておきたいのであります。特に最近西南アジア方面の回線あるいは西歐方面の回線について統制するやうなきらいが非常にありますので、これはぜひともやめていただきたい、やはり自主的に海外電波について十分配慮してもらいたい。従つて人員の点についても考慮していただきたい。またあなたも今お話になつたやうに、電波規正からさらに國內における中波放送の關係等を考へて見ますと、將來おそろく民主自由黨におきまして、これは政策として電波法というものをおつくりになるのじやなからうかと思ふのであります。そうするとどうして日本放送協會との關係等を考へまして、これは十分人員を確保して、放送あるいは中波放送までも行かなければならぬ。こういう点を私は強く指摘いたしておきたいと思ふのであります。

それから次は航空保安廳でございます。これは一千二百十五名の人員を擁しておりますが、實際に内地の通信省所管の仕事をやつておるかどうか、どういふやうな内容をやつておるか簡單にお答えを願つて、さらにこれがもし一般會計の面なりあるいは特に總理府の管内において行つております終戦處理に關するやうな仕事をやつておられるならば、その方から費用を出すのが至當であつて、通信特別會計が非常に

困難なる中から人員を出すのは非常に遺憾でありますので、こういう点について簡単に御説明願いたいと思つております。

○大野(勝三)政府委員 航空保安廳におきましては、これまで現在通信省の航空保安部において行つておりますことを実質的にそのまま引継ぎ行つておりますので、その内容を申し上げますれば、まず航空燈台あるいは無線標識等の運営の仕事及び飛行場の維持管理といったような仕事でありまして、そのほか航空保安施設の検査監督といったような仕事をいたします。たとえばこれは非常に高い建物では危険信号の照明を特に施さるとか、あるいは飛行場の近傍におきまして非常に離着陸の障害になる建物の関係について監督をするといったような仕事でございます。今日飛行場、航空燈台、航路標識等はすべて國のものでございますので、それらの施設の維持管理は、つまり政府として当然にやるべき仕事であるわけでありまして、實際におきましては現在これを利用いたします関係から言いますと、御承知の通り航空の業務は現在國內では禁止されておりますので、實際利用は進駐軍関係のものかと申すところであると申し上げてもさしつかえないわけでございます。そういうわけでありまして、その関係の経費はお説の通り終戦処理費から受けて、これをまかなうという建前に相つておる次第であります。

○土橋委員 最後に私は電気通信部門の総合的な御説明を願いたいと思つておりますが、現在電気通信業務は、先ほども澤大臣にも御質問し御答弁を願つた通りに、速急にこれは有線も大切でございますが、当面わかれておる電気通信業務については、それが施設の面でありましようとも、規格の面でありましようとも、現実の電信にしても電話にしても、これを運営しておる従業員の面から見ても十分なる人員を擁しない、これは大臣が御希望なさつておるような、われわれの希望しておるような業務はできないのであります。その責任が常に通信従業員にかつて来る、こういうような点について十分御配慮願いたい、よろしいという御答弁であつたのであります。私は最後にこの点を非常に遺憾だと思つておる。それは一般公衆に與えておる感じは、とくするならば、従業員の業務の能率が不十分だという感じを與えていながら、通信省が基本的に回線なりその他の設備を行つていない。こういう点を私は指摘してこの問題を終つたと思つておるが、さらに郵政関係についても、私は郵便の基本は通達にあると考えておりますが、通達一元化の方向において鉄道、郵便をひつくる、特に鉄道郵便に通信員の配置あるいは市外市内の通達関係及び國內における区分あるいは配達、こういうような大きな構想において郵政自身が通達一元化のもとに進む考えを持つておるかどうか。従つて通達関係中心の人員の配置をするというような考えで、この面の整理をできるだけ絶対に行われないという御方針を持つておられるかどうか、この点ちよつとお聞きして終りたいと思つておる。

○小澤國務大臣 電気通信の方にございまして、今御指摘のようにならぬ電気通信本来の目的あるいは機能にかなひましまして、その機能にさしつかえないように、また一方的に職員のみを負担によつて國民諸君から惡批判をこうむらぬようにという点については十分了承いたしました。しかしながらそれは現在の定員法を前提としてなし得るという見地でおるものでありますから、この定員法を行ひましても、今の趣旨、ことにこの通達一元化というやうな問題はこの法律のもとで行いたいと考えております。

○土橋委員 ちよつと大臣の御答弁が私は最後で了解できない点は、現在の定員で十分できる確信を持つておる、こういう御説明であります。それは通信の機構について御存じない方についてはそういう御説明もつづつと思つておるが、少くとも私に關する限りにおいては、ただいまのような状況において四万八千の減員をいたしましたし、超過勤務手当等が不十分であると同時に、六千三百七十四ベースのもとでは、おそらく通信業務の円満な遂行はできない。かようにわれわれ見ておるにかかわらず、大臣は自信を持つてた。だいまの答弁をせられたが、もしこれによつて公衆の諸君がいろいろな苦情なり不平が起つた場合に、この責任はもろもろ従業員諸君あるいは公衆側にあるのではなくして、通信当局の通信なりあるいは電気通信業務に關する基本的対策の樹立がないために行われるものである、かように私はつけ加えて、これで一應終りたいと思つておる。

○齋藤委員長 岡田君は関連質問です。ね。きわめて簡単に願います。

○岡田(春)委員 関連質問です。簡単に御許しをいただいた時間でお尋ねしたいと思つておる。これは電気通信省の設置法の出ましたときに通信大臣に質疑をいたしました。質疑の留保になつたまま私定員法のとくにお伺いすると言つてそのまま置いてある問題なのであります。簡単にすからちよつとお答へを願ひたいと思つておる。

この前の設置法の審議のときに小澤通信大臣の御答弁では、電気通信調整審議會は決議機関である、大臣の行政的な執行に對して決議をする、こういう形で行政に制限を加えることができないのだという御答弁があつたわけでありました。そうなつて参りますと、これは當然行政に制限を加えるという意味で、行政的な執行なり行政的な事務を担当する一部分にしても、行政的な事務を担当するものであると私は考へるのであります。この点行政的な執行をやるものである、あるいは行政的な事務を部分的にしろ担当するものである、かような御答弁があると思つておる。ありますが、この点についてはいかがお考えですか、御答弁願ひたいと思つておる。

○小澤國務大臣 行政とは何ぞやという問題は、非常に大きな問題であつてむづかしい問題であります。しかししたとえば三権分立における行政という面と、單に官廳局の行政処分という二つの意味の行政、という問題もあつてあります。従つて單に憲法上という行政とか、あるいは一般にいう行政事務というものは、おのずからその範圍が限定されながら解釈することが、むしろこの法に適した解釈だと思つておる。従つて岡田君の質問される趣旨の行政とは、どういふ範圍のことを言われのかはつきりしませんが、少くとも設置法であつた審議會で議決を経たものに對し、さらに行政廳の主管である國務大臣が行政上の責任を負うということも、決しておかしい理論の矛盾したものではないと考えております。

○岡田(春)委員 私は簡単にやりたいのですから、大臣も簡単にやつていただきたいと思つておるが、行政大臣が行政の責任を負うということの御答弁をお伺ひしたのではないので、私のお伺ひしたことは、調整審議會は行政大臣の行政的な事務に對して、制限を加える決議機関であるというお話であつたわけでありまして、さうしますと當然審議會自体が行政的な事務を部分的にしろ担当することになるだらうということば、當然あなたの御答弁から結論づけられて来ることだと思つておる。その審議會の今申し上げた点は私の申し上げた通りであらうと思つておるが、その点はいかがか、こういう点をお伺ひしたのであります。大臣の行政的な責任を私はお伺ひしたのではないのであります。

○小澤國務大臣 どうもわからないのですが、もう一ぺん……。

○岡田(春)委員 この問答のときには通信大臣というか、今度の電通大臣というのですか、この大臣の電気通信調整に關する事務については、調整審議會が決議機関として調整事務に對する行政的な決議機関としての権限を持つ。従つて行政大臣はこの権限の中において行政事務において制限を加えられるというところになるわけですね。この点はこの前はつきりと御答弁になりました。制限を加えるということは行政事務をその部面においてのみ行つておるということを表明されたわけであ

ございますが、そこまではつきりされておると思うのです。その点この前の点をもう一度確認するところから始めたいと思つておるのですが、その点はそうだとお話しであれば、そこから話が進められるが、何だかあいまいな行政大臣の権能についての御答弁があつたので、その点は前の話とは違ひ、そこをもう一度はつきりさせていたください。

○小澤國務大臣 電氣通信大臣という行政事務をとる者と、行政の範囲の執行にあつて審議会制度が設けられまして、審議会の議決を経るという制限のもとに行政事務を行ふのだ、こういう趣旨であります。

○岡田(春)委員 ですから審議会自体が行政事務の一部を担当するということになるわけですね。そこは重大な問題ですから……。

○小澤國務大臣 結局これは純然たる法律論でありますから、いろいろな解釈はつきましようが、要するに行政の執行にあつて、審議会制度が設けられ、この委員会で議決をいたしますれば、その行政事務の一部がそれで制限されてしまふというわけです。ところが行政という觀念の中には、一つの制限された行政行為と同時に、行政上の執行という問題があるわけでありまして、その合せたものを私は行政と言つておるのであつて、その制限されたものを執行するのまた行政大臣が完全これをやるという形になるのでありますから、その行政の意義いかんというところが議論の焦点になるというので先ほど申し上げたのであります。

○岡田(春)委員 どうもことさらに言葉で逃げられるようですが、それでは審議会自体がどういう権限を持つておるのですか、この行政事務を行つておらないのですか、おるのですか。おらないとすれば今執行する部面と行政的部面と二つにわけたお話しになりましたが、執行する部面と、これで制限を受ける部面の行政の事務に対する審議会は行政的な担当をいたすのかどうか、この点であります。

○小澤國務大臣 それはそういう意味においてももちろんいたすのであります。すなわち調整審議会における行政と、その行政のさらに廣い範囲における次の余つた部分における行政は、國務大臣がやる、こういう意味であります。

○岡田(春)委員 それでは行政的な事務を担当されるということになりますと、この審議会の委員というものは、定員法の委員の中に当然入つておると思ひますが、これはいかがでありますか。

○小澤國務大臣 それは入つてないと思つております。

○岡田(春)委員 それはおかしいです。入つてないというのならば、これは行政機関ではないというお話しですか。

○小澤國務大臣 それが行政というものは何ぞやというのをきめないと、あなたの考へておる行政と、ぼくの考へておる行政とは違ひうのではないか。そこを言つておる。つまり行政行為の全部を官吏がやることとまつておらないのであつて、法律の力によつてそういう機関を設けて行政をやられるということになりますれば、それも行政事務の一つであります。ただあなたの言うように、行政事務イコール公務員がやるのだ、あるいは公務員法に基く官吏

がやるのだという前提ならば、そういう議論が出るけれども、われわれの考へは行政という中にはそういう意義もあるけれども、原則としては公務員がやるということとすべきまつておるけれども、そういうような特殊な場合には、この公務員法によらざる行政事務があり得る、これは非常に廣い意味の行政事務になるかもしれません。

○岡田(春)委員 それではその部面においては行政であるというお話しならば、その部面に関する限り審議会は行政の責任を当然負うわけでございますね。

○小澤國務大臣 それは何でも審議会に限らず、人間が権限ある場合には、うしろに必ず責任があるものであります。その権限の範囲内においては、一公務員であろうと、一小使であろうと同じだと思ひます。

○岡田(春)委員 それで明らかに非参りました。あなたの御答弁では非常にあいまいにされておりますけれども、その部面に関する限り、行政的な責任を負つておるということになると、当然これは定員法の関係から見まして、その部面に関する限りの行政の關係の人として、これは定員法に關連して來なければならぬと私は考へます。この点についても一度それをお伺ひしたいということと、それからもう一つは、その部面に関する限り、決議機関である限りにおいて、行政の責任を負うということになりますと、これは國定行政組織法の第八條の適用を受けることが安当であるかどうか、この点についても一つお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(功)政府委員 國家行政組織法の關係でございますので、行政管理廳の方からお答えを申し上げます。この議決権のある審議会の点につきましては、前に木村委員からもお尋ねがありました。申し上げたのと同じ問題にしたいと思います。それで今の調整審議会も、今小澤大臣が申されましたような意味だと限定をいたしますれば、行政上の責任も持ちますし、行政事務を行うということになります。それが外部に対して現われる場合には、電氣通信大臣の名前をもつて現われるわけでありまして、それで國家行政組織法の第八條による附屬機關ではなくて、第三條の外局になるのではないかと御質問だと思ひますが、第三條の外局と申しますのは、そういう行政の國家意思というふうなものに外に現われません場合に、その委員長なり委員会なりの名前において現われるものを外局と考へておるわけでありまして、第八條で括弧の中で「第三條に規定する委員会以外のもので云々」というふうに、それを除いてありますのは、そういう意味であります。従ひまして小澤大臣がおつしやつたような意味で、行政事務を担当するといひましたとしても、それは必ずしも第三條の外局にはならないのであります。第八條の附屬機關だといふふうに考へておられます。

○岡田(春)委員 それでは今の御答弁から言ひますと、こういう審議会は、これは行政機関と解釈してよろしいのですか、どうですか。

○佐藤(功)政府委員 組織法上行政機関という名前は廣い意味と狭い意味に使つております。第三條で國家行政組織のために設けられる行政機関は、府

と省と委員会及び廳とするといふうにそこでは限定して、府と省と廳と委員会といふものを行政機関と言つております。しかしそうだからといって、審議会とかいふような検査所といったようなものが、廣い意味の行政機関ではないといふことにはなりません。しかし組織法第三條の行政機関という意味には入つておりません。

○岡田(春)委員 今の御答弁では明らかでないのですが、私はこれは非常に重大だと思つて、再三三取上げておる。というのはこういうふうなわけの審議会という形が、大臣の行政権を拘束するというのは、おそらく今度の調整審議会をもつて嚆矢とするであらうと思ひます。從來の行政権の問題は、これはこの前も設置法のときに大臣にお伺ひしたのであります。行政権は明らかに大臣の権限の問題として、この大臣の行政権を拘束する決議機関という限りにおいては、これは憲法上における行政権の侵害という意味で、憲法違反の疑いが非常に大きいわけでありまして、それからもう一つは行政機関とするならば、当然これは定員法の中にこの趣旨が入つて來なければならぬと私は考へておる。今の廣義とか狹義とかいふようなお話しで、適当な解釈上の点で非常にあいまいな御答弁をされましたが、この点非常に明確ではないのであります。これはもう少し追究したいのであります。これはもうあまり時間を長くとりませんといへませんから、あとでまた適當な機会に伺ひたいと思ひますが、今の政府委員の答弁で大臣もこの点はその通りである、間違いないといふようにあなたも

お考えになるかどうか、この点を最後に一言伺いたい。

○小澤國務大臣 その通りです。

○齋藤委員長 通信大臣に対する御質問はもうほかにございせんか。――なければ通信省関係に関する質疑は一應これで終了いたしました。

今法務総裁、本多國務大臣、官房長官及び人事院総裁が来られておりますから、これらの方々に御質問の方は御発言を願います。

○成田委員 公務員法と定員法との問題に関連して、浅井人事院総裁並びに閣僚関係に御質問したいと思ひます。

最初浅井人事院総裁にお尋ねしたいのですが、総裁は従来当委員会におきまして、今回の行政整理というものはまったく政治的な行政整理である。従つて人事院の立場からすると、合理的な基準というものは現在のところ見出すことができない以上、この行政整理に対しては関與しないということをお願いして御答弁なさつております。私は人事院の立場としてもつともだと思つております。しかしながら消極的に関與しないだけではなしに、御承知のように國家公務員法というものが公務員の權利を國民全体に対する奉仕という

ような名のもとに非常に制限している。たとえば團體交渉権、あるいは罷免権の制限をやつておる、その反面身分も保障されておるわけである。ところが今まで政府のつて来ている態度、特に今回の定員法などを見ますと、制限の面ばかりを強く現れまして、保護の面は完全に放擲しているという傾向があるのでありますが、今回の定員法による國家公務員の權利が不当に侵害されたという場合があつたと

きに、人事院総裁としての立場から、この公務員の利益保護のために、政府に対して勧告その他何らかの適宜の処置をおとりになる意思があるかどうか、これをまず伺ひたい。

○浅井政府委員 お示しのごとくそのような事実がありたくはしません。善処いたす考えでございします。

○成田委員 といひますと、今回の定員法で、先ほど触れましたが、公務員に対しては罷免権、あるいは團體交渉権を制限しておる。これに対する一つの見合ひの條文といひまして、意に反して公務員が免職、あるいは降職された場合は、國家公務員法の八十九條――九十二條によつて人事委員会へ訴願をする權限が留保されておる。ところが定員法においてはこの十九條――九十二條を適用せずといふことがはつきりしているのではありませんか、この定員法の規定に対して、人事院総裁は率直にどうお思ひになつておるか伺ひたい。

○浅井政府委員 お答え申し上げます。お示しのように、一方において同盟罷業及び團體協約の締結等を禁止いたしましたために、他においてこの訴願の規定を設けましたことは、人事院としてはきわめて重大なる意義のあるものと存じております。従ひまして今回の行政整理におきまして、この規定が排除せられておるといふことは、はなはだ遺憾に存するのでございします。しかしながらここで人事院の立場からひとつ考へてみなければならぬ点があるかと存じます。すなわち今回の行政整理において、この訴願の規定を動かしまして、はたして國家公務員の利益が保護できるかどうかという、その実

際の可能性についてでございします。第一に、これは今回のような非常に多数の者が罷免せられるというような事態を予想いたしておりませんがために、一々公開の合同審議を求められまして、場合においては、非常に長い時間がかかるというところは御推察できるかと存じます。次にこの訴願の提起されまして場合に、いかなる基準によつてこれを違法なりとして、その罷免を取消すといふことができるかという点でございします。もしも人事院が今回の行政整理に対して精密なる基準を出し、いやしくもこの基準に反しました場合は、この罷免を取消すといふことができま

すならば、それはお示しのようにこの訴願を引受けることが最も適當であらうと存じておりますが、今回の行政整理は、最前も御発言がありましたように、職階制、勤務成績評定制等がいまだ日本において完成せざる以前に起るべき問題でございしますので、人事院としては今回の整理に科学的なごまかい基準を出し得ない地位にあることは御了承願ひたいと存じます。かかる場合には、もしも公務員から訴えが起りましたら、結局それは任命権者の自由裁量の領域に立ち入つて審判するやうなことに相なりますならば、きわめて長い期間がかつて水かけ論となる結果になりはしないかと心配いたすわけでありまして、そういう意味におきまして、この点は人事院として非常な関心は持つておりますが、人事院のやるべき、この今度の行政整理に対する保護がごこの訴願の制度によつて達し得るかどうかとこの点は、疑問を持つておるという点を率直に申し上げるほかはないと存じます。

○成田委員 ただいま八十九條ないし九十二條の適用をもつてしては、公務員の利益保護にあまり役立たない、だから排除されてもやむを得ないだらうという御答弁がありました。人事院総裁としては、少くとも公務員の利益保護のために重大なる責任を持つておられる。八十九條――九十二條で公務員の利益保護ができなかつたれば、今回の政府の行政措置で、あるいは科学性を欠いておる、あるいは行き過ぎがあるといふようなことを発見されまして、場合、何らか適宜な処置をおとりになることは、当然だと思ひますが、それについて具体的な案をお持ちであるかどうか。

○成田委員 人事主任官會議の制度もあるから、今回の行政整理について、あるいは不統一なところがあれば完全なる統制もや、人事院の立場をばつかりしたいといふような御意見がありました。今回の定員法が出されまして、すでに相當の時日が経過してあります。行政整理の内容といふものは、人事院総裁としては当然おわかりになつておると思ひます。といひますと、現在提案されております定員法に基づく行政整理に対して、人事院総裁はいかなる具体的な方針をおとりになるお考えであるか、これをばつきりしていただきたい。

○浅井政府委員 この訴願の規定を除くか入れるか、私は二つの立場を申し上げて國會の御裁断によりたいと存じます。もしもこの訴願の規定が復活せられるといふことが、國會の御意思できまりましたならば、人事院は万難を排しまして、併合審理等の方法をもちましてやるほかはございしません。しかしながらもしこの訴願の規定といふものが排除せられたら、國會で定められたつたといふあかつきには、もはや人事院としては國家公務員を保護する何らの手続もないのかといふことになるかと思ひます。この國家公務員法によつて、人事院に與えられておる權限は、決して訴願の手続ばかりではございせん。ことに私の考へておりますことは、この國家公務員法において認められておりますところの人事主任官會議という制度でございします。この制度によつて人事行政に関する人事院の考えがもしありたいとすれば、十分各省に徹底し、各省を

統制することができ、このように考へておる次第でございします。

○成田委員 人事主任官會議の制度もあるから、今回の行政整理について、あるいは不統一なところがあれば完全なる統制もや、人事院の立場をばつかりしたいといふような御意見がありました。今回の定員法が出されまして、すでに相當の時日が経過してあります。行政整理の内容といふものは、人事院総裁としては当然おわかりになつておると思ひます。といひますと、現在提案されております定員法に基づく行政整理に対して、人事院総裁はいかなる具体的な方針をおとりになるお考えであるか、これをばつきりしていただきたい。

○浅井政府委員 いかなる方針をとるやとのお尋ねでございしますが、これは少しお尋ねが抽象的に相なるかと存ずるのでございします。つまりこの定員法に対して賛成か反対かを言へといふこととでございします。もしそうならば人事院の立場といたしまして、この政府の提案せられた法案に対し、この場で私が批判をいたすことは差控えた

と適確に資料を集めて、全國の役職員全体の仕事の量及び職務制の内容についても十分きわめられて、政府がいかなる位置に出ようとも、特に民主自由党を中心とする——労働階級にとつては非常に遺憾な政党であります、政府自身もかような政府であります、が、そういう政府が三割、三割というような腰だめで、實際の内容についてほとんど研究をされないで、この行政整理に関する定員法を出す。この場合、人事院のこの國家公務員法をつくられた精神、この第一條第二項が明記しておる点から見ても、あなたの責任において人事官を招集して、この政府の態度に対して、どういうことを表明し、どういう方法で行くべきであるか。もしあなたが今御答弁になつたように、非常に保護を意つておるものでないというならば、遺憾ながら人事院としては機構の面においても不十分である。また成立以來非常に日が浅いために、いかんともすることができないというやうな態度を世間に表明し、特に首を切られる諸君には陳謝なり意見を表明せられる立場にあるが、この二点について、もう一回明確に國家行政組織法上と國家公務員法の關係から、こゝういふ意見が明確に示されるか、あるいは政府に対して勧告なり國會に対して御忠告なり御所見なりが出てしかるべきであると思いますが、この点について、明確にお答えいただきたい。

○濫井政府委員　國家公務員法を制定いたします場合及びこれを改正いたします場合は、土橋さんの方の陣営からは、アメリカと日本とは制度が違うから、このやうな改正をしてはならないという御議論だつたかと思ひますが、

ただいまアメリカと同じような方法で日本もやることだということ、國家公務員法の基礎としてお述べになりましたことは、まことに私はうれしく存する次第でございます。國家公務員法の精神をいたしましては、土橋さんのお示しのように、一方において國家公務員の保護を怠るものでないというところは、まことにお示しのごとくでありまして、その責任がわれ／＼にあるというお示しは、まことにごもつともだと存じます。ただ土橋さんは、今度の行政整理は悪いものであるという前提で議論をお示しになつておるのでございますが、人事院をいたしましては、よいか悪いかは國權の最高機關たる國會がきめるべきものだという前提に立つての相違から出て来る御議論かと存じます。

○齋藤委員長 土橋君、ちよつと御注意しますが、さいぜん勝間田君から議事進行の發言を求められて議事進行の便法として、行政機関定員法の根本問題について二から四まで最初に質問したらどうかということがあつたのでありますが、質問が横の方にすべつたと思ひますから、それをお考えの上お願いいたします。

○土橋委員 ただいま淺井人事院總裁は奇怪な御答弁をなすつたので、私はさような答弁は、少くともこの權威ある國會の名において非常に残念に思ふのであります。私はさような制度が正しいというのでお話を申し上げたのであります。ただいまの國家公務員法が制定せられた精神はさようなところにあるかと考えておる。また事実そうであつたのであります。そうするならば、特に勤勞階級の犠牲と負担の

上において、独占金融資本を擁護する立場の上に現政府があることは、あらゆる資料によつて明瞭であります。そういう勤勞階級の犠牲の上に資本主義經濟の再建をはかるとする、この誤つた考え方については、わが党は非常な反響をしておるのであります。が、そういうことも十分しんしやくをいたされまして、その國家公務員法そのものについては、私はこれは公務員の諸權利を押えるところの防波堤である、かように断定いたしておるのであります。が、それはさておきまして、國家公務員法によつて、人事院は行政組織法上からち外に置かれて、非常な權限を與えられ、法律、規則、指令を發する權限まで與えられておるにかかわらず、自分の方の人員が不十分であるとか、あるいは内容が不充實であるとか、年限が浅いかいということによつて、この問題について意見が發表できないとか、あるいは自分の言いたいことを發表することを差控えたといふようなことでは、人事院そのものの本來の使命に反している。第五條において明らかに、人事官を認証する場合を規定しておるのであります。それはあなた自身も御承知の通りであります。

○人事官は、人事行政については最も堪能にして、人格高潔で、しかも公務員の利益擁護のために憤然と闘ふべき士が三人選ばれておるのであります。そういう方が、なぜこの政府の方針について、少くとも公務員の權利を生活を擁護するといふ公平な見地に立つて、あなたの方から政府に対して十分な戒告なり、御忠告なり、また國會に対して、政府はかようなことを申しておるけれども、人事院の今日まで

の資料においては、この程度がしかるべきであるとか、これは根本的に國家公務員法と違つた定員法をつくつておるとか、行政執行機關がその法律を提案しておるが、むしろ出すならば人事院が出してしかるべきである、政府の越權行為である、こういうことをおやりにならないで、將來何をおやりになるのか、こういう点が私の議論の中心点であります。現在の人事院を見ると、ほとんどあくびをしておる。何も仕事をしない。ただ人事院規則で四十八時間を行行し、またサンデー・タイムを実施するとか、結局これは人員整理をするような規則をあなたの方でおつくりになつて、これが指令として出ておる。政府の行政整理もやむを得ないという。こういう事実については、あなたはどういう良心に基いて本委員會において御答弁くださるかという点をお聞きしておるのであります。

○淺井政府委員 土橋さんの御質疑、だん／＼御議論にわたる点もございまして、これはきわめて貴重な御議論として、私十分これを参照いたしまして善処するつもりでございます。しましては、決してその義務を怠つてないといふことの確信を私は持つております。その義務の遂行がいかなる形において現われて来るかは、まだ今後の問題であると思つております。

○齋藤委員長 さいぜん私が申しました、この法案に対する基礎問題を願ひいたします。

○成田委員 ただいま淺井人事院總裁は、この八十九條……。

○齋藤委員長 またそれですか。

○成田委員 これは根本問題です。

○齋藤委員長 根本問題は、さいぜん勝間田君が言われました一から四までです。

○成田委員 それに関連しておるのであります。その前提をなしておるのです。八十九條——九十二條を適用することがあまり効果がないというお話であつたのであります。淺井人事院總裁も認められておるやうに、公務員の罷免になつておるやうに、公務員の罷免権あるいは団体交渉権を制限し、それに対する代償として八十九條——九十二條を設けられた。ところが今回の行政整理で、八十九條——九十二條の適用は除外された。適用があつてもあまり効果がなないやうな結果になつたとすれば、当然元へ返りまして——八十九條——九十二條が空文になつたとすれば、労働者の基本的な權利であるとすれば、労働者の基本的な權利である団体交渉権、あるいは罷免権を認めるのが私は安当だと思ふ。現に米國の労働官公補のギブソン氏が参りました、國家公務員法の改正に行き過ぎがあつたといふことを指摘されたやうであります。その指摘が現実と今御現われておるわけなんです。そういう意味におきまして、元の權利、すなわち罷免権、団体交渉権について百パーセント認められるやうに、淺井人事院總裁においては御善処されるのがほんとうではないかと思ふのであります。が、それについての御意見を承りたい。

○淺井政府委員 お示しのように、この訴願の規定が、一方と結びついてきわめて重大であるといふことは、その通りであります。ただこの國家公務員法は、全体といたしまして、今度のやうな数十万に上るやうな行政整理といふものは予想してないのだから、それが全國に起りましたところ

のきわめて重大なことでございますから、それが定員法を設けたゆゑんであらうと存じます。

○成田委員 そこに根本的な考え方との相違があるのだから。こういうものを予想せずにつくつた公務員法が、政府によつて一方的に公務員彈圧の規定ばかりが適用されておるという結果になつておる。そうなりますと、こういう規定が空文化され、あるいは悪用されておるとすれば、労働者の、公務員の基本的な權利を認めなければ、ほんとうの公務員の利益の擁護というものはできないという結論になるわけなんです。論理的に言つて、当然団体交渉権なり罷免権を百パーセント元へ返すという方針をとるべきが、人事院總裁として当然だと考へるのですが、いかがですか。

○淺井政府委員 私は少しく考へが違つておるのであります。この國家公務員法におけるこの規定それ自体は、私はそのような欠点を持つておるものとは存じておりません。それが重要であり、一方において國家公務員を抑えたために、一方に訴願の制度を認め、これはお示しの通りでございます。またこれを今定員法で取除きましたことにつきましては、私は非常に遺憾に存する次第でございます。それは御議論としては非常に私も賛成でございますが、今人事院が訴願を受付けたといひまして、やり得るかどうかという点について、私は申しただけでございます。

○齋藤委員長 それはおの／＼の解釈による意見じやありませんか。

○成田委員 その点はまた他の委員に御質問願うことにして、私は質問を進

進

めましよう。先ほど人事院総裁のお言葉にあつたのですが、この整理基準の問題について、浅井人事院総裁は、現在の政治的な行政整理に対して責任を負えない、だから整理基準というものは、人事院において何ら考えていないという御答弁であつた。ところが当委員会では、本多さんは、人事院にこれはやつてもらうつもりだということであつて、いろいろその点を追究した結果、本多さんは政府の責任においてやるとのお話であつた。その点も政府の方で了解がついておると思つておりました。ところがききよう小澤さんに、全通四万八千の首切りについて、いかなる整理基準をお考えになつてゐるかというところをお聞きいたしましたら、これは人事院総裁に一任するのだという御答弁であつた。事實はそうではないのだということを申し上げたら、そうすると小澤さんも、責任を持つてやろうということでありました。その点人事院総裁のお考え方というものは、全然政府に徹底してない。この機会に、ちやうど官房長官も来ておられますから、整理基準については人事院は絶対にタッチしないということをはつきり言明願ひたいのです。

○浅井政府委員 この整理基準の問題は、非常に重大な点だと存じております。本来人事行政機関としての人事院が、このような場合に精密な基準を出すことは望ましいことだと思つております。また最もよく科学的な人事行政を知つておるといふのが人事院だということになつておりますからして、これは人事院から出すべき筋合いのものだと思つております。ところが今回の行政整理につきましては、そのような基準が発見できるかどうかというところは、非常に疑問があるのではないかと思ふ。これは一言で申しますと、人事記録の不完全なところになつてゐるものであります。それは各省には人事記録があるとの仰せではございませうけれども、いわゆる國家公務員法で要求するような精密な人事記録は、私はないと思ふ。すなわち國家公務員法で要求してあります勤務成績評定制度といふものは、私はまだ確立しておらずに思ふ。従ひまして、人事院から精密な基準を出せと仰せられましても、私は出せないであります。しかし、出して出せと仰せられますならば、出して得るかと思つておりますが、但し、それは二つの点でございします。第一には、消極的な基準でございします。これは成田さんの申しましたように、平等取扱ひの原則を破つてはならない、組合活動をするために首を切つてはならない、これははつきりいたしております。お尋ねの点は、おそろくこういうことではなくて、積極的なものを切つてやろうと存じますが、これは今申しました理由で、なか／＼出しにくい。かりに出しても、それではほとんど常識の程度を出ぬようなものに帰着いたしまして、結局これは同じことだらうと思ひます。

○成田委員 人事行政の専門家であるところの人事院総裁において、今回の行政整理について確固たる科学的な標準を示すことができないと言われておるにもかかわらず、政府は責任を持つてやるというお話なのですが、人事院総裁のお話のように、常識的な基準以外には設けられないということとは、私どもはほんとうだと思ふのであります。が、これについて本多國務大臣は、いかにお考えになつておるか。現に六月一日から行政整理といふものが行われようとしてゐるのですから、当然この整理基準というものを示して、委員会においても十分論議して、その上で間違ひのない、りつぱな行政整理基準といふものをつくつて、行政整理をおやりになるべきだと私たちは考へるのですが、現在の程度の腹案をお持ちになつておるか、お示し願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 この際説明をいたしておきますが、当委員会において、人事院の整理基準が示されるとするならば、それは人事院からであるといふことを私は申し上げたのであります。それは実はあの当時、人事院から今回の行政整理についても何らかの整理基準が示されるものではなからうかと考へておりましたので、出されるとすれば、人事院の所管事項であるから、人事院から出されるものと思つてゐるやうなことを申し上げたのでございします。ただいま人事院総裁からの説明によりまして、大體人事院の御意向もわかつたやうであります。私の方といたしましては、この行政整理の基準につきましても、ただいま申し上げました通りに、もし人事院から何らかの基準が示された場合には、その示されたものを標準として、そのわく内においてやる、これは当然のことでありまして、示されない場合にはどうするか、これはもちろん任命権者として、國家的な見地に立つて、公正に、あらゆる事情を総合して、あやまちないようにやつて行くのであります。ただいま人事院総裁が、示すとすれば二つの標準であるとして説明されましたあの二つの標準は、もちろん政府としてもその線に沿つて、しかもあらゆる事情を勘案いたしまして、公正にやる。これはいかなる者を退職せしめ、いかなる者を退職せしめないことが國家的利益であるかという見地に立つて、最善を盡すのでございします。

○齋藤委員長 もうこの問題に対しては……

○成田委員 この整理の基準は、今の四つの項目の一つです。委員長はそれを知つておつてもらわねと困るです。中心点に來ておるのだから……

○本多さんは、今日まで、人事院の方から整理基準を示すようにお考えになつておつた、そういうやうな今御答弁だつたのですが、この問題につきましては、四、五日前に浅井人事院総裁と本多さんに御出席を願ひまして、私はこの点をはつきりしていただきたいと言ひました。結局本多さんも、それならば政府の責任においてやるとお話になつた。ところがききよう小澤さんに伺うと、まだ人事院の方におんぶしてあるらしい。人員整理について政府は何ら責任を持つておらぬということを発言しておる。私はまづたく意外に思つておる。ただいまの本多さんの御答弁もそうだ。六月一日から行政整理をやろうとする場合に、まだ人員整理基準をきめてないといふのは、首切りのため行政整理といふものは、首切りのために行ふのだと考へざるを得ない。すみやかに整理基準をお示しになつて、もちろぬ／＼の点があるだろうと思ひますから、当委員会が慎重審議し

して、この問題について誤らない措置をとりたいと思ふのであります。が、それについて、案の御提出があるかどうか、はつきり伺ひたい。

○本多國務大臣 誤りのないやうにやるといふのが方針でありまして、その整理の基準は、今人事院総裁が言われた以上の基準は、これを明示するといふことは、まことに人事院で言われる通り困難なことでありまして。しかし、いかなる人を整理するのが國家的利益に合致するものであるかということについての準備は、すべての任命権者によつて、公正にこれを執行するのであります。當委員会にその基準を明示することは困難であると思ひます。

○土橋委員 今の質問に関連して……

○齋藤委員長 同じ質問じやありませんか。もうこの間から何べん繰返されておるかわからぬ。われ／＼耳にたこができておるくらいです。……

○土橋委員 私は浅井総裁がおられますので、ちやうど都合でありますから、本多國務大臣にお尋ねをしたいのであります。國家公務員法の第三條をお聞き願つて、私がちよつとこれを讀み上げますから、聞いていただきたいと思ふのであります。「この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律実施の責に任ぜしめる。國家公務員に関する事務を掌理するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣總理大臣に報告しなければならぬ。人事院は、この法律に従ひ、左に掲げる事項について職員に関する諸般の方針、基準、手続、規則及び、計画を整備、調

整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。」こういう規定を置いておるのであります。こういう規定によつて、第一号の末項の方に、「退職、恩給、免職、人員の減少」こういうようなことを書いてあります。が、こういう事項について人事院がやるということ、政府はお認めの上、この定員法を出したかどうか、この点をもう一回、私は確信を持つて、政府がこういう規定に違反をしていないか、うのであるが、違反をしていないというならば、本多國務大臣は明確な答弁をしていただきたいと思うのであります。

○本多國務大臣 今読み上げられました公務員法の規定は、それは間違いないと思いますが、法律ができると同時にすべての法律で規定されたことが実現されるということは、また別問題でございまして、人事院においては努力はしておると思ひますけれども、法律の施行と同時に、書いてあるだけの準備ということ、困難なことだろうと思ひます。

○土橋委員 そういふことは、これは民主自由党の方も聞いていたのだいふのでありますが、この第三條の規定は、今私が読み上げましたような國家公務員の百般のことに關しまして、人事院があらゆる計画なり、勧告なり、法律、規則をつくる指令を出す権限が與えられておるのです。政府が人事院に相談もなく、人事院の意向も確めなないで、民主自由党の第三次吉田内閣の政策として、かようなことを行政府である政府が、この提案をするということは、行政組織法上において、人事院の基本的な権限を政府が侵して

いるといふことは明白であるが、これに對して大臣の明確な答弁をしてもらいたい。もしそうでなければこれは少くとも立法府において、この定員法そのものが基礎的に重要な誤りを犯している点もありませんが、この第三條及び第五條、第一條の規定についてあなたの方で明確な答弁をしなければ、憲法違反をするところの定員法であることを私は明確にしたいのであります。この点責任をもつてお答え願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 むずかしい議論で私にはわかりにくいのですが、実は政府から行政整理をやるについて、人事院にその意見を確かめておいてやらなければならぬといふ法的な根拠はないと思ひます。ただ人事院に行政整理の進行状況は緊密な連絡をとつてやつて参りました。その間もし人事院の方で勧告でもされるところがあれば、向うからやつていただくべきものであります。私の方から法律上諸問をするとか、意見を聞くとかいふことにはなつておらないと考へております。

○齋藤委員長 さいぜん理事会を開いてまず定員法の根本問題として、最初に質問したいことは四つある。第一は定員法実施によつて予算が實際にどれほど節減になるか。第二は整理の基準、第三は退職手当をどうするか、第四が失業対策いかん、この四つが理事會において協定された項目であります。これについて質問をしてもらいたいと思ひます。

○土橋委員 たいだいまの本多國務大臣の御答弁は、この第三條を忠実にあな

たがざらんになり、読んでおられるならば、当然人事院から整理の基準に關する御勧告なり、この最後にありますように、立法その他必要な措置を勧告するといふことになつております。従つてあなたの先ほどの御答弁では人事院と緊密な連絡をとつたというのならば、整理基準なり、あるいは基本的な態度について、人事院からどういふお話を受けてやつたかといふことを明確にしなければならぬのであります。先ほどのあなたの緊密な連絡をやつたといふ御答弁から見ても、いろいろあつたと思ひますので、人事院總裁がおられますから、率直に人事院はどういふ内容の勧告をしたか、どういふ整理基準を示したかといふことをもう一回明確に御答弁願ひたい。

○本多國務大臣 たいだいまの基準といわれるのは、あるいは何割減といふ基準でありますならば、それは独自に私の方でやつたのであります。人事院に連絡をして、その御意見によつてきめたものではないのでございします。さいぜんから申しております通りに、私の方といたしましては、行政整理の仕事の進行状況をできるだけ人事院總裁の方にも連絡をとりまして、その人事院の御注意でもいただくようなことがあり得るようなら、これを目的といたしまして、連絡をとつたのでございします。行政整理をやるべきかといふこと、あるいはやるとすれば何割切るべきかといふようなことについて連絡をとつたことではないのであります。

○齋藤委員長 大臣はさいぜん申しましたほかに大藏大臣、労働大臣、厚生大臣、運輸大臣、農林大臣が見えてお

りますから、さう御承知の上でたいだいま申し上げました四つ問題について質問を願ひたいと思ひます。

○岡田(春)委員 今本多國務大臣は、政府の方からさういふことを問ひ合せたことではないといふお話ですが、それは今度の整理基準の問題について、浅井人事院總裁は整理基準の問題について政府側に対して勧告をされた事実がありますかどうか。

○浅井政府委員 具体的に何の勧告をした事実もございません。

○岡田(春)委員 それでは第三條に先ほど土橋君の言いましたように、人事院が諸般の方針、基準、手続、規則、計画を整備するやうな場合、しかも具體的な條項として降任、轉任、その他首を切るといふやうな具體的な問題について、勧告をなされなかつたといふならば、第三條の發動をやらなかつたわけであらうと思ひます。これについては権限を行なかつたのでありますから、

○浅井政府委員 それは今度の行政整理がきわめて特殊なものであつて、まだ職階制も何もできていないといふ特殊な状態においてなされたものであるからといふことは、詳しく申し上げた通りであります。人事院は決してその義務を怠つたり、権限を行使することをおつたといふわけではありませんが、できないものをやるわけには参りません。

○岡田(春)委員 第三條によるところの勧告は行われなかつたといふお話ならば、この中における降任、轉任その他の規定は、今度の大量首切りには適用しない、こゝういふ意味でございしますか。

○浅井政府委員 それはちよつと問題が違ふと思ひます。私のたいだいま申し上げたのは、そこに書いてある権限が人事院の権限であり、義務であるといふことを私は否定するものではないといふことを申し上げたのであります。しかしそれは人事院が行使し得るところの権限であつて、これを行使するといふことは人事院のみならず考慮する場合であらうと存じておるのでございします。今回勧告をやらなかつたのは、さいぜんからたび／＼申し上げたやうに、今回の行政整理がきわめて特殊なものであるといふ事実によるのでございしますから、それからただちに御結論になりまして、國家公務員法のそのやうな規定が適用されないのかといふことに用ひますと、さいぜんから御主張になつてゐるやうに訴願の規定を適用せよといふのと矛盾して來やしないかと思ひます。

○岡田(春)委員 これは重大な問題ですが、第三條は適用しないのですか、するのですか。

それから今回の首切りだけという御答弁ですが、大量の首切りというのは今回だけで、これ以外の場合にはやはり國家公務員法を適用して行くのですか、その点をはつきりお答え願ひたい。

○浅井政府委員 一休人事行政がうまく勤くといふのは、職階制を完成することが第一と存じておりますが、さういふやうな場合になりましたならば、どこにどれだけ人が余つてゐるか、どこにどれだけ足りないかといふことは私は一目でわかるだつちと思つております。さういふ場合にはよほど重大な事故が起りません限り、このやう

な大量の行政整理というものの自体が私
は存在しないものだとしておりま
す。

○小川原委員 議事進行に関して申し
上げますが、さつき勝間田君より御提
案になりましたこの四つの問題を政府
においてもお話しくださいすれば、こ
の問題は自然と氷解することであると
思います。話を聞いておきますと、同
じ道を行ったり来たりして、さつ
ぱり議事が進行しておられないのであり
ますから、まずもつてこの四項をお話
くださいと非常によろしいと思ひ
ます。この際さようにお話を願いたい
と思います。

○成田委員 四項目につきましては今
まで政府は何らの明快な回答を與えな
かつたのでありますが、特にこの人員
整理によりましてどれだけの経費節減
になるか。それから退職手当は今年法
律で規定されないで政令に委任され
た。従つて白紙委任状を政府に渡すよ
うなものであるから、この退職手当の
内容について、この際委員会が納得の
行く程度の説明をしてもらいたい。そ
れまでは委員会を打切ることはないよ
うにということをお願いしたところ、
本多さんもそれを了承されたのであり
ます。大蔵大臣がおいでになつてい
る。大蔵大臣から、この行政整理に
よつてどれだけの経費節減ができるか
ということを中心として承りたい。そ
れから退職手当の問題について本多國
務大臣に承りたい。なお労働大臣にこ
の行政整理によるところの失業救済に
対して、どれだけの具体的な案を持っ
ているかということをお尋ねしたいと
思います。

○池田國務大臣 昭和二十五年にお
きましては大体二百億円の程度の一
般会計、特別会計を通じての経費の節
約に相なります。昭和二十四年度にお
きましては退職金の支給規定がまだは
つきまゝでございまして、正確な数字
は申し上げられませんが、大体今関
係方面と折衝しております案によりま
すと、七十億円の程度の本年度の減少
でございます。

○成田委員 二十五年におきまして
は二百億、二十四年度においては退
職手当の関係もあつてはつきりした数
字はわからないが、七十億円の程度と
言われておりますが、その内訳をひと
つできるだけ詳細に承りたいと思ひま
す。たとえば何人解雇いたしました、
その給料が平均幾らであるから幾らの
節減になる。それに対して失業対策費
として幾らを支払ふか。その差額は
幾らになるかということをして、さ
け詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 大体予算定員から割
り出した次第でございます。詳細は主
計局長から答弁いたします。

○河野(一)政府委員 予算定員に對し
ましておの／＼各官廳で幾人ずつ減つ
て来る、それに予算額をかけたとして
出しまして、それが本年度になります
と二百億の数字になります。本年度に
おきましては年度の途中から行政整理
が行われます關係上、俸給、事務費の
金額がかわります。それから退職手当
もまだ未決定、交渉中でありまして
で、それを引きました結果、先ほど大
臣が申し上げたような数字になります
す。

きましては大体二百億円の程度の一
般会計、特別会計を通じての経費の節
約に相なります。昭和二十四年度にお
きましては退職金の支給規定がまだは
つきまゝでございまして、正確な数字
は申し上げられませんが、大体今関
係方面と折衝しております案によりま
すと、七十億円の程度の本年度の減少
でございます。

○成田委員 二十五年におきまして
は二百億、二十四年度においては退
職手当の関係もあつてはつきりした数
字はわからないが、七十億円の程度と
言われておりますが、その内訳をひと
つできるだけ詳細に承りたいと思ひま
す。たとえば何人解雇いたしました、
その給料が平均幾らであるから幾らの
節減になる。それに対して失業対策費
として幾らを支払ふか。その差額は
幾らになるかということをして、さ
け詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 大体予算定員から割
り出した次第でございます。詳細は主
計局長から答弁いたします。

○河野(一)政府委員 予算定員に對し
ましておの／＼各官廳で幾人ずつ減つ
て来る、それに予算額をかけたとして
出しまして、それが本年度になります
と二百億の数字になります。本年度に
おきましては年度の途中から行政整理
が行われます關係上、俸給、事務費の
金額がかわります。それから退職手当
もまだ未決定、交渉中でありまして
で、それを引きました結果、先ほど大
臣が申し上げたような数字になります
す。

○成田委員 それでは今の大臣の御答
弁と同じなのであります。大臣は主
計局長から詳細説明さすと言うから、

○河野(一)政府委員 一般会計にお
きましては本年度でありまして百五十
億、特別会計におきまして百五十億、
それから二十四年度の俸給事務費の減
少額が一般会計におきまして四十二
億、特別会計におきまして九十九億、
合計いたしまして百四十二億程度で
ございまして、退職手当はまだ先ほど申
上げたような事情にございまして、一
般現在考へております案によりま
すと、一般会計におきまして十四億、特
別会計におきまして五十六億、合計七
十一億、これを差し引きました七十一億
が純減少になるわけでございまして。

○成田委員 この予算定員と比較して
というお話でございますが、相当数字
がかつて来ておると思ひます。実は
きよう小澤通信大臣にお尋ねいたしま
したところ、四万八千の解雇目標でお
やりになつていた。ところが種々努力
した結果、約二万九千に減るといふよ
うなお話があるのですが、通信につ
きましては数字は被解雇人員幾らとお
押えになつておりますか。

○河野(一)政府委員 私の方では予算
定員がございまして、これに対して何
割減るとおの／＼減るところを出しま
して、その差額が純減少になるわけで
あります。退職手当の計算につきま
しては、同時に現在見込まれます四万
八千人程度の退職があるものといふこ
とで計算いたしております。

○成田委員 そうしますと、実情と相
違つた数字が出て来るということに
なる。四万八千と二万八千といふので
す。約半分になる。そうしますと、実
情と相違つた数字である。この二百
億、七十億という数字はほとんど信用

できないということになります。

○池田國務大臣 実情とは違つており
ません。計算の仕方は予算定員によつ
てはじき出すのであります。しかしし
て通信省の減員の場合には当初は三万八
千人と考へておりましたが、その後四
万八千人といたしました。そうして予
算定員から四万八千人減ることによ
して、減少額を出しておるのでござ
います。

○成田委員 計算方法が違つていな
いだけで、実情とは相当違つてゐる。四
万八千と二万八千ですから、実情は二
万八千程度の解雇の見込みだから、相
当実情は違つておるのではありませ
んか。

○小澤國務大臣 それは先ほど成田君
になるほど大体二万八千程度の見込み
だと申しましたが、その範圍は、たと
え退職を希望するような場合には退
職手当をやつてよす人もあります。つ
まり本人が希望してよす、そういう場
合にはただちにあと二万人が節約に
なるのじやなくて、私の言うのは一方
的な意思で、職員の方で希望しないも
のをやつた場合が二万八千人であつ
て、その二万八千人の中には申し上
げました通り本人も希望してこの際よ
しますといふのは入つていないので
す。

○成田委員 ちよつとそれだけでは二
百億あるいは七十億という数字はほと
んどわれ／＼は信用できないのであり
ます。この計算基礎には退職手当が、
まだはつきりきまつていないと言ひ
ますけれども、やはり退職手当を考慮
して差引をお出しになつておると思
ひますが、この点について本多國務大
臣から現在の程度の退職手当をお出

になるかということをお願いしたい。

○池田國務大臣 便宜上私がお答え
いたしますが、大体各省には何人の予算
定員がある。それで予算がきまりま
す。しこつて今回三割を減じた場合
には三割の人員が減つて来るわけで
ございまして、しこつてその場合一割二
分の欠員があつた場合においては、実
際首を切るのは一割八分ということに
なりまして、昭和二十五年の予算に
つきましては、大体二百億円の減少
であるといふことはこれは確かであり
ます。しかし今年度におきましては、
そう動くことはないと思ひますが、正
確に退職金がきまつておりませんの
で、大体七十億円の程度と申し上げた
のであります。この数字は非常に不確
定——不安定なものではありませ
ん。

○成田委員 今の不確定なものじや
ないと言われたのですか。

○池田國務大臣 さほど不確定なもの
ではございません。

○成田委員 そういたしますと、結局
一割八分の人員整理をやつて、それだ
けの人員費の節約ができる。これはマ
イナスの面です。しかし一方退職手
当を支給することによつて政府の出費が
あるわけですから、それを差し引いたところ
が七十億という計算が出て来るので
す。

○池田國務大臣 さようございま
す。

○成田委員 そういたしますと、概数
ではありますし、一應人員費の節
約額に対して、出費としての退職手
当というものは御計算になつては
ないが、その基礎資料を数字的
に御説明願ひたいと思ひます。

たように、今年度におきましては、百四十億の減少になるのであります。平年度としますと二百二億四、今年度はある程度整理が運れたために百四十億、しこうして退職金が七十億、差引歳出の減少が七十億程度、こう申し上げておきます。

○成田委員 そういたしますと、退職金は大体七十億お組みになつてゐるのであります。

○池田國務大臣 退職金としてはさうまで組んでおられません。大体今の案で行きますと、七十億四程度の退職金が出ることになりましょう。こういうのであります。

○成田委員 この七十億の退職手当が出るというしましたら、一人当たり平均どれくらいの金額になりましょうか。

○池田國務大臣 ただいまその支給の仕方を検討いたしておりますが、各省によつてある程度違ふと思ひます。またその整理の仕方にもよりますので、一人当たり幾らということをおし上げる資料を持ち合せておりません。

○成田委員 今各省違ふというお話でありますが、私たちは今回の行政整理の性質から行きまして、少くとも月給の何箇月分ということは各省一律だと考へておつたのであります。違ふのであります。

○池田國務大臣 勤務年数が違つておられますので、各省によりまして一人当り幾らということは違つて来ると思ひます。

○成田委員 各省によつて違ふ点でひとつお尋ねしたいと思ひます。けさ小澤さんにも御質問申し上げたのであります。給與の再計算によりまして、各省の給與は、低いところでは五

号大号俸くらい違ふのがある。現在政府では、給與のアンバランスについて、関係方面と、高い方にしわ寄せしてバランスをとろうという方針で折衝なさつてゐるらしいのであります。そういう状態では、まだこのアンバランスがとれていないときに行政整理をやつて、アンバランスのままの月給を基礎にして退職手当を支給したのでは、現在低い給與を受けてゐるところは非常に不利益を受けると思ふのであります。それにつきまして、小澤運輸大臣の御答弁では、給與のアンバランスが修正された場合は、遡及してまでも支給して、その不合理は是正したいと言つておられるのであります。これは小澤運輸大臣の通信省関係だけの考へでなくして、各省に通ずる問題と解釈してよろしうございませうか。

○池田國務大臣 各省における給與のアンバランスは、以前はございまして、最近ではアンバランスを是正しております。最近ではもうお話のようなアンバランスがないと私は考へております。

○成田委員 これは重大な大臣の御発言だと思ふのです。浅井人事院総裁は、当委員会並びに人事委員会ではつきり言つておられるのであります。今回の給與の再計算によつて非常なアンバランスが出る。私の申し上げるアンバランスというのは第二次アンバランスです。浅井さんはそれ以上のアンバランスをお考へになつてゐる。と申しますのは、四十八時間制実施によつて、実際六千三百七十四ペースは五千人に引下つておるから、実質六千三百七十四ペースを確保すべきで、このアンバランスをます正しなければならぬということを私たちが申し上げますと、

浅井さんはごもつとだと言われておる。ところが官房長官の方では、そういうようなアンバランスは考へていない。しかしながら鉄道省、通信省、農林省の關係において相当のアンバランスがある。この修正はぜひともやりたい。そして最もよい方面に持つて来る。低い方へ持つて行くのではない。高い方へ持つて行くアンバランスを修正したいということをはつきり言われておる。大蔵大臣がアンバランスがないと言われることは非常に奇怪なものであります。その点について、はつきり御答弁を願ひたい。

○池田國務大臣 だん／＼是正しておりますので、非常なアンバランスはないと思つておりますが、もし調べれば、それは是正する方面に持つて行かなければならぬと思ひます。

○成田委員 だん／＼修正されてゐると思ひますが、給與の再計算以後そんなに目立つた修正は行われていないのです。修正の案を立てて政府の方で御努力になつてゐる、それが事実なんではあります。そうしてあまりアンバランスがないと言われますが、五号俸、六号俸のアンバランスは五百円から千円くらいのアンバランスであります。

これは公務員にとつては非常に大きな数字であります。ですからアンバランスがあるということははつきりお認めになつておる。このアンバランスを基礎にして月給の何箇月分かを支給すると、必ず不公平が生じて来る。その不公平が生じた場合に、遡及して退職手当の支給をおやりになる意思があるかどうか。小澤さんはそれを支給するとはつきり言われておるのであります

が、それは當然なことだと思ひます。各省ともそういう方針でおやりになるかどうかを承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 非常なアンバランスでありまして、不公平な結果を来すところは、そういう不公平のないように努力したいと思つております。

○成田委員 政府はそういうことのないようにするという御答弁であります。が、不公平がないようにするためには、結局アンバランスの修正というものが六月一日以降に行われると、遡及して支給する以外には手がないと思ひます。だから遡及して支給すると了解してもよろしうございませうか。

○池田國務大臣 アンバランスの程度の問題でございまして、遡及して支給しなければならぬほどのアンバランスがあれば、そういうふうなアンバランスを是正するように努力したいと思ひます。

○成田委員 それは程度の問題でありまして、大蔵大臣のように高給をおとりになつてゐる方は五千円、あるいは三千円でも少額だとお考へになるかしりませんが、下級の職員にとつては、五百円でも千円でも非常に大きな数字になるのであります。その程度について、どのくらいの判断を持つてゐるか伺ひたい。

○池田國務大臣 それは常識に訴へて考へるよりほかにしかたがありません。

○土橋委員 午前中、政府の御予定では、現在の予算の中に、一般公務員については退職金を十五億五千二百余万円、特別会計に所屬している公務員については三十五億一千三百余万円、合計五十億六千五百余万円を見込んでお

る、こういう御予定のように聞いたのであります。それで間違ひがないかどうか、これが第一点。

第二点は、ただいま河野主計局長からもお話がありましたように、百四十億程度見込んでおられるというが、あとの大部分、一般会計において約二十億、特別会計において大体七十億、合計九十億程度は保証がない状態になつてゐるのであります。こういう点について、予備費のうちから七億程度融通ができれば、何とか一時的にはできると聞いておりますが、この事實ははたしてほんとうであるかどうか、明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 予算面につきましては、お話の通りの数字を計上してあります。しかし予算に計上した程度の金額では足りませんので、財政法上許します範囲内において随時流用して、先ほど申しましたような退職金を出す考へてゐるのであります。

○土橋委員 ただいまの御説明の、予算面においては、今私が申し上げたように、一般会計、特別会計ひつくるめまして五十億六千五百万円であるのであります。そのうち、剰余のほとんど倍にも近い九十億というものが、そんなに簡単に、款項節目について完全に流用ができるかどうか。そういう権限はたしてあるかどうか。あるいは予備費はどれくらい見込んでこの問題を処理するか、こういう点について伺ひたいと思ひます。

○河野（一）政府委員 ちよつと数字を誤解してゐると思ひます。特別会計において九十九億というのは俸給の減少額であります。これに対して退職手当

が五十六億です。従つて純減少額は、特別会計で申しますならば四十三億にしかならぬ。しかし四十三億は余る、こういう計算であります。

○土橋委員 だいたい大蔵大臣は、予算面において九十億余万円計上されてゐることは確認されたようでありまして、それでこの龐大なものについて、予備費からどう流用するか。政府は、過小評価しておりますが、こういう問題について、どの程度の力をもつて行ふか、誠意をもつてお答えいただきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 土橋さんの言通り、五十億というのが予算に計上いたしてあります退職手当でございます。しかし今回折衝して、未決定であります。一應考へておりますのが七十億程度、従いまして二十億程度のものがおつしやるようなことになるのであります。これは特別会計が三十億あります。これを各会計にわけてみますと、割合に僅少な金額になるのであります。あるいは事務費を節約いたしますとか、あるいは予備費によるとかいうことで処理できると考へております。

○土橋委員 だいたいの答弁で最後のつじつまが少し合わないようであります。少くとも一般会計においては二十億、特別会計においては七十億ということは、これは政府の資料によつて発表している数字であります。従つてこれ以外になおかつ予備費の方からどの程度捻出するよう努力しておるかという点が第二点であつて、第一点に、はたして今申し上げたような九十億に近い金が、そういう流用によつて生れると政府は確信を持つておるかどう

うか、これを明確にしなければ、次の予備費の問題も、私は説明が不十分であると思つております。これが第一の質問の中心点であります。

第二点といたしましては、だいたいまお話になつたように、今年度の総支出予算は七千四百六十六億余万円であり、その総支出予算のうちから七十億という金はどの程度のパーセンテージになつておるか。この程度の財源を浮かすために、権衡財政と苛酷なる課税がとられる過程において、こういうような予算の削減のために、だいたいま非常な問題を引起しておる点について、大蔵大臣はどういうお考えを持つておるか。この点について明確に答へていただきたい。これが第二点。

第三点は、さらに二百億の削減ができる。二百億は将来年度の予算を考へてみますならば、現在の状態においてはおそろく八千億余万円を突破するような一般会計を組まれるのであります。こういうような過程において、二百億程度の人員費は、各省ごと平均いたしましておそろく一〇%にならない。それをむりにこの殺人行爲を行つて独占金融資本へ奉仕しておるといふ、この龐大な補助金なり、安定帯の問題について、大臣はどういう考へを持つておるか、この点が第三点であります。

○池田國務大臣 先ほど來数字の問題が出ましたが、予算面につきましても、一般会計、特別会計を通じて、退職金は五十億四千万程度を組んでおるのであります。しかし今回本年度出します退職金は七十一億四千万程度であります。その差額につきましても、主計局長より申し上げておりますように、事務費

とか、あるいは不用の、節約し得る金とできるだけ節約する考へで折衝いたしてあります。しつとして七十一億円の退職金は、一般会計の予算額七千億余りから比したならば一%ぐらいではな

いか、こういうお話でございますが、これは比較の問題ではございません。第三の、來年度は八千億になるといふような考へであります。私はその考へておりません。できるだけ経費を節約いたしまして、本年度よりも少額の一般会計予算をつくるべく努力いたしてあります。

○土橋委員 私は、一般会計におきましては約九%程度であります。特別会計におきましては約一%程度であると思ひます。従つてこういうような全体の國家の支出から見ましてきわめて僅少なものであります。こういうものを整理することによつて諸君の税金が軽減せられるというやうな、選挙運動において民主自由党の皆さんがそういう宣傳をいたして、かつ七十億しか削減できないというやうなことを、殺人行爲に類似するやうな行政整理を行われるというところに、私は政府の性格と、第三次吉田内閣の本質を持つていふところでありまして、こ

ういふ点について、私は大蔵大臣がもつと誠意を盡されまして、これは労働大臣とも十分御相談になりまして考へていただきたいと思います。申し上げておるやうな七十億というやうな僅少な額でなく、もつとどの程度努力してできるかという点についても一回御答へ願つて、私は同僚岡田君もおられますので譲つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 財政の許す限りでできるだけ流用を行ひまして、退職金をた

くさん出すように努力いたしておる次第でございます。これ以外に、申し上げても意見の相違に相なるかと考へます。

○岡田(春)委員 まず第一にお伺いしたいと思ひますのは、主計局長の御答弁では、さつき七十億ぐらいの節約額がある、こういうお話でありますけれども、同じあなたの御答弁で、四月十三日に予算委員会でお答へされておりました。これは数字と違つて、節約額につきましても、その当時はつきり

予算委員会でのあなたの御答弁では八十一億、約十億上けの節約額を言つておられます。もちろんこれについておそろく御答弁なさる場合に、退職金をできるだけ多くするためにこうなるのだ、こういうふうには御答弁したいのであります。給與の節約額の算定が違つておる。先ほどの御答弁では、一般会計は四十二億の節約だとお話になりました。それから特別会計では九十億と御答弁になつておりました。ところが予算委員会では、一般会計は三十八億、それから特別会計は九十四億、こういうふうには御答弁になつておるのではありません。こういうふうには違つて参りました場合において、これははつきりお伺いしたいと思ひます。これははつきり、首切りの職員の数がかつて來たために、こういうふうによけい首切

しその後實際に行政整理をやるとして、定員の整理になりました結果、予算以上にふえましたために、このやうに数字がかつて参つたわけでありま

す。

○岡田(春)委員 それでは今御答弁になつた点が、これは確定的なものであると考へてよろしいのでござい

ます。

○河野(一)政府委員 お答へ申し上げ

ます。予算を組みました當時には、先

少額が予定されたのであります。しか

○岡田(春)委員 その取扱いは今後い

かがなされるのであります。さかのぼ

つて行われますか。

○本多國務大臣 これは政令にも明ら

かにいたしております通りに、退職手

当の新しい政令が施行せられるまででございまして、一刻も早く新しい退職手当の基準を示す政令を公布することによつて解消されるわけであります。そしてそれはその停止を受けておる者が今回の整理の対象になるものであります。その人にとっては新しい基準が適用されることになりまして。

○岡田(春)委員 それでは今の本多國務大臣の御答弁では、今回の整理の場合にお話になりましたが、六月一日から定員法が実施になります。それ以前にやめた者についての場合の退職金、これは今支拂い停止になつておるわけでありまして、これは定員法によるところの政令に準拠して行われるわけでありましてどうか。

○池田國務大臣 私がかつてお答えいたしました。運輸省におきまして、以前退職した者につきましては、運輸大臣からお答えの通り支拂いの停止をいたしております。しかし今回政令によつてきます支給の規定は、以前に退職された人には適用がないものと私は考えております。

○岡田(春)委員 それでは今適用がないという御答弁でありましたが、本多國務大臣の御答弁では政令が実施と同時に、それを支拂うという御答弁ですが、なぜそれまでお待ちになつて、あとに退職金を支拂われるようなことになつておるのか、その点を明らかにしてもらいたい。

○池田國務大臣 私以前前の退職者につきましては従前の方法でやりたいと考えておるのであります。しかしこの問題も今後政令できまる問題とある程度関連をいたしておりますので、はっきりしは申し上げられませんが、今後支拂

います方法がきまるときまで留保していただきたいと思います。

○岡田(春)委員 それでは池田大蔵大臣の御答弁は、六月一日以降の退職者の場合と同様に取扱いをやりたいからという意味で今支拂いを停止しているのだ。かように解釈してよろしゅうございませうか。

○池田國務大臣 反対でございまして、以前の方にきましては、従前通りやりやう。今後の分につきましては、政令できめた分でありたい。こういう考えでございまして。ただ今後どういふふうなきまり方をするか、これが問題でありますので、一應さしとめた次第であります。

○岡田(春)委員 しかし従来通りの方法でお拂いになるならば、今ことさらに一齊に停止をされて、しかも低賃金で苦しんでおる國鉄の職員や、その他の人々が非常な窮乏の苦しみになつていような状態をばつておく必要はないと思つております。従来通りの退職の手当の方法をもつて行われるならば、何もさういふような停止をされることはないでございませうか。

○池田國務大臣 しばらく停止した方がよいと思つて、停止をいたしましたのであります。

○岡田(春)委員 しばらく停止してもよいというふうな政治的な御答弁は、あなたは高給の給料をとつておられるから感じないかもしれませんが、あなたの個人的な主観において、今死のうという國鉄の従業員の諸君に、あなた自身がいかんというふうな気持ちで退職金を拂わなくてもいいということ、それは、それでは一体どういふわけであつたは拂われない方がよいというのか。そ

このところを具体的に御答弁を願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 やめられた方の問題でございまして、今國鉄に残つておられる方の問題ではないのであります。

○岡田(春)委員 しかしこれはやめられた方には違ひないのであります。それはお話の通りであると思ひますが、運輸省の關係のことはおわかりにならないとしても、最近省の事情はおわかりになつておられると思ひますが、希望的に退職を事実上において勧告されておる。こういう事実をあげるといへば具体的にあつてもよろしゅうございしますが、こういう形で定員法実施以前において、その前ぶきの具体的なこととをやらうと思ひます。こういう者はかつてにやめたんだからおれの知つたことではない。給料はやらない。退職金はあつた方がよい。こういうふうな御答弁ではわれ／＼満足できないのであります。この点もう一度御答弁を願ひたい。

○池田國務大臣 これはやめられた方につきましては、退職金以外に一時恩給金もあるものであります。しかし退職金が二箇月、三箇月遅れるからといつて、非常な困りの場合が例外的にはあるかも知れませんが、最近において政令がきまれば、ただちに支拂うことになつてまいりますので、しばらくごまんと願ひたいということであり

○岡田(春)委員 これだけで終ります。池田さんは大蔵大臣だから労働基準法は知らないかもしれませんが、労働基準法にはこれをお読みになつたらおわかりの通り、退職した場合においてはこれはすみやかに拂わなければ

ならぬことになつてゐる。あなたの主観的な意図において拂われない方がいからと思つて拂わなければ、これは明らかに労働基準法の違反になつて参ります。この点はつきりあなた自身がおわかつていただかなければならない問題です。この点はここで明らかにしておきますが、なるべく早くというごとは、大蔵大臣は五月十六日以降において、六月一箇月の猶予は労働基準法に認められておりますが、もし五月十六日以降、一箇月以内に拂われなかつた場合においては、あなたの拂われない方がいだらうというお考えのもとでは、あなた自身が労働基準法の違反を犯すのだということを、はつきりあなたには知つておいていただきたいと思ひます。

○床次委員 ただいま退職手当の予算増加につきまして、大体の御説明を承つたのであります。具体的に幾ら退職手当が支拂わなければならぬかといふことにつきましては、これは政令によらなければ今日明瞭になつておらない。しかし退職せられる者の立場から申しますと、幾ら退職手当がもらへるか、こゝであります。個人が幾らの割合で退職手当をもらへるかといふことは大きな関心を持つておるのであります。ただいまのお話におきまして、今後退職する者につきましては、従来の普通退職手当のほかに特別の退職手当がある程度あるといふことも予想せられるのであります。しかしながら今日までのこゝいう行政整理の場合を考慮いたしますれば、これは先ほどいふ／＼公務員法の問題でも論ぜられました。今回はまことに特別な処置によりまして行政整理が行われるの

でありまして、個人に対する退職手当につきましても、十分御当局は考慮していただく必要があるものであります。従来の退職手当以外に、むしろ普通の従来の行政整理の例でありますれば、それと同様に近いところのものがあつたのではないかと想像するのであります。政府におかれましては、今まで行われまして特別の行政整理、その際に支給いたしました退職手当と劣らぬ程度の優遇をするという、退職者に対して十分の考慮を拂われるところの用意があるかどうかそのことを伺ひたいと存じます。

○本多國務大臣 今日まで御説明申し上げて参りました通り、御審議中に最後の確定したものの、政令案を提示できませんことはまことに遺憾に存じますが、しかし政府におきましては、その定員法と同時に審議を願うことが困難であるといふことも考慮いたしまして、政令に譲つたのでございまして、この整理の趣旨とするところの、政府の方針を明らかにいたしましたならば、御了承できるものであると思ひますので、まず範囲内におきまして私はこれを明かにいたしたいと思ひます。今回政令によつて定めたいと考へておられます方針は、まだ關係方面との了解は最後のにできておりませんので、これを政令案そのものであると申し上げることはできないのであります。申し上げるこの申し上げることと大差ないもの、この原則にのつたものが公布されるであらうといふことを確信いたしておりますのでそれを申し上げて御了承願ひたいのであります。

実は政府職員の中で、その退職に関する給與につきまして区別があるので

らない。結局恩給と共済組合規定の二給のある者についてはこれを考慮して

はつきり約束している。そうしなけ
ばこの委員会を打切ることはいしな

○本多國務大臣 私は審議中に確定した
な退職手当の基準をお示しいたした

○齋藤委員長　それでは秘密会は終り

なる。そのいたしますと、当然修正さ

れるべきものが修正されないままでもらつたために、非常に一部には不利益なる取扱いを受ける者が出て来る。この不利益をどう整理するかと申しましたら、小澤運輸大臣も申されたし、大蔵大臣も言われたのであります。これは適及して修正しようという御意向なのです。ただ大蔵大臣の言われるのは、はなはだしく差があつた場合に修正しようと言われるのですが、もともとアンバランスを修正されるというのには差があつて非常に不合理だということとを前提とされておるのですから、このアンバランスの修正ということとは、当然追加されて支拂われるべきだと思ひますが、官房長官の御意見を聞きたいと思ひます。

○増田政府委員 お答え申し上げます。お説はごもっともでございます。まして、そこで本人が退職するといふような希望者があるというならば、退職するまでにできるだけ不均衡は是正したい、こう思つております。

○成田委員 本人が退職する希望のある場合にはもちろんそうですが、今回の行政整理によつて首切られる十七万幾らかの被整理者が出るわけですが、六月一日から行政整理が行われ、アンバランスの修正がそれに間に合ない。アンバランスのままでは解雇される。そうしてあとでアンバランスが修正された場合には、当然これは適及して差額だけは支給されるべきである。小澤運輸大臣も、当然それはやろう。大蔵大臣もやろうと言われますが、ただ大蔵大臣は一つ條件をつけられまして、はなはだしく差があつた場合には適及して支給する。そう言われますが、アンバランスの修正ということ

は、当然不公平な差があるということとを前提とされているというように解釈されておると思う。従つて今回の行政整理の場合にも、アンバランスの修正を受けた場合には、適及してすべて支拂われるべきである。そう解釈してよろしいのであります。

○増田政府委員 できるだけ人情のある振ひ方をしたいと思つております。そこで不均衡の是正は、今までのでに再計算をやつておりますし、これから一生懸命努力して実行いたします。私どもといたしましては、本人が該当者である場合は、退職するまでに不均衡は是正したい、こう思つておりますが、不幸にして万が一不均衡の是正を見ずに、不利益な状態において退職したというような者がある場合には、合法の範囲内においてできるだけ便宜をはかりたい、こう思つております。

○勝間田委員 労働大臣にお尋ねを申し上げます。いゆるインテリ階級の失業救済というものは、非常にむずかしいかと私は思ふのであります。今度官吏が十七万一千三百人も首を切られるわけでありまして、これに對してどういふ失業対策を考えていらっしゃるか、この点をお尋ね申し上げます。

○鈴木國務大臣 勝間田さんのお説の通り、失業対策の中で知識階級の失業対策はきわめてむずかしいとあり、また特殊な考え方をもちて考慮しなければならぬ。根本的にはそう思つております。しかし失業対策の最終的な解決の形は、國民經濟の新しい活動と、その新しく開かれた雇用面の中に最終的な形で吸収して行くという形

でなければ仕上げにはならない。これもごく平凡のことではあります。その通りだと思ひます。従つて今回の行政整理によつて出て来る方々、さしあつた二中央におき、全部とすれば十七万でありまして、その中でどれだけの人が「ちが」いる、／＼な私的関係その他でもつて別の仕事につき得る人もあるかも知れませんが、どれくらい出て来るかという問題の見通しにつきましては、な／＼明確な数字はつかぬのであります。かりに十七万といたしまして、この人々をただちに時間的のずれがなく、新しい國民經濟の雇用面の中に今申し上げましたような形で吸収してしまふということ

は、いかにそうしますと申しまして、実現不可能だと存じます。そこで一つには、どのくらい國民經濟の雇用面というものが生れて来るかということ、これは日本の現在の統計調査の事業においてはこれも困難でありますけれども、とにかくその一つのわくといひます。見通しをつける必要があり、それにどういふふうに最終的の吸収をはかつて行くかという問題を考えることが一つ。同時にそこに出て来るものと、その後の段階に、どういふ措置を講じて行くかという問題が一つと、この二つに、今の行政整理によつて失業の形になつて出て来る方々に對する政策というものがわかれて行くと思ひます。そのうち、これはもうすでに申し上げました数字であり、また同時に批判もあつた数字でありますけれども、私どもの見ております数字では、これは案及び商工省当局で輸出振興計画、五箇年計画等とつき合せて一應得た数字であります。新しく今年

度内に生れて来るところの雇用数といふものは、大体四十万前後、そのうち輸出産業を中心にその衡量的な事業を含めたものが大体二十万人前後、これは御質問の中ではそこまで詳しいことを御要求してはならないかも知れませんが、念のため申し上げますと、輸出産業の中心の大体二十万と申しますのは、鉄鋼業に二万八千、非鉄金属に七千、化学工業に三万一千、窯業に二万四千、繊維に十一万七千、機械器具に一万、これを合計いたしましたので大体二十万といふ数字を一應得たわけでございます。そのほかにはサービス業とか自由業とか、そういういたるもの方面に大体二十万の雇用が生れるであらう。そこで合せて四十万といふ見通しをつけております。申し上げるまでもなく、これは一面において輸出産業の中においてさへも衰頹して倒れる産業もあるものでありますから、それをかれこれ差引してこれだけのものが生れて来るという意味ではないのでございまして、一方において國民經濟の中で消滅と申します。例へて行く面から失業者が出て来るという面は別といたしまして、現在の政府の方向に經濟政策を強力に実行して行けば、この程度の新しい雇用面が生れて来る、こういう意味でござい

ます。同様にこれは明年度になりまして、やや見通しの基礎はこれとしまして、少し大ざつたばになつて来るかもしれせんけれども、二應明年度までの計算をしたところによりますと、同じ方式によつて、明年度は大体八十万、その八十万の意味もただいま申したような意味であります。一方においては失業者が明年度もなお続いて来るのであります。ところが、そういう雇用量の増加は見込み得る。これが基本的な一方の数字なのでございまして。御指摘になりました行政整理によつて失業されると予想される方々は、大体においてたとえ公共事業費、あるいは今度の見返り資金によるところの電源開発とか、そういう方面の重労働、もしくは住居的關係をもつて、そういう方面にただちに向けてない人たちが多いのでございまして、主として力点は、この新しく生れて来る雇用面の中で、知識階級の人たちを吸収し得る面に最終的の吸収をはかつて行くといふ形をとらなければならぬと思ふのでございまして。そのとつて行く新しい雇用の需要と、そして職を求める知識階級の人たちをどこで繋ぐかといふことは、主力を現在の安定所に置きまして、特殊の方式なり部門なりを設けて、そしてここに雇用と就業希望者とをマッチさせて行くという特殊の方式をとらうとして、それを目下立案中でございまして。そういたしまして、さつき申しましたように、今年中にこの十七万全部を入れるということができるわけのものではございせんから、それではただだけ入るかという問題までの明確な見すえはつきりませんが、今年及び明年度は、この面に最終的の吸収をはかり、そしてそれをマッチさせ連絡をするところの、安定所を中心としての特殊の行政を展開して行くといふ考え方で、これに當つて参りたいと存じます。と同時に、それでは今年の中半期から出て来るこの十七万の中の失業もしくは半失業状態に置かれる人たちに對して、どうするかという問題であります。これはすでに衆参両院を通過いたしましたところの緊急失業対策法によつて、主として

度内に生れて来るところの雇用数といふものは、大体四十万前後、そのうち輸出産業を中心にその衡量的な事業を含めたものが大体二十万人前後、これは御質問の中ではそこまで詳しいことを御要求してはならないかも知れませんが、念のため申し上げますと、輸出産業の中心の大体二十万と申しますのは、鉄鋼業に二万八千、非鉄金属に七千、化学工業に三万一千、窯業に二万四千、繊維に十一万七千、機械器具に一万、これを合計いたしましたので大体二十万といふ数字を一應得たわけでございます。そのほかにはサービス業とか自由業とか、そういういたるもの方面に大体二十万の雇用が生れるであらう。そこで合せて四十万といふ見通しをつけております。申し上げるまでもなく、これは一面において輸出産業の中においてさへも衰頹して倒れる産業もあるものでありますから、それをかれこれ差引してこれだけのものが生れて来るという意味ではないのでございまして、一方において國民經濟の中で消滅と申します。例へて行く面から失業者が出て来るという面は別といたしまして、現在の政府の方向に經濟政策を強力に実行して行けば、この程度の新しい雇用面が生れて来る、こういう意味でござい

ます。同様にこれは明年度になりまして、やや見通しの基礎はこれとしまして、少し大ざつたばになつて来るかもしれせんけれども、二應明年度までの計算をしたところによりますと、同じ方式によつて、明年度は大体八十万、その八十万の意味もただいま申したような意味であります。一方においては失業者が明年度もなお続いて来るのであります。ところが、そういう雇用量の増加は見込み得る。これが基本的な一方の数字なのでございまして。御指摘になりました行政整理によつて失業されると予想される方々は、大体においてたとえ公共事業費、あるいは今度の見返り資金によるところの電源開発とか、そういう方面の重労働、もしくは住居的關係をもつて、そういう方面にただちに向けてない人たちが多いのでございまして、主として力点は、この新しく生れて来る雇用面の中で、知識階級の人たちを吸収し得る面に最終的の吸収をはかつて行くといふ形をとらなければならぬと思ふのでございまして。そのとつて行く新しい雇用の需要と、そして職を求める知識階級の人たちをどこで繋ぐかといふことは、主力を現在の安定所に置きまして、特殊の方式なり部門なりを設けて、そしてここに雇用と就業希望者とをマッチさせて行くという特殊の方式をとらうとして、それを目下立案中でございまして。そういたしまして、さつき申しましたように、今年中にこの十七万全部を入れるということができるわけのものではございせんから、それではただだけ入るかという問題までの明確な見すえはつきりませんが、今年及び明年度は、この面に最終的の吸収をはかり、そしてそれをマッチさせ連絡をするところの、安定所を中心としての特殊の行政を展開して行くといふ考え方で、これに當つて参りたいと存じます。と同時に、それでは今年の中半期から出て来るこの十七万の中の失業もしくは半失業状態に置かれる人たちに對して、どうするかという問題であります。これはすでに衆参両院を通過いたしましたところの緊急失業対策法によつて、主として

し三十万の人を一年間緊急失業対策事業で持ちこたえるためには、百億円の資金がある。ひつくり返しに言えば、百億円の資金があれば、大体三十万近くの人たちの緊急失業対策を持ちこたえて行くことができるということになるのであります。百億円計上するか、五十億円計上するか、百五十億円計上するかという問題になりますと、これはさらに將來にわたつて現実即しての皆さんの御注意をも快く承りまして、誤りなきを期して参りたいと思つておりますが、大体において考え方の根本は以上の通りであります。

○勝間田委員　たいへん詳しい御説明をいただいたのであります。しかも新しい雇用の四十万人は、先ほどお話の通りに文字通り新しい雇用で約四十万人であります。結局失業して来る部面というのを差引いて行かなければならぬことはお話の通りでありますけれども、その意味で出て来る数字が、この前の労働省の方の数字からして、非常に少いように私は思うのであります。失業者が出て来る一般の理由というものを、もう一度お話しただきたいと思ひます。なるべく簡明にお答えを願ひます。

○鈴木國務大臣　行政整理の面だけから申しますと、最初四十万と発表しておきました。それがただいま一廳中央だけで十七万となつてこの面においても少くなつております。地方の方は今のところわかりませんが、ある程度少くなつてと思ひます。それからそのほか今お聞きになりました全体の数字につきましては、安定局長から説明していただきます。ただきたいと思ひます。

○齋藤（邦）政府委員　企業合理化に伴

ります。

○勝間田委員 最近の安定所のお話が
出たのでありますが、最近の安定所の
求職の状況と、それからそれが解決さ
れる状況というものをひとつお示し願
いたいと思います。

○齋藤邦政府委員 大体において正
確な数字は別といたしまして、大ざつ
ぱに申しまして、安定所の窓口におき
まして解雇の状況を調べて参ります
と、大体において一月間に一万人程度
の解雇が行われておるようでございます。
これは全國でございます。就職の
状況でございますが、大ざつぱに申しま
して、求職は大体三十五万程度の求職
がありまして、就職は大体におきまし
て、八、九万程度の就職というものを
見ておるような次第でございます。

○勝間田委員 特にインテリの場合
に、非常に關係が深いと思うのであり
ますから、お尋ねしたいと思ひますけ
れども、特にインテリ関係、あるいは
現在の官公吏、従つて技術者も相当あ
るうと思いますが、こういうつた者の就
職状況を推察するために、実はお聞き
したいのでありますが、安定所の求職
は主としてどういう種類のものが一番
多いのか、就職の問題はどういう種類
のものが一番多いか、その点をもう一
度お示し願ひたいと思います。

○齋藤邦政府委員 大体職種といた
しましては、工員関係が割合多いよう
でございます。なお事務職員等も割合
多いようでございます。ただ技術者、
これは安定所を利用しております数は
きわめて少い、かように考えておりま
す。

822

が、箇所数にいたしましたして、大体全国約四百ほどの共同作業施設に對しまして、經常費の二分の一の補助金を支出する、こういうやり方にいたしてやつておる次第でございます。この共同作業施設につきましては、こういう時節でありますので、資材等のあつせんも十分できておるとは申しかねますような状態でございまして、ある程度の資材のあつせん等もいたしております。將來とも資材のあつせん等に努力して参りたい、かように考えております。なおこの四百の共同作業施設につきましては、大体四分、六分の率で、女子の方々が六分その共同作業施設に数といたしましては入つておるような次第でありまして、將來におきまして、失業の深刻化に對應いたしまして、この共同作業施設の拡充をはかつて参りたい、かように考えておる次第でございます。

○土橋委員 知識階級の失業救済のために八億八千八百万円の予算であります、ただいまの御答弁によつても相当数の失業が出るのであります。これは國家公務員並びに地方公務員諸君及び公團あるいは教職員諸君からたくさん出るものであります、少くともわれわれが聞いております範囲でも膨大なものが出るのであります。そこで八億八千八百万円の中で政府がたたいまお見込みになつております都市方面の緊急失業対策の第一案は五億九千九百万円でありまして、そうして知識階級の失業救済が二億千八百八百万円あります。公団事業の共同作業がたしか大体七千数百余万円だつたと記憶しておりますが、こういうような金額では、概算百七十七万の日常をもつてしても六千人、前

者の問題についてもほぼ、概数というものはきまつておるのであります、さういたしますと、今労働省から発表になりました数字で對應できないように考へておりますが、この点はさういふ御処置願へるでありまして、御答弁願へたいと思つてございまして、○齋藤(邦)政府委員 ただいま土橋議員のお尋ねに對しましてお答え申し上げます。お尋ねのように八億八千八百万円の失業対策事業のうち、簡單なる公共事業、これが一万四千人、知識階級應急事業につきましては六千人といふものを見込んでおるわけでございます。この六千人の知識階級應急事業は、ほんとうの知識階級の應急の事業でありまして、公共職業安定所におきましてできるだけの就職のあつせんをいたしまして、どうしてもできない場合に、他に就職するまでのつなぎの職場を與える、こういうようなつもりで考へておるわけでございます。従いましてこの六千人が一年間ずつと続くものといふような前提において予算の経理をするのではないのであります、できるだけすみやかな機会に、よりよき職場がありますればそちらに転職をはかつて行く、そのためのつなぎの應急の職場として活用して行く、こういうふうに考へておるわけでございます。なおこの点につきましては、先ほど労働大臣からお話がありましたように、將來失業の情勢の深刻化に即應いたしまして、ある程度の拡充が見込まれるのではない、かように考へております。

○土橋委員 先ほどの大都市あるいは都市失業救済は一万四千でございますが、それから知識階級の失業救済が約六千と見込んで、兩者とも大体金額にいたしましては百七十四万前後の見当であります。共同作業に關しましては、ほそいふような内容で、合計加えまして二万程度の救済事業でありまして、ただいまの御説明によれば、引揚者で二十万、あるいは今政府が國家公務員として説明しているものでも、政府の説明では十七万もある。さういふような内容でどういふ救済ができるか。労働大臣は百億なり、百五十億なりを見込んでおきたい、さういふ最後にある言葉があつたのであります、これはたしてそれが責任をもつて大蔵省との折衝においてできるかどうか、さういふ点が明確でありまじと、ただいまの労働省の失業対策といふものが、單なる全人民を救済するちよほく、と出て來たものに対して、線香花火のやうになつてしまつてさういふ結論で、失業救済に對するほんとうの中身がないように考へますが、いかがでありますか。

○鈴木國務大臣 全般的な失業対策の問題になりますと、またおのずから範圍も違つて來るのであります、ただいまはこの委員会の性質上十七万人の行政整理によつて附々來る知識階級の人々を中心とする方式といふ問題について大体申し上げたわけでございます。全般的な問題になりますれば、さういふ申し上げましたように、これは消極的ではありますけれども、最高の場合、約百十万人、現在の予算において三十万前後、少し予算的に措置すれば六十万前後の人を受入れ得るところの、健全な強大な失業保険の運営もあるものでございまして、それらの面は、今は退職金を受取つて知識階級失業者

として現われるところの人々に對する御質問が中心であつたのでございまして、先ほどのようなお答えを申し上げた次第でございます。○土橋委員 私が承知しております失業保險に關する問題は、ただいまの十七万の問題には關係ないのであります。たださういふ秘密會においては若干触れる点がありますが、基本的には十七万は政府のお見込みでも動かさな数字だろふと思つております。さうすると、この知識階級の失業あるいは都市におけるところの緊急失業対策の方法としては、國家公務員の諸君のほかに大多數の諸君がおられるのであります。さういたしまして、この公務員の失業者が占めておる比重から考へましても、さういふ数字はさういふわれわれは考へることができません、この点を申し上げておるので、結論的に大臣としては五千数百余万円の予算を組まれた當時の考へで、労働省全員一致して百億なり二百億ならば、さらに多額の大蔵省の流用あるいはその他の方法によつて出し得るかどうかといふ点を私は確かめなければ、この問題の失業救済としては不十分ではないかといふことを申し上げた次第であります。特に通信にいたしましては、鉄道關係の公務員の諸君にいたしまして、一般の基準の勤続年数が他の官廳より低いのであります。従つてさういふ諸君が退職せられました場合の金額等を勘案いたしますと、一の失業対策の方法ではきつめて手ぬるいばかりではなくして、申訳的な内容でないといふことを私はお聞きしておるのであります、これについて労働

大臣の御所信を一つ伺いたいと思つております。○鈴木國務大臣 百億円と申しましたのは、先ほどよくお話し申し上げた通りであります。たとえば二十五万ないし三十万の人々を直接的な失業対策の方式、現在普通やつておるような方式でやつた場合には百億円の経費がいります。逆に百億円あれば三十万近くの人たちの緊急失業対策が一年を通じて展開されまじと思つておることを申し上げたのでございまして、あのときにも申し上げましたように、だから百億円計上するとか、五十億円とか、百五十億円とかいふようなことは申し上げたわけではないのであります。失業の状態に應じてこれを出すといふ確信があるかといふ御質問に對しましては、ありますと同時に、あえて労働大臣のみでなく、この行政整理と九原則を行うところの内閣全体においても、失業がさういふ状態になりましたときには、全体の責任として極力これを実行すべきものだといふこと、どの角度から考へても異論のあるはずはないのであります。ただりくつだけなく、それらの点につきましては先ほど十分打合せしておりますといふことを申し上げておきます。

○土橋委員 もう一つ大切なことは、知識階級の失業対策の費用にいたしまして、あるいは都市周辺におけるところの緊急失業対策の内容にいたしまして、各四半期ごとに大蔵當局の承認と申しまじうか、御了解を得なければならぬといふことを私は承つておりますが、さういふような内容についてな

せきように各四半期ごとにかけて、たとえば第一・四半期が終ろうとしておりますが、こういうように大蔵省の予算の面において制限を受けずならば、いかに労働大臣が今の御所信を被擧げられても、予算面の点、特に財政面の点から制約を受けて、労働大臣としての失業救済の眞の履行はでき得ないという現状をわれ／＼は見えておりますが、これに対して大臣はいかなる方針で、どういふようにこれを実行する考案であるか、お伺いしたいと思つてあります。

○鈴木國務大臣 四半期ごとの大蔵省との了解と申しますか、大蔵省と打合せて予算を遂行して行く云々という方式は、今度の予算以後にあるいは失業救済に限らず、すべての予算遂行にあつて採用されたと申しますか、採用されつゝあるところの一つの方式でありまして、このことは内閣全体の健全予算の建前からいって、そういう方式を採用されることも、ある意味からいって正しいと思つております。失業救済に限らず、他の事業でも、この方式が行われる。だから失業がやりにくくなるという結論は出ないと思うのであります。むしろ反対にすべての事業が予定通りに行くように、この厳格な予算の大蔵省との連絡というものが行われるのであつて、いたずらに事業をエックしたり、あるいはそうした意味でもつてこの新しい制度が行われるのではないと思つております。従つて根本的数字と見通しの問題とは別の問題だと存じます。

○土橋委員 最後に、ただいまの御説明では、労働大臣はあらゆる委員会におきましての速記録等を見れば明瞭で

ありますが、適切随時に十分とは行かないが、万全の処置を講じたいということについては、山崎政務次官も向を大にしてあらゆる委員会において御答弁になつておるのであります。ところが今のような方法で参りますと、私は人が悪いせいではありませんが、これは政府がこの失業対策に関する費用を政府の意のままに行ひまして、現実の問題についてはときに吉田内閣の性格でもあるうかと存じます。ただ単に失業対策の面が非常に大きく展開されておるといふように實際言つておるが、中身はきつめて些少である。現実の問題については實際に施行しない、こういうものを持つておると私は考へておりますが、そうでなければまことに幸いです。問題の中心点は金額が少いといふ点である。いくら話をしても、八億八千八百万円をもつて、なおかつ労働大臣は失業救済の万全の措置ができるとお考へになつておるとするならば、非常に私は認識不足であると思ひますので、これはぜひとも失業対策に関する問題は、この十七万の問題、さらに他の失業者に對する問題もひつくるめまして、労働大臣の全努力を傾注され、現内閣全体の責任において、いつも大臣が答弁されたようなものをただちにやる、また實際に実行し得るのだといふ点をこの委員会に表明していただいて、私は質問を終りたいと思つてあります。責任をもつてこの点を言つていただきたいと思つてあります。

○鈴木國務大臣 先ほどから申しますように、九原則と行政整理をやることは、内閣全体の責任でありましようし、特に労働大臣はその中心的責任を負つております。断固としてこれを実行するつもりでありますし、皆さんの方にもそういう意味において、いい意味の御援助とアドバイスを願ひしたいと思ひます。

○木村(榮)委員 この前答弁が保留になつておつたものがあると思つておりますが、ほんとうは農林大臣に來てもらわぬと明確化しませんが、ついでにお伺いしておきます。というのは、農村の潜在失業者の問題と、それから農村の季節労働の問題です。その点がこの前私が質問しましたときには、何ら統計がなくてわからない。そこで今度官公吏の方から十七万、二十万も失業者が出る。一体このうち自分の郷里に帰つて百姓の手傳いをやるといつたふうな方々を受入れるような態勢があるかどうかといふことを調査いたしますために、農林大臣の方へ要求したのであります。ところが非常に大事なことから意見ばまことにごもつともであるが、きよはさういふたものの材料がないからおつて出す、こういう話だつたのです。ところがまだ出て來ないのであります。きよは出るでしようが……。そこで労働省といたしましてはさういつたことに対してはどのような考へを持つておるか、この点を承つておきたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 私から答へ申し上げます。農村にどの程度の失業者を受入れることができるかどうか、これは目下のところ私のところでは統計、資料を持ち合せていないのであります。ただ現在の農村における人口は相当過剰を來しておりますので相當困難ではないだらうか、かように存じておる次第でございます。

○木村(榮)委員 そこでこれは農林大臣の問題になるのですが、あなたの方では今のような御答弁である。ところが農林省の方ではさういつたような調査ができておるらしいのです。そこでどのくらい潜在失業者があるか、あるいはないかといつたような問題をあなたの方へ聞いたつてしやうがないのだから、あなたの方では全然農村なんかの方ではわからないから、全然それは考慮に入れてない、こういうわけですね。

○鈴木國務大臣 木村さん今のはやばり、これは責任を逃避するわけではありませんが、農林省の方に聞いていただきたいと存じます。しかし私どもの方と無関係だとは申しません。率直に申しまして、農林省でさへ持つていない統計を、なか／＼私たちは持つてないのであります。問題の重要性は認めますけれども、一應農林省に聞いていただきます。

○齋藤委員長 農林大臣は今來られます。○岡田(春)委員 失業対策の問題について、簡單ですから大臣にお答へ願ひたいと思ひます。さつき御答弁ではわれ／＼はどうも了承できません、と申しますことは、十七万の実人員が行政整理によつて首切られるわけですから、これに對して失業対策の経費として、さつきあなたのお話の通りに、六千人分の経費、これは行整の首切りの分だけに全部使つたとしても、頭腦労働者の分としては六千人分しか予算の面においては出ておらない。さうなつて参りますと、残りの分については、全力をあげてやつてみようというお話だけでは、われ／＼了解し兼ねるので

ありますが、この点もう少し具体的に、どういふ方法でどういふふうに行うか、失業対策の経費としてとつておらないが、どういふ形でやつて行くというふうなことをひとつ具体的に話を願わないと、ただ首切りつばなしというふうなことでは、われ／＼は了承はできません。特に頭腦労働者はあらたまつて申し上げるまでもなく、職業轉換という場合には、さう簡單に行くものではないと存じます。特殊な問題として何らか労働省としてお考へがあるものであらうと思ひますが、この点もう少し具体的にお願いしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 御指摘の点、お考へは私がお考へてもごもつともだと思ひます。六千人云々と言ひましたのは、あの八億八千八百万円で行つております事業の中には、いろ／＼な面があるものであります。六千人といふのは、その一部分としてやつておつたのでありますからして、それ／＼たとへば補導所の関係、あるいは一万人以上の都市中心の輕労働、さういふものとは單價が違つてござります。それらの点について及び實際にどういふような仕事を中心に計画しておるか、こういう問題が御質問の要旨と思ひます。これにつきましては大体においてさういつた計画と、それから仕事の種類といふようなものは選定も、計画も持つております。安定局長からこの点について説明いたさせます。

○齋藤(邦)政府委員 十七万人の官廳関係の行政整理による離職者の問題であります。これは財政負担におきまして支出するところの救済施設といったしましては、これは官廳の退職者だけの問題ではないのであります。八億の

ありますが、この点もう少し具体的に、どういふ方法でどういふふうに行うか、失業対策の経費としてとつておらないが、どういふ形でやつて行くというふうなことをひとつ具体的に話を願わないと、ただ首切りつばなしというふうなことでは、われ／＼は了承はできません。特に頭腦労働者はあらたまつて申し上げるまでもなく、職業轉換という場合には、さう簡單に行くものではないと存じます。特殊な問題として何らか労働省としてお考へがあるものであらうと思ひますが、この点もう少し具体的にお願いしたいと思ひます。

予算を組んでおりますけれども、民間雇用の増加ということも私どもは考えておるのでございます。すなわち先ほど大臣からお話がありましたように、輸出産業その他民間産業におきまして雇用量の増加を本年度中にも四十万見込んでおります。御承知のように健全なる雇用は、結局それは民間産業の雇用の面を考へるということが根本であります。本年におきましては、そういう民間産業における健全なる雇用量といたしまして、四十万人の労働者の増加を見込んでおるわけでありまして、私どもの方の公共職業安定所におきましては、職業のあつせんをするのが本来の任務でありますので、これは官廳関係の退職者のみに限りませんが、すべての安定所の窓口に参加する求職者については、この四十万という民間産業の新規雇用者、その方に就職のあつせんをいたしたい、かように考えております。そこで財政負担といたしまして、財政的な措置といたしましては、政府が考えておりますのは、いわゆる失業対策事業あるいは職業指導施設、こういうことになるわけでございます。すなわち十七万の職員は、この失業対策のわずかな六千人なり、あるいは職業指導の五万人、それだけ足りないのだ、こういう考へ方ではないのであります。すなわち安定所の窓口におきまして、民間の雇用の方にあつせんをして行く、こういうことを実は根本といたしまして考へておるような次第でございます。

○岡田(春)委員 窓口であつせんをされるというお話ですが、そうなつて参りますと、九原則の問題その他で、突

際問題としてあつせんをするといつても、あつせんする先がないのが事実だと思ひます。特に特殊な頭脳労働の場合においては、そう簡単にあつせんをする、するといふお話になつておりません。それは簡単にあつせんのできものではないことはおわかりの通りであります。そうして職業安定所の窓口を通してあつせんをするということ

は、これはひとり頭脳労働者に限らず、一般的な肉体労働者の場合においても、そういう形であつせんをするわけですが、私がさつきお伺ひしたのは、こういう定員法の措置による、いわゆる頭脳労働者の場合においては、何らか特殊なあなたの方としての考へ方において、窓口を通じて行く特別な方法を通じての考へ方があるのではないかと、この点をまずさつきお伺ひしたところをお伺ひしたのであります。

○齋藤(邦)政府委員 これは安定所の窓口で現在就職せしめております数を、現実の姿を申し上げたらおわかりが早いと思ひますが、大体におきまして最近一月、二月ずつと大体八、九万程度の人々の職業のあつせんをいたしております。それから民間雇用量の増加四十万人、これは全部が全部安定所の窓口から参るとは思つておりませんが、相当の部分は安定所の窓口から行けるもの、かように考へております。なお官廳職員の退職者の方々につきましては、事前に退職の関係がはつきりいたしますと、その方々に安定所の窓口から、安定所を経由して就職を希望するといふ方がありますれば、事前に安定所の方に登録をしていただきまして、できるだけ安定所におきまして就職のあつせんを容易ならしめた

い、こういうふうに努力したい、かように考へておる次第でございます。

○岡田(春)委員 窓口であつせんのお話がありましたが、そうすると今十七万の失業者並びにその他の九原則による失業者と合せまして、少くとも政府の計算では百四十万前後の失業者が出て来るということになるわけでありませんが、そういうような場合において、窓口で大体どのくらいの方をあつせんするといふような見込みがついておるかどうか、この点をまず第一にお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 私どもの方へ、御承知のように安定所を経由いたしました就職を希望する方がありますれば、その退職をきめましたそのときに各もよりの安定所に各該官廳から報告していただくということになつておるわけでございます。従ひまして御承知のように官廳の關係の行政整理につきましては、現にまだ始まつておりませんが、何人安定所の方を経由して就職したいという希望を持つておられるのか、現在のところではわかりかねる状態でございます。

○岡田(春)委員 ところがこれは労働省の定員法の關係にもなりますけれども、安定所はおそらく今のお話によりまして、今後ますます忙しくなつて来るだろうと思つておりますが、今度の定員法によりまして、労働省の所管の公共職業安定所は大体四分の一の首切りを行うことになつております。そうなつて参りますと、窓口でやるやるといふようなことをお話になつておられますけれども、突際問題としてそれだけの安定所の職員が首を切られ

て、ただやる／＼という言葉だけでは私は納得ができないのであります。そういう点も少しはつきり願ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 安定關係の面は三割という整理率は避けまして、二割といふことになつておるのでございます。うち定員に対する実人員の差が一割ありますので、実際には一割といふことになると思ひます。御指摘のようにこの方面の仕事が難澁するにあたりまして、それだけの角度から見ますれば、これもしたくなかつたのでありますけれども、同時にまた國務大臣といたしまして、國、政府全体の根本的な行政整理という政策にあたりましての調節という点も考へまして、ぎり／＼のところ一〇％前後の整理というところに向いたしたわけでありまして。

○岡田(春)委員 ところがどうも鈴木さんも、もとと数字ではつきり安定局長も言つていただいたのですが、私たちが入つていく資料では一〇％ではないのであります。と申しますことは、減員の案数を私の方で申し上げますれば、安定所の減員の予定数としては、われ／＼の知つてゐる限りでは二千四百五十四人が首切りをやるということになつておる。ところが定員の場合には一万一千八百十九人でありまして、さういたしますと一〇％ではなくて先ほど申し上げましたように約四分の一に近い二二％の首切りになるのであります。こういう点をもつと具體的にお話願つた方がいゝのではないかと

思ひますが、さういふ点、この場の答弁の技術だけでなく、もつと率直にお話を願ひたい。

○齋藤(邦)政府委員 安定所の職員の行政整理の数でございますが、これにつきましては一般關係の職員は二〇％でございます。日雇ひ労働者の物資加配關係の物資供給關係の職員だけが三〇％でございます。なお終戦処理費といたしまして進駐軍關係の労働のあつせんをいたしております者、これは一人も整理をしない、かようなことになつておるのであります。従ひまして安定所を全部通算いたしますと、二〇％、なお失業保險關係の特別会計、これも二〇％、かように相なつております。

○小林(信)委員 労働大臣にひとつお願いいたしますが、労働省として労働者の利益を保護するといふ建前からすれば、今度の行政整理に対して関心を持つておるわけですが、先ほど人事院と本多國務大臣との間において問題にされましたところの整理基準というやうな問題も、それほどでなくとも整理の一つの基準あるいは注意、さうしたものが労働省から各省に通達されるやうな措置がされておるかどうか、あるいはさういふことが用意されておるかどうか、さういふ点もお聞きしたいのであります。つまり失業対策、失業した者に対していかに対策するかといふことでなく、失業させる場合に対する積極的な対策も、私はぜひともしていただきたいのであります。その中で特に一つ具體的な問題として、婦人と年少者に対する失業対策、これに對する御見解を承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 第一の点で御質問のありましたような通達というやうなものはないかと心を得ております。私自身も知りませんし、おそらくさういふことはなからうと思ひます。婦人年少者に対する質問の中心点がよくわ

かつかつておるわけですが、先ほど人事院と本多國務大臣との間において問題にされましたところの整理基準というやうな問題も、それほどでなくとも整理の一つの基準あるいは注意、さうしたものが労働省から各省に通達されるやうな措置がされておるかどうか、あるいはさういふことが用意されておるかどうか、さういふ点もお聞きしたいのであります。つまり失業対策、失業した者に対していかに対策するかといふことでなく、失業させる場合に対する積極的な対策も、私はぜひともしていただきたいのであります。その中で特に一つ具體的な問題として、婦人と年少者に対する失業対策、これに對する御見解を承りたいと思ひます。

かりませんでしたが、一般的に婦人年少者に対しては特別の考慮を拂えという意味でありましたか、あるいは特殊の方式を考えておられるのか、あるいは意味でありましたか存じませんが、婦人の中には先ほど申しましたように、婦人に軽重のあるはずはありませんが、婦人の中で特に戦災あるいは戦争の未亡人たちが子供を持つておられる方、そういう方たちに対しては、あつせんの上におきまして、また整理の上におきまして、これは会社等にも懇談いたしました、特殊の考慮を拂つてもらいたいという考え方を拂つておられます。また婦人なるがゆえに一般的の整理の第一次対象となるという考え方も素朴な意味でもつて取入れられないようにということも、労働省といましては、各方面の注意を促して、そういう弊の起らないようにということを考えております。

○小林(信)委員 たいまの問題ですが、婦人の問題に対しては今日大臣が御答弁なさつたように、現在婦人で仕事についておられる方たちの中には、相当戦争あるいは戦災によつて夫をなくされた方たちがおります。また子供の中にも親をなくしたために働くというように非常に境遇の悪い人たちがたくさんにおられることを考えまして、そういう点に対しては相当考慮されなければならぬと考えて、労働省としてのお考えをお聞きしたわけですが、今後単にこういう方たちの失業ばかりでなく、農村あたりの状況から、過去の歴史から考えまして、こうした経済対策や行政整理等の影響から起るころの問題を考えれば、相当人身費という

ような問題が起きて来るのではないかと、これに関連して悪徳の周旋業者というものが出来来る。あるいは現在そういうことが現行行われておりますが、年俸率公というように、それが事実行われておる。こういう問題については、一つはこれに対する適当なる対策をとると同時に、相当社会面におけるところの教育施設というようなものも考えて行かなければならぬ問題だと考えますが、そういう点に対する御見解を承りたい。

○鈴木國務大臣 基準法の精神にとりまして、ただいま御指摘になつた点につきましては、すでに幾多の手を打つておるのでございます。今後も極力こういう方面は取締つて参ります。

○齋藤委員長 労働大臣に対する質疑はありますか。それでは労働大臣に対する質疑はこれで終了いたします。食事のために三十分間休憩いたします。

午後六時四十七分休憩

午後七時四十三分開議

○齋藤委員長 休憩前に引續いて会議を開きます。

先ほどの質疑を継続いたします。

○木村(榮)委員 農林大臣がお見えです。手から伺いたのですが、この前お約束したことがありますが、この前お約束したのは、農村の農業労働者の状況です。この定員法によつて二十万近い者が失業状態になる。この場合農村の潜在失業者の関係で、農村へ帰農者として受け入れられるような余裕があるかどうかという点をこの前お尋ねしたのですが、具体的なことは、ちようどその日にはいろいろな材料を持つて来ておら

なかつた関係上保留になつておりましたので、その点を最初に御答弁願ひたいと思ひます。

○森國務大臣 現在の農村においてどれだけの努力を必要とし、また失業者を吸収し得られるかというところは、詳しい統計材料を持つておりませんが、その後の調査の方針は向けておるものでありますが、はつきりとこれだけのものが包容できるというのを御説明申し上げる資料を持つておりません。

○木村(榮)委員 そういたしますと、この前農林大臣が直接お約束になつたわけでもないのですが、政府委員の方が材料がないからという話であつたのですが、その後まだ調査が完了しない。それではその問題はその問題といひまして、今度の農林省の行政整理によつて相当整理なさるわけでありますが、その中で特に営林署関係ですが、これは大規模な整理をわけまして、どのくらいの違いがあるのですか。

○森國務大臣 営林署の方におきまして現業非現業というはつきりした数の区別はわかつておりませんが、いづゆる警察のような勤務をいたしておる向きがあるものであります。これは盗伐というやうなことで山林の荒らされることを監視する役目であるのであります。そのほか営林署、営林局におきましては、製材等の関係で現業をやつておるものもあり、またそれが専門にあらざるして事務をつとめておるものもありまして、それをはつきりと区別することとは不可能なものでありますが、大体人員等もありまして、定員の二割の整理を可能と考えておるのであります。先

ほど申しました森林主事の方については、これは非常に重大な役目であり、そのので、人員等を考えまして一割程度の整理ができようと考えておるわけであり、

○木村(榮)委員 この間農林委員会において、われわれの同僚議員の竹村委員からも質問して御答弁になつたと承つておりますが、この間の毎日新聞に報道しておりました例の木炭の関係のことなどは、その御答弁の中に「これは一つの例なんです、長野縣なんかにおきましては、そういうふうな第一次の整理をするための人間がわずかに五十人くらいしかおらぬ。従つてそのような状態のものだから、あつてうふうな炭炭特別会計において金の未収あるいは未炭そのものが行方不明になる。帳簿がうまく合つて来ないといふうなことが発生したように承つておりますが、そういうふうな現状の中において、そういう面から今後定員法によつて二割あるいは三割を整理なさると、今まで実際にあつたうふうな状態があつたにもかかわらず、それをまた整理をやれば相当困難ではないか。このように考えますが、その点は何か特殊な方法によつて整理なさるのでありますか。

○森國務大臣 従来薪炭を生産の場所において買取つておつたのであります。が、今後におきましてはこれを輸出しようといふことにしまして、できるだけ整理もつき、また人員が少くともまわれようという方式を考えて行きたいと思つておりますが、先ほど申しました通り、この木炭事務所というふうな第一線をやつてもらつておる所は非常に手薄なのであります。こういう方面に

はできるだけ整理することを中止して現状をなるべく維持して行きたい。人員程度でとめて行きたい。かような考えを持つておるわけであり、

○木村(榮)委員 そういたしますと、農林省においてはほかにどのような方面を御整理なさる方針でありますか。

○森國務大臣 事務の簡素化を目的といたしまして、なるべく本省並びに事務をとりまする、庶務と申しますか、そういう方面においてできるだけ整理いたしたい。第一線に働いておる者につきましては、人員等の関係があらますので、いづらかの整理はやむを得ないと思ひますが、なるべく事務方面において整理をやつて行きたい、かように考えております。

○木村(榮)委員 今度の食糧法の改正によつて、農家保有米の問題、あるいは轉落農家の保有米の限度といつたものが、今までと違つて、補正なんかなくなつて来るわけですから、一ぺん確定したならば、これはよほど嚴重に間違ひのないようにやらないと、食糧の關係でたいへんな混乱が起ると思ふ。そこで従来のような態勢をそのまま、供出の問題とか、還元の問題とか、いつたものを取扱われるか、それとも拡充しておやりになるか、その点を承つておきたい。

○森國務大臣 食糧の問題につきましては、末端の食糧事務というものは非常に複雑な仕事に携わつておるのであります。今お話のように検査、それからこれらの台帳等の整理が非常に複雑いたしてあり、ことに代金の支拂い等の重大な職務に携わつておるのであります。が、今やつております仕事をできるだけ簡素化したしまして、そうして

平均九分の整理でありますけれども、食糧事務所の仕事にさしつかえのないようにしたいと考えておるのであります。将来は食糧調整事務所を廃止する方針でありますけれども、これが臨時的に食糧事務所と一つの仕事をなすことになるのであります。相互事務の繁閑の度によりまして、お互いに助け合うことによつてやつて行きたい、かように考えておるのであります。御承知の通り、設置法が本省と外局とはつきり定員数が区分されておりますので、この間のプールをなすことは事実上でき得ないのであります。しかし食糧事務所の仕事の上におきましても、食糧調整事務所の残りした分におきましても、個々に事務を簡素化し、お互いに協力し合うという面も相当あると思ひますので、この意味において農家の迷惑にならないように処理をして行きたい、かように考えておるわけでありませう。

○木村(農)委員 昨年度など特にひどかつたと思うのですが、たとえばかんしよ、ばれいしよにいたしまして、検査を受けて初めて納入することになる。ところが農家が供出したとしても、検査をして受取つてくれぬ關係上、農家の倉庫の前などに野積みいたしておきまして、その間に腐敗して困る。そうしていよいよ検査に來たときは相当期間が経過してありますから、これが腐敗して検査にならぬ。ところがその間の事情をよく調査してみますと、農林省の方から、末端の場合は食糧調整委員とか、農業協同組合の方でも援助をいたしますが、農家は大体予定された日に出すが、その予定された日から相当日数が経過してから初めて検査をする。そのときには相当腐敗を起しているために、せつかく出したものが受取つてももらえない。こういう現状は昨年度は全国的に起きたと思ひます。特に私たちがこのように雨の多い地帯ですと、そういうことがひどいのです。もちろんこういつたことは手不足から起つていゝと思ひます。が、そういうふうな關係にあるときに、末端のこういつた仕事をやる方面を首切つたならば、いよいよ今年はそのいつた点に對してさしつかえが起つて來るのじやないかと思ひますが、何か具体的な対策でもお立てになつておりますか。

○森國務大臣 さつまいもの例をお引きになつたのであります。御承知の通り雨天にこれを收穫いたしますと、非常に腐敗をいたすのであります。しかしこれは協同組合等においても、今日は供出に對しては相當助力を仰いでおるわけでありまして、大体農村におきましては供出の日を定めまして、いつかに供出するといふような、指示的なやり方によつて供出がされておるのが相當多いのであります。それから、検査も特に機械的検査ではあります。かんしよのごときはごく簡単な、小さい、不良のものをに入れて置かないといふような程度でこれを検査されるのでありますから、大体今日の状況から考えまして、検査が遅れたために腐敗するといふようなことはない、かように考えておるのであります。

○木村(農)委員 大体私たちが調査いたしますと、食糧検査なども実際にいろいろ四〇〇ぐらいで、あとはいいかげんである、こういつたようなことになつております。ところが御承知のように、今は輸送とか倉庫の保管とかそういったことは、協同組合としてはたゞ委託されてやるだけであつて、責任は全部農林省にある。ところがその結果が、農林大臣も御存じのように、昨年度などは、特に各地の農業会にそういった現象が起つて來たわけですが、現品と帳簿とが合わない。しかも輸送關係が非常にうまく行きません。駅の方は貨車をまわして待つてゐる。ところが一方は傳票を切つてまわさぬといふようなことが各方面に起つて來て、非常に困るといつたようなことは、農村の事情をよく御存じの方はよくわかつておりますが、そういうことを防ぐには、機構の整備の悪いという面もあるでしょうから、その機構の整備を今度は今までと比べて、何らかの方法でもつと整備して行くようにする。従つてそれをやるから人間を減らしてもいいんだという建前から、この農林省の行政整理が始まつておるのか。それとも、機構の方面はそのまゝにして置いて、ただ人間を減らすというだけのお考えで整理されるのであります。その点を承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 整理を行つて行かなければならぬと思ひます。さつまいもの供出のごときは、從來農業協同組合等にはお願ひをしなかつたのであります。生産者の立場にある協同組合等の援助も、今後これをお願ひしなければならぬし、また實際現在やつております事務の中におきましても、相当これを整理し、簡素化することができるとは思ひます。か、こういふことを考

えておるのであります。そこで、それだけの仕事を整理する、それだからこれだけの人間を減らしていいのじやないかといふことを考へるのであります。たとえば今地方的には特殊な林産物等も扱つておるのでありますから、そういうふうなものは、あるいはこれを統制をはずしてしまひ、あるいはは事務によりましてこれを中止する。あるいはいろいろの統計、調査といふようなこともお願いいたしておるのであります。か、そういうふうなことは農業改良局の方においてこれを行つて、そういう手数をできるだけ省くといふことを考へておるわけでありませう。

○木村(農)委員 そういたしますと、大体結論が出たと思ひますが、農林省關係においては庶務關係とかいふような、いわば机上において比較的処理の簡単な方面は整理をやる。しかし現場その他農家と直結したような實際の仕事の面においては、整理は大体やらず方針だといふのか。またそういうことをやつても、それにマッチしてやれるような配給あるいは供出といつた機構を整備してないから、そういうことを検討して、その具体策が立つた上で、簡単な言葉で言へば、現場的な方は整理できないといふように御解釈になつておると理解してよろしいですか。

○森國務大臣 現場は全然整理をせなといふわけではないのであります。○木村(農)委員 そういたしますと、この整理案によれば、もし整理をした場合においては、さつき私が二、三申し上げましたように、今まででさえも相當な混乱その他都合な点が起つていますから、少くとも今年の農業上の

そういう問題には相當混乱が起る。これを防ぐにはただ農業協同組合やその他の村の農業調整委員といつたふうなもの協力によつて、それをうまく防いで行くといふような御方針ですか。○森國務大臣 協同組合なり、村の農地委員の方にお願ひするといふことを原則として、整理をやるというのではないのであります。現在におきまして、協同組合にいろいろの輸送なんかはお願ひしておらないような場合があるものであります。か、そういうものは今後農業協同組合などに委託してさしつかえない。かように考へておるわけでありませう。

○齋藤委員長 ちよつと木村委員に御注意しますが、農林大臣のほかに安定本部総務長官、法務總裁、大蔵大臣、人事院總裁、運輸大臣、本田國務大臣が來られておりますから、さう御承知の上で御質疑くださるようお願いいたします。なるべく簡単にお願いいたします。次は大蔵大臣に伺つておきたいのですが、國稅廳がござまして、定員がきまつたわけですが、この定員によつてことしの所得稅納入者が全國で何名あり、一名の稅務官吏が何人の納稅者を受持つておるのか、こういつた点はどのような平均になつていますか、平均化したものでよろしうございませう。○池田國務大臣 所得稅の納稅人員は、附加稅並に源泉によります課稅を合せまして、大体千八百万人と記憶いたしております。しこしてこれに

当る署員は何人という事は存じませんが、税務全体で六万人余りの定員に相なるのであります。千八百万人の所得納税者につきましても、源泉で徴収する納税者も含んでおりますので、一人当り何人という事は私はナンセンスではないかと考えております。

○木村(衆)委員 とにかく千八百万人の納税者の中には源泉もあるというくらいのことには私はわかつております。また六万人の税務署員ということもわかつております。しかしながら直税関係の中で何人——直税関係というものはおもに所得税の大きな面である。だから間税関係がどのくらいといった点くらいはおわかりになるでしょう。

○池田(國)大臣 六万人を大別いたしますと、直税関係が大体半分ではないかと思つております。五割でございませう。間税関係が三割、庶務関係、徴収関係が現在二割程度と私は考えております。しかし五割の直税関係は御承知いたしましたし、直税関係には御承知の通り法人税もございまして、相続税もございまして、あるいは地租、家屋の台帳整理もございまして、いろいろのものがございまして、直税の所得税につきましても、源泉徴収によります納税人員は相当の数に上ります。千八百万人の中で一千万人余りが直税関係と考へます。しかしこの納税者は基礎控除において出発するものもある程度含んでおるのじやないかと思ひます。源泉課税によります分は、雑給の支拂者が徴収の義務を負つて一人別の調書を持つて来るわけでありまして、職員の手数はあまりとりません。ただあとからの検査だけでございまして、最も手数をとりましますのは事業所得税であるのでございまして、事業所得税につきま

しては、農村関係をたくさん受持つておる税務署とあるいは大商工業者を受持つておるところと非常に違つて来るわけでございます。

○木村(衆)委員 千八百万人の納税者がある。この中で源泉はまた別だ。こういうわけなんです。この千八百万人の中で法人関係はどのくらいあるのですか。

○池田(國)大臣 法人関係は何人あるかと申されましても、都会の税務署では法人ばかりを専担しておるものを構成してありますが、地方におきますと、法人専担者と個人専担者とは兼務しておる場合もございまして、一々何ほど正確に申し上げる数字はここに持つておりません。

○木村(衆)委員 そういたしますと、大体基礎的なものはないが、六万人おつたら何とかさげられるだろうといった程度のお考えでございましておるわけですね。

○池田(國)大臣 六万人おれば今の税制で徴収は遂行できると思つております。しかしここで答えするのには、法人関係は何人おるかばかり数字を持つていないというだけの問題でございまして、税務署にはみな分課規定があり、そこに勤務いたしておりますから、集計すればわかります。しかし実際問題としては事務の者が相当地方でございまして、今ここで法人関係の税務職員何人ということをし上げる数字は持つていないのであります。

○柳澤委員 この定員法の第二條第一項中の数字の欄は、國家行政組織法第三條に基いて、府、省及び外局たる委員会並びに廳、これを單位にして載せ

られたもののごとく考えられます。そういうことになりますと、この合計の数字は各府、省について出ておりますが、なほ区わけされたところの財務局間においては定員の流用はもとより禁ぜられる趣旨とかように考えますが、そういたしますと、この外局を列挙することは非常に重大な問題であります。そこでまず法務廳設置法の一部改正法案を見ますと、その十三條の八に司法試験管理委員会なるものがありまして、外局という文字はうたつてありませんが、國家行政組織法によつて外局となるのではないかと申すので、さうになりますと、これがやはり本府、中央更生保護委員會のほかにもう一つ司法試験管理委員會なるものがここに上るのではないかと。御提出くださいました資料によりますと、この委員會の定員はないようでございませうが、おそらく定員がないといはしても、この委員會だけはここへやはり挿入せらるべきじやなかろうかと思ふのですが、これはもしさうであれば修正案を提出したいという考えのもとに一應御意見を承りたいと思ひます。

○池田(國)大臣 御意見のごとく、試験管理委員會を修正案としてお出しくださいましても、これには定員がございませぬ。但しこの委員會は最初よりいわば従来の秘書課の、あるいは人事課の仕事として行われておりますこととありますので、その人間をそのまま使ひまして、この仕事をさせるつもりでございまして、これもごく少数の人間で事が足ると思ひます。

○柳澤委員 これは外局としてここに載せることにはいかがですか。

○池田(國)大臣 異議ございません。○柳澤委員 次に運輸大臣にお尋ねいたしたのでございませう。やはり表の問題ですが、海難審判廳ができましたので、これに対する定員をやはりこれに織り込まなくちやならぬと思ふので、やはり修正案で審判廳を出しましたので、その定員を盛り込むといはしますならば、政府はどのくらいの人數をもつて適當とするものであるか、この定員について伺いたい。

○大屋(國)大臣 海難審判廳の定員は七十三人と考えております。

○柳澤委員 次に経済安定本部長官にお尋ねいたしたいと思います。経済安定本部の設置法によりますと、第十九條に外資委員會が外局として載せられてあるようでございませう。従いましてこの表の中にやはり経済調査廳に並んで外資委員會を、たとい定員がないにいたしましても、載せるべきじやなかろうかと思ふが、御意見いかがですか。

○青木(國)大臣 これはおつしやる通り三月十五日に公布施行されました外國人の財産取得に関する政令五十一号であつたと思ひますが、それによりまして外資委員會の委員というものは、事務局の職員は關係各廳の職員の中から、委員長が事務局に勤務することを命じた者をもつて充てております。そういうふうにより規定されておられます。委員並びに事務局の職員は全部兼務となつております。これはこの委員會の仕事が各省に關係いたしております關係から、その方が便利でありますのと、またこの政令によつて委員會が処理しなければならぬ案件が、どの程度に上るかというこの見当も今のところつきかねておりますので、事務局職員

はさしあたり兼務制でスタートいたした次第でございませう。將來この委員會の処理すべき仕事が増えて参りますれば、事務局に専任の職員を置くということも考慮いたしておる次第でございませう。

○柳澤委員 ただ外局としてここにあげるべきだといふ御意見だけ……。

○青木(國)大臣 あげてさしつかえないと存じます。

○成田委員 與黨の諸君から非常に時間の催促があるのでございませうが、ごく簡単に要点だけお伺ひしておきたいと思ひます。

農林大臣にお尋ねしたいのですが、木村委員から食糧事務所の問題について質問があつたのでありますが、農林大臣から事務の簡素化をはかつて定員の縮減は何かやつて行こうという御答弁がありましたけれども、事實は事務の縮減がやれるかどうかということについて非常に疑問がある。と申しますのは、農林大臣御承知のように新集荷制度の実施に伴つて、あるいは指定農林物資検査法による検査もやらなければならぬ。穀物の食糧支拂代金の規格も嚴重になつておるといふことで、仕事が増加してゐる。そのために昨年の九月から本年二月までに新集荷制度の実施に伴つて約三千二百人の増員が行われ、指定農林物資検査法によりまして三百二十人の増員が行われた。これは昨年の十一月以降でありませう。このことは民自党内閣時代においてこれだけのやはり三千三百人近くの増員が行われておる。民自党は当初から行政整理を主張されておる。行政整理を主張されておる民自党内閣においても、そういう事務の増加のために定

員を増加しなければならなかつたといふのが現状であります。事実減らすどころか、増員をしなければこれだけの食糧事務所の仕事はできないといふふうに私は考へるものであります。この点について簡単に申し述べさせていただきます。御答弁を願ひたいと思ひます。

○森國務大臣 お答えいたします。本年の二月であつたと思ひますが、囑託事務をしておつた者その他合せまして、御承知の通り増加いたしましたのであります。しかしこれはその当時行政整理の場合におきましては、これを定員として行政整理を考慮する。その当時、行政整理といふことは考へておつたのであります。定員をこの場合においてふやして、そうしてこの定員に對しての整理の場合においては、さらに考慮するといふことを考へてやつたのであります。現在、將來においてもこの事務がさらに複雑化して煩雜をきわめるといふことはない。かように考へておられるのであります。一時増員しておきながら、なぜかその間にこれを整理しなければならぬかという御質問であります。その当時においてこれもすいぶん考慮したのであります。が、囑託等を本官に直すというふうな関係もございましたので、一應これを増員いたしましたような形に持つて行つたのであります。

○成田委員 といいたしますと、この三千三百人の増員といふものは、ほとんど囑託を本官に切りかえただけでございしますか。

○森國務大臣 囑託ばかりではないのであります。その当時から本官として増員いたしましたものもございします。

○成田委員 そのなかであります。こういう新集荷制度、あるいは指定農林物資検査法による検査とか、あるいは食糧支拂代金の規格の検査を嚴重にする必要から、民自党内閣においてさへ今まで増員して、それが急に減員の方向に出たことはどうも理解できない。これでも事務に支障なくやれるのであります。

○森國務大臣 指定物資の中においても整理するものも今後考へられるのであります。私は不都合なくやり得るという確信を持つてゐるわけでありまして、六月一日からコーポレーションによりまして日本國有鐵道公園といふものが發足するわけでありまして、今回の定員法に關連いたしまして、行政機關では各省設置法といふものが設けられておられますので、六月一日から發足いたします。コーポレーションについても当然組織といふものはきまつておると思ひます。その組織の内容を御説明願ひたいと思ひます。

○大屋國務大臣 コーポレーションが出發いたします組織は、大体當分の間は現状の形を踏襲いたしまして、徐々に獨特の形に切りかえる構想を持つております。

○成田委員 この前運輸大臣に質問いたしまして、十二万の予定首切りに對しまして、實際の首切りは九万八千程度だろつたといふ御答弁があつたのであります。実は、はさの小澤通信大臣の御答弁で、通信關係について實際の整理人員はどれだけかということ、を質問申し上げましたところ、小澤氏は大臣就任以來新規採用を見合して、

自然退職が相當あるので、大体月に三千人程度やめてゐる。それで四万八千人の當初の計画に對しまして二万ばかり首切りが少くなる。二万七、八千名ではないかという御説明であつたのであります。私が、私もまことに喜ばしいと感じてゐる。運輸省においても同じような措置をとりますと、全通と比較いたしましたとしても九万八千といふものが減るのではないかと思ひます。現在のところ九万八千といふものは動かないものでございしますか。

○大屋國務大臣 通信省の事情とは異なりまして、すでに六月一日からコーポレーションが發足いたします。本日、五月二十日でもして、期間がないので、私がこの前申しました九万八千人程度といふのが、實際の整理の数字でございします。

○成田委員 最後にもう一つ運輸大臣にお尋ねしたいと思ひます。この点は、はつきりしておきたいと思ひますが、この前にも御質問申し上げまして、私たち納得できないのであります。今回の定員法によりまして、附則の第七で、日本國有鐵道の職員は何月何日まで、日本國有鐵道整理されるものとすという規定になつてゐるのであります。日本國有鐵道職員といふものは六月一日からコーポレーションに移行されるわけでありまして、行政機關職員定員法第一條にこの職員並びに行政機關の定義を明らかにしてあります。行政機關の職員でないコーポレーションの職員に對しまして、行政機關職員定員法で行政整理をやるという法的な根拠に對して疑問があるのであります。それに対

して明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 現在公務員であるのが六月一日から分離したものであります。が、現在あるものを九月三十日まで、期間を目標として整理いたしますので、性質が大體コーポレーションにかゝることだけで、相かわらず運輸省の鐵道の職員なのであります。や、現在の公務員の觀念をもちまして整理をいたすことにいたしましたわけでありまして、

○成田委員 実体がかわらないと申されましたが、人間そのものはかわりません。でしうけれども、身分は六月一日から行政機關の職員でないものを行行政機關定員法で整理することは違法ではないか、法律上の根拠がないのではないかと、このことを御質問申してゐるわけでありまして、

○大屋國務大臣 この前にも申し上げました通り、現在行政機關の一部であり、コーポレーションになりました。でも、法律的に必ずしも実体は現在の行政機關とまったく異なるものではない性質のものではないのであります。今、この觀念で規則を定めて整理するので、これは別にどうも憲法違反でもないけれども、もちろん何らさしつかえないといふ考へ方でやつてゐるわけでありまして、

○勝間田委員 農林大臣はいらつしやらないようでありまして、先に物價廳關係のことをお尋ねしたいと思ひます。今度物價廳の方は相當人員を減らすことになりましようか。

○青木國務大臣 お答え申し上げます。物價廳は前の定員が千八百人でありまして、今回二割を整理いたしまして八百五十八名ということに相なつております。

○勝間田委員 それは予算定員に對してですか、現在の實員に對してでございしますか。

○青木國務大臣 予算定員……。

○勝間田委員 現在いる……な物價廳の仕事を考えてみると、この人数では非常にむづかしいと思ひます。けれども、一休現在の統制品目といふものは、現在どのくらい中央と地方でありましようか。

○青木國務大臣 價格の点から申しますと、五十万といつておりますが、中央で多分三千八百幾ら、地方も大體それくらいであつたと記憶いたしてあります。

○勝間田委員 別の資料によりまして統制品目が本廳が七万五千八百、地方で四万二千、それは間違ひでありましようか。

○青木國務大臣 それは地方分類と省分類の違いであらうと存じます。

○勝間田委員 そうしますとかなり重い、いわゆる價格統制に携わつてゐる一人當りの担当の種目は非常に多いことに私はなると思ひます。整理をして職員は附えて行きましようか。

○青木國務大臣 私の考へますところでは、この程度の整理であれば、必ずやつて行けるという確信を持つてゐる次第でございします。

○勝間田委員 それでお尋ねしたいと思ひますが、現在の超過勤務の状況はどうでございましようか。

○青木國務大臣 物價廳のことであり

ますので、はつきりいたしません
が……

○勝間田委員 私どもの記憶によりま
すと、物價廳の超過勤務は非常に高く
なつてゐる様に私は思ふのでありま
して、特に今度は物價改訂など一齊に
やらないうち事情はちろんありま
しようけれども、予算編成の時期にな
つて実際に物價廳の職員を執務を見て
おつて非常に私は氣の毒に思つていた
ことがたび／＼ありますが、こういう
整理をして、しかもまた／＼原價計算
だとか、それから／＼価格差補給
金の關係とか／＼ふえて來てお
るのですが、これは非常に安本長官も
お苦しいに違ひないけれども、とて
もこれは実現不可能の状態を起すのじ
やないでしょうか。

○青木國務大臣 自分としては実現可
能であると思つておられます。

○勝間田委員 相當物價廳あたりには
病氣になつておる人も多いということ
を聞いておるのでありますが、こうい
う点などを考へてみて、私は物價廳の
人たちの人員整理については、どうし
てもひとつ再検討していただかなけれ
ばならぬように思ふのでありますが、
農林大臣がいち／＼いけませんから、
それはそれとして、もう一つ私は先ほ
どの問題でせつかく四つの條件を根本
的にひとつ検討してみたいという点につ
いて、三時間以上も費してみたのであ
りますけれども、結局わからなかつた
点が相當私にあると思ひます。その点
で最後の問題としてひとつお尋ね申し
たいと思ふのでありますが、先ほどの
人事院總裁のお話で、結局政府がどん
な條件で首を切つて來ても、異議の申
立てをする。現在のいわゆる保護の規

定というものを今度適用しないとい
うことが一面にある。他面の方におい
てはいわゆる予算というもので縛られて
行く結果、いろいろの点で縛られて行
くわけですね。そこへ持つて來て公務員
法というものが、いわゆる職業權とか
あるいはその他の權利というものを認
めてはいかぬ。そうすると、まづた
四方から攻めて、手も足もいで行く
という形になるわけですね。そういう状
態で泣き寝入りをして行くというよう
な條件に私は結局なつて行くように思
う。そしてもしこういう状態が不測の
社会不安が起き來たら、これはどう
しますか。これは結局どこに責任があ
るかといふことです、やはり私は政府に
あると思ふのでありますが、この問題
について人事院總裁はどうお考えにな
つておられますか。

○淺井政府委員 その点につきまして
は、すでに休憩前に人事院の立場を申
じ上げたつもりでございます。すなわ
ち訴願の規定が除外されましたこと
は、非常に遺憾に思つておりますがゆ
ゑに、もしこの國會の御決定によつて訴
願の規定を回復せられましますならば、人
事院は万難を排してこの訴願を受け
るつもりでございます。但しこの訴願
を受けました場合に、はたして質的
に量的に國家公務員の利益が保護でき
るかどうかといふことについて人事院
の見解を申し述べたものであります。

○勝間田委員 もし、こういつた條件
で不測な事態が起きて來た場合におい
ての政府の責任は、非常に重大だと思
うのであります。官吏を口もとめてお
いて、眼も見せずして、一方的の條件
にして文句を言わせないという状態に
落しておいて、それで官吏は職業權が

ないのだから、やつた者はどうだとい
う事態が起きて來たときに、よほどこ
れは政府の責任だと思ふのであります
が、そういう問題についての責任をど
うしてとられるおつもりか、政府の責
任者にお尋ね申したいと思ひます。
○本多國務大臣 整理のやり方はどん
なやり方をやつてもかまわぬという前
提で社会不安を起した場合はという御
質問であります。さういふから申し
上げておきます通り、どこまでも公正
にこれを実行いたしまして、さういふ
事態を惹起しないようにやつて行くの
でございます。

○勝間田委員 それから第二の点は重
要な問題だと思ふのでありますが、も
うすでに六月一日からいよいよこの定
員法を実施したい、誠意を実施したい
といふことでありましかれども、今ま
での政府の都合上で、いわゆる整理の
基準といふものが、人事院である
か、あるいは内閣であるとかいふので
結局きまらずに今まで來た。ようやく
きよの席上で、それが人事院がきめ
るといふことになるというようなお話
になつたのでありますけれども、この
問題は一体いつ整理の基準について明
確な指示をする見通しになつてゐる
か、この点をひとつお尋ね申したい。

○淺井政府委員 ちよつと私から申し
上げさせていただきますと思ふのであ
ります。私は勝間田さんの御了解の
ように、整理の基準を人事院において
出すと申してはいないつもりでござい
ます。

○青木(正)委員 本案に対する質疑は
この程度に……。
〔発言中だ「最初の話と違ひじや
ないか」と呼び、その他発言する
者多し〕

○齋藤委員長 ただいまの動議に賛成
の諸君の起立をお願いします。
〔賛成者起立〕

○勝間田委員 発言中、発言中……。

○齋藤委員長 動議のごとく決しまし
た。

〔「そんなばかなことがあるか」と
呼び、その他発言する者多し〕

○齋藤委員長 今委員長は委員長の独
断で何もきめることはできません。と
ころが、質問打ち切りの動議が出ました
から、それを採決しました。多数でも
つて動議が成立しました。動議のごと
く決しました。

○勝間田委員 発言中です。

○齋藤委員長 発言中でも何でもかま
いません。それくらいのことばかり
そんなもんだ。

○勝間田委員 委員長不信任の動議を
提出します。

〔委員長退席、小川原委員長代理
出席〕

○小川原委員長代理 ただいま委員長
不信任の動議が提出されましたので、
理事の私が委員長の職務を行います。
ただいまの委員長不信任の動議に賛成
の方の……。

〔議場騒然〕

○小川原委員長代理 宣告をいたしま
す。ただいま委員長不信任の動議が提
出されましたので、理事の私が委員
長の職務を行います。ただいまの動議に
対する趣旨の弁明を求めます。時間は
五分に願ひたいと思ひます。

〔時間を制限することはない〕と
呼び、その他発言する者多し〕

○小川原委員長代理 お諮りいたしま
す。時間の制限がよろしくないとい
うならば、何分にいたしますか御相談
してよろしくございます。

○青木委員 五分以内にお願ひしま
す。

○岡田(幸)委員 労働者農民党として
は、こういう時間の制限を委員長がす
べきではないといふことは言うまでも
ありません。しかもこの不信任案の内
容の弁明についてあらかじめ時間を定
めることは絶対に正しくない。これは
提案者の弁明の理由を十分発表さすべ
きだといふ／＼は考へております。

○小川原委員長代理 しかればこの時
間の問題は採決に入ります。――時間
を五分といたしますのに賛成の方の御
起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○小川原委員長代理 多数。それでは
五分以内といたします。趣旨の弁明を
求めます。

○勝間田委員 実はこの定員法が非常
に無謀な見地から提案されておるので
はないかといふ疑ひがありました。た
で、從來までの審議につきましては非
常に慎重に審議をして参つたのであり
ます。特にこの定員法は十七万一千三
百余人の生活に重大な關係を持つもの
であるがゆゑに、これをいかにして延
緩し、いかに見解に立つてこれを行
つて行くかといふことを眞に研究する
ことなしには、とうていわれ／＼はこ
れの十分なる審議を遂げたものとは言
い得ない。しかも從來まで政府は再三
約束をいたして、いわゆる予算がいかに
削減できるかといふ問題、またいかに
なる基準をもつて整理を行つて行くか
といふ問題について、この委員會の審

議中に明らかならしめるといふ言をなされておたのであります。しかるに不幸にいたしまして、今日に至るまでその道が十分に発見することのできなかつたのをまことに遺憾とするものであります。それなるがゆゑに本日理事會におきまして、こゝにいたる基本的な問題についての十分な検討を遂げた上において、協力的にこの案を審議して行こうというときめをいたしました。そして、そうして與黨側から説明がありましたので、いろいろ與黨も野黨もこれについて研究をいたしました結果、まず四條件の審議をいたしまして、次に各省の特殊事情をそれぞれ研究いたしました。それについては特に審議を簡便ならしめるために關係大臣をほんとうに一室に集めていただきまして、眞剣な討議をなすというときめをやつて來たのであります。そして四條件のうちにおきましては、まず第一に明確にしたかつたことは、政府がこの定員法を實際に行ふことによつて、どの程度の財政的な節減が行われて行くのか、これは從來政府は行政整理を行つた結果としての人員整理であるがごとくに、表面上の理由をとりながら、實際上においては首切りを先に断行しておいて、そしていゝゆる行政整理を行ひ、他面において國民全般に対して、いかにも重大な、ここに財政節減ができるかのごとき隱微をあえてなさんとする傾向があつたのであります。それなるがゆゑに、この條件を明確ならしめて行くという事柄は、何よりも大切な意味をわれわれは考へておつたのであります。

次に重大な問題は、これほど行政整理が行われるにかかわらず、しかも通信省、運輸省のいろいろの省において、特殊な事情があるにかかわらず、いかなる公平な立場からこれを行つて行くのか、特に從來まで公務員制度におきましては罷免権を一面において非常に制限をいたし、その他のいろいろの労働者の基本的人権を抑圧して行きたがら、他面において保護規定はちやんと設けておるにかかわらず、十七万一千三百人の人たちの首を切ることにはまづたく無保護に、しかも政府の一方的意思によつてこれを行つて行くこととするのであります。この整理基準を明確ならしめるといふ事柄は、本法案における審議の中心問題といわなければならぬのであります。しかも今日に至るまでいかなる退職手当を支給するかというとも、いまだに決定を見ておらない。しかも六月一日からこれを實行するという立場において、これを審議することなくして、いたずらにも十七万一千三百人の首を切るというならば、これはまづたくこれらの人々を路頭に迷わせることになるのであります。家族に対する不安、社会に及ぼす影響は重大といわなければならぬのであります。そういう状態の上に、さらにこの受入れ態勢をいかにするかというのをわれわれが研究して行くという事柄は、当然政府としては行ふべき實際の事柄でありまして、それなるがゆゑにこれらの條件を一つのあたりによつて審議するといふよりも、一括してこの論議を進めて行つて、そしてこの案といふものを公平妥当の上にわれわれは審議して行こうという道をとつて今日まで協力して参つた。しかるにかかわらず、その問題については今までの状況

をもつていたしましては、その一つといへども明確にはされていません。もちろんある程度までについての概貌はわかつて参りましたけれども、政府の責任においてこれらの事項についての明確な答弁といふものは不幸にしてないのであります。それを改めて、再度これを討議して、最後に有終の美をなさんとするときに、にわかにその質疑中に於いて質疑を打切るとの提案を強行に委員長はなさうとしたのであります。これは從來まで齋藤さんが國會のいゝゆる長老といつたしましてわれわれの尊敬するところではあつたし、また公平な道を開かれるものとわれわれは信じておつたのであります。しかしかくのごとき重大な、十七万一千三百人のこの膨大な人間の首を切るという重要な審議の際におきまして、これを未解決のままに残して行こうとするがごときは、これは委員長としてまことに残念な態度であると私はいなければならぬのである。それなるがゆゑにわれわれはあえてこの長老に対して不信任の意を表して、これを改めてもらおうと念願するものであります。以上私の趣旨を明瞭に終ります。

○小川原委員長代理 たいまの不信任案動議について、討論を省略してただちに採決すべしとの動議が出ております。この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小川原委員長代理 討論を省略してただちに採決に入ります。——ただいま委員長代理の不信任の動議が出ております。よつて池田理事にこの席を譲ります。

〔小川原委員長代理退席、池田(正)〕

委員長代理清席)

○池田(正)委員長代理 これより齋藤委員長に対する不信任の動議の採決をいたします。ただいまの齋藤委員長に対する不信任の動議に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○池田(正)委員長代理 少数。よつて不信任案は否決されました。(拍手)岡田君。

〔発言する者あり〕

〔池田(正)委員長代理退席、委員長清席〕

○齋藤委員長 委員長宣言いたしました。この際二分間休憩いたします。

午後九時十分休憩

午後九時十五分開議

○齋藤委員長 休憩前に引続いて再開いたします。

○岡田(孝)委員 先ほど委員長代理小川原君に対する不信任の動議が提出されたのであります。これは會議の円満なる進行をはかるために撤回をいたしたいと思ひます。

○齋藤委員長 これより討論に入ります。討論は各党とも十分といたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 それではまずこれより行政機關職員定員法案を議題として討論に入ります。青木君。

○青木(正)委員 民主自由党を代表いたしまして、本案に対する修正案を提出いたします。先ほどお手元にも差上げておきましたけれども、法務府における司法試験管理委員会及び経済安定本部における外資委員会、ともに外局でありますので、これを掲示するにと。またもう一つは、本院におきまして運輸省の所管で海難審判廳を外局として設置することにいたしましたので、それに伴ひまして定員の變更をいたし、本省を一万八千四百三十五名、海難審判廳を七十三名に修正いたしましたと思ひます。

〔參照〕

行政機關職員定員法案に対する修正案

行政機關職員定員法案の一部を次のように修正する。

第二條第一項中

法務府		本府	計	四〇、八七六	うち一、四七六
		中央更生保護委員會	計	一、〇二九	六人は檢察廳の職員とする。
		司法試験管理委員會	計	四一、九〇五	六人は檢察廳の職員とする。
法務府		本府	計	四〇、八七六	うち一、四七六
		中央更生保護委員會	計	一、〇二九	六人は檢察廳の職員とする。
		司法試験管理委員會	計	四一、九〇五	六人は檢察廳の職員とする。

大蔵省		本 省	計
証券取引委員会 造幣 印刷 監	監	七三、八六八	
	監	一四五八	
監	監	二、〇三三	
	監	九、〇三〇	
計		八五、〇一四	

大蔵省		本 省	計
証券取引委員会 造幣 印刷 監	監	一三、三二一	
	監	一四五八	
監	監	六〇、四九五	
	監	二、〇三三	
計		九、〇三〇	
計		八五、〇一四	

運輸省		本 省	計
船員労働委員会 海上保安 監	監	一八、四三五	
	監	五九八	
監	監	八、二一〇	
	監	二六、七〇四	
計		二六、七〇四	

運輸省		本 省	計
船員労働委員会 海上保安 監	監	一八、四三五	
	監	五九八	
監	監	八、一三七	
	監	七三三	
計		二六、七〇四	

経済安 定本部		本 部	計
物価 調査 監	監	一、二四八	
	監	八五八	
監	監	三、七一九	
	監	一	
計		五、八二五	

経済安 定本部		本 部	計
物価 調査 監	監	一、二四八	
	監	八三六	
監	監	三、七一九	
	監	五、八二五	
計		五、八二五	

に改める。

を に を に を

行政機関職員定員法案に対する修正案の追加

附則第一項を次のように改める。

1、この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、この法律の規定中、中央更生保護委員会に関する部分については、同年七月一日から施行し、通商産業省設置法(昭和二十四年法律第号)施行の日から適用する。

○齋藤委員長 次は成田君。

○成田委員 討論に入る前に、ひとつ議事進行について申し上げたいのであります。

社会党・労働党、共産党、新政治協議会一緒になりまして、今回政府から提案されております行政機関職員定員法案は、何ら合理的な根拠がないといふので、私たちは撤回の案を出すことになりまして、今閣僚方面のオーケーをとりまして、今閣僚方面のオーケー係がございますから、それが来るまで暫時休憩を願いたいのであります。

○齋藤委員長 もう討論に入っておりますから……

○成田委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案になつております行政機関職員定員法案に対して、全面的に反対の意見を開陳するものであります。同じく修正案について、同じ議論から反対いたします。

吉田民自党内閣は、総選挙の際の公約を何一つ果たすことができなかった。現在果すところの意思もない。そのために、国民の不平不満、公約不履行に對する責任追究の声は、今全國にほうはいとして巻き起つておるのであります。

す。この情勢を察知してか、何とかして公約不履行の責任を回避したい、めんつを保持したいといふので、全國十

七万一千人に余るところの公務員の犠牲の上において、首切りのための首切りを断行する。その法的な裏づけをなしておるのが今回の定員法であるのであります。行政機構刷新の目的は、申し上げるまでもなく、行政機構の有機的な編成と簡素化をやり、それによつて行政の能率化をはかることに、主眼がなければならぬのであります。同時にその際やむを得ず生ずるところの過剰人員に對しましては、この受入れ態勢、失業対策に万遺憾なきを期さなければならぬと思ひます。しかるに今回の定員法によるところの行政整理にあたりましては、行政の簡素化、能率化には何ら役立っていない。また失業対策に對しても、何ら見るべき施策はないのであります。ことわざには、どうするにせよ三分の理という言葉がありますが、今回の定員法を見ますと、三分の理はおろか、一分もこれを合理づけるところの何らの根拠をも発見することができないのであります。私たちはこういうような無計画な、百害あつて一利ないところの定員法に對しては、絶対に反対せざるを得ないのであります。

以下具体的に反対の理由を申し上げてみたいと思ひます。政府は提案理由の説明におきまして、行政整理が多年の懸案であり、國民の輿論であること主張されております。その理由といふは、官公吏が多過ぎる、そのために人件費がかさむんだ。(その通り)と呼ぶ者あり。財政負担が多くなるのだといふことを理由とされております

が、今その通りでない理由を皆さんに申し上げてみたいと思ひるのであります。米國のマンストリー・レーバー・レーバー・英國のミニストリー・オブ・レーバー・ギャゼット、さらにわが國の労働省の労働統計、あるいは大蔵省の統計を見まして、米國、英國、日本の最近の官公吏数を比較いたしました。決して日本の官公吏は多くない。その比率は英國四・九%、米國三・九%、日本は二%でありまして、約その半数であります。これは数の上からのみ見た比較でありまして、さらに仕事の量を考えますと、戦後激増いたしましたところの事務量といふものを考えると、一層日本の官公吏の数が過剰でないという理由を、はつきり私たちは見出すことができるのであります。この点について、皆さんも御承知のように、この委員会におきまして、私は本多國務大臣に對して、多過ぎるといふなら、この具体的な数字を示していただきたいといふことを主張したのであります。本多國務大臣は、数字は必要ない、日本の特殊事情だと言つて逃げたおられるのであります。このことは政府が何ら具体的な資料を持つていない。単に多過ぎると思ひ込んでいるにすぎないといふことを端的に証明しておるものであります。わが國の事情は官公吏が余つておるどころではない。その点につきましては、具体的な例を当委員会においても種々申し上げて、政府にも訴えておるのであります。時間の關係上その数字は省かしていただきますが、もし日本の官公吏が多いとすれば、それは民自党の諸君の中にも多数おられるのであります。いわゆる高級官僚、高禄と特権の上に眠つ

て、学問と巧みな遊泳術で立身出世を事として来た多数の高級官僚でありま
す。まず行政整理の対象としてこれを
第一のやり玉に上げなければならぬ
と思うのであります。また今回の定員
法なんかを見ても、大衆の抑圧機
関であるところの警察官吏あるいは行
刑官吏あるいは海上保安廳の職員とい
うものは縮小どころか、むしろ増員し
ておる。こういうものもやはり行政整
理の第一の対象にすべきだと私たちは
思うのであります。ここに今回の定員
法の階級性を私たちは明確に発見す
ることができるのであります。政府は
この定員法によりまして、封建的な反
動的な官僚機構の維持強化を企図し
ておるのであります。また政府は経費節
減云々と言っておりますが、この行政
整理が問題になったのは二月十五日の
閣議であつたと記憶しております。そ
れから今日まで約三箇月たつておる。
当委員会におきまして、政府に今回の
行政整理でどれくらい経費節減ができ
るかというのを追究して参つたのであ
りますが、今日に至るまでや
らなかつた。今日やつと約七十億の経
費節減になるということを大蔵大臣が
表明されたのでありますが、この七十
億の根拠について追究いたしますと、
十分御説明をいただけない。七十億の
経費節減というのは、人件費による節
約と解雇することによる退職手当その
他を考慮して算術して、差引七十億を
あげられたはずであります。後ほど
申し上げますに、退職手当の問題につ
いても、政府は何ら具体的な案を持つて
おられないのみならず、七十億の差が
出るというところは、経費節減額として
七十億に上るといふことは、まったく

一時を糊塗するところのたぐひな数
字といわなければなりません。また一
歩を譲りまして、この七十億が正しい
数字であるとしたとしても、この行
政整理をやるための当然の措置が考へ
られていない。純粹の失業対策費とい
うものはたつた八億八千万円くらいし
かない。また公共事業費も御承知のよ
うに五百十八億であります。しかもこ
の五百十八億というものは、昨年度と
比較すると、實質的には七割か八割に
しか当たらない。このわずかな公共事業
費から、失業対策事業費に対してまわ
すことのできる費用が僅少であるとい
うことは、当然予想できるのでありま
す。特にこの退職手当の規定は、政府
は最初法律で規定するということを言
つておりましたが、これは政令に委任
した。政令に委任して、本多國務大臣
と私の確約は、この委員会を上げる
までにはぜひとも退職手当の内容を明
瞭化するということを言つておられた
のであります。遂に今日に至るまで
退職手当の基準について、何ら具体的
な説明を與えられないのであります。
(それは説明したじやないかと呼ぶ者
あり)お約束の通り、それは秘密会です
かと言えないことになつております。し
かも本多國務大臣は、政府の言を信用
してもらいたいと言われるのでありま
す。しかしながら公約を破棄しても恬
然として何ら恥じるところのない政府
に対して、こういう白紙委任状である
ところの政令によつて退職手当を規定
さすといふことは、とても私たちとし
て良心の上からこれを信するわけには
行かないのであります。もしほんとう
に政府が、今まで本多國務大臣の言わ
れたように、平均六箇月とかあるいは

七箇月の退職手当を支給される用意が
あれば、堂々と正面から法律で規定す
べきだと私たちは考へておるのであり
ます。かくのごとき貧弱きわまる失業
対策でもつて、十七万に上るところの
行政整理を強行せんとする政府の態
度は、ちょうど一片の棒きれを與えま
して、この棒きれを頼り大海を泳ぎ切
れと言つて、荒海の中に投ずるにひと
しいものといわなければなりません。
○齋藤委員長 成田君時間が来まし
た。床次君。
○成田委員 また國家公務員法によれ
ば、公務員は一部行動の自由が制限さ
れておる。その反面として、國家公務
員法八十九條ないし九十二條で保護を
與えられておたのであります。が、今
回の定員法によりまして、この保護規
定も排除されておる。その上に今回の
行政整理によりまして……
○齋藤委員長 成田君、時間が来まし
た。
○成田委員 行政整理によりまして、
政府は低賃金と、労働強化をしようと
しておる。四十八時間制の問題、給與
再計算の問題で、労働強化をしようと
しておる。またこれを基礎にして、さ
らに民間の企業整備を断行する。その
結果は中小企業の没落になる。このこ
とはもう私たちが指摘するまでもな
く、すぐ現われて来ると思つたのであ
ります。この意味におきまして、中小企
業の犠牲、あるいは勤労者の犠牲にお
いて、この行政整理を断行せんとす
る政府の態度に対しては、勤労者
の立場から断固反対せざるを得ないの
であります。
以上反対理由を申し上げまして、私

の討論といたす次第であります。(拍
手)
○齋藤委員長 床次君。
○床次委員 私は民主党を代表いたし
まして、本案に反対するものでありま
す。
元來行政整理なるものは、現下の日
本の國情におきまして、きわめて緊要
であると信ずるのであります。私ども
は、この行政整理を合理的に断行する
ことには、もとより強い要望を持つて
おるのであります。國民もさだめし
れを希望しておるものと信じます。し
かしながら今般提案されました本案の
説明を承りますのに、まことにその準
備その他におきまして不十分であると
いわざるを得ないのであります。すな
わち行政整理をなしますその裏づけに
おきましては、事務の簡捷、合理化、
機構の整備というものが伴わなければ
ならないと思つております。これ
において十分なる検討を欠いておるこ
とが第一点であります。
次に、整理せられる人々にいかなる
態度をもつて臨んでおるか申します
と、必ずしもこれが期待したようなも
のではないのであります。すなわち、
退職金の問題に關しましては、相当政
府も考慮しておられるようでありま
すが、これをもちまして十分とは言ひ得
ないと思つております。なお整理基
準の問題につきましては、先ほど來十
分意見を承りたいと思つたのでありま
すが、この整理基準の設定に關しまし
ては、政府当局——將來任命権者たる
人が整理基準を立てましてこれに當る
といふことを言つておられますが、こ
れに對して人事院總裁の考え方は多少
違つておるようでありまして、なおこ

の点は検討を要するように存するので
あります。私どもは、整理せられる者
がすみやかに公正なる整理基準を示し
てもらふ、またこれが民主的に整理せ
られるといふことが必要なんじやない
かと思ひます。現在の状態にあつて
は、はなはだ適當を欠くと信ずるので
あります。なお、今日整理せられる者
に對しましては、いわゆる訴願請求権
なんか認められておらないのであり
ます。なお國体交渉権も與えられてお
らないのであります。これに對しま
しては、政府は特に整理せられる者の
立場を考慮して本案の施行に當るべき
にかかわらず、この点におきましてな
お遺憾の点のあることを認めるのであ
ります。
次に、失業対策問題に關しまして
は、大いに論ずることが必要と思ひま
す。今日官吏の整理に引続きまして、
多数の企業の整備が行われ、ちまたに
失業者が氾濫することと思つたのであ
りますが、これが対策たるや、まことに私
は不十分であると思ひます。今日の政
府の状態におきまして、すでに予算の際
において私どもは論じたのであります
が、都市偏重の予算であります。もち
ろん十分ではありませんが、農村に参り
ますと、まことに本年度はこの苦しい
生活を一手で受けるというやうな状態
になつておるのであります。いわんや
今回行政整理が行われ、企業整備が行
われます場合において、その一番の負
担を受けますところはどこであるかと
申しますと、地方の農村に偏着するこ
とと思つております。地方は多額の
税金を負担し、反面におきまして、地
方配付税の減少、あるいは災害復旧費
の減少、公共改良事業費の減少等、あ

らゆる方面におきましてその重圧を受けておるのにかかわらず、今さらにこの失業の負担を受けなければならないというところに立ち至つておりますことは、國民の立場から申しまして、まことに私は遺憾であると存じます。元來行政整理なるものは望ましいことではあります、かかる欠点を持つておりますところの政府の施策に對しましては、遺憾ながら賛成を表することができないのであります。

特に指摘したいのは、今回の行政整理にあたりましては、必要以上の動搖を關係者に與えておるといふことであります。元來岩本試案といつたにしても、多數の数字を掲げましたにもかかわらず、現実に整理せられます数字は、今日お示しのように、十七万余になつておるのであります。この間約半年にわたりまして、國民に多數の動搖を與えておるといふことに對しましては、まことに私は不適当なる施策であつたといふことをあわせて申し上げたいのであります。

以上の理由によりまして、私はこの定員法に對しましては、反對の意を表する次第であります。

○齋藤委員長 土橋君。

○土橋委員 私は日本共産黨を代表いたしまして、ただいま提案されております行政機關職員定員法及びその改正の法律案には、絶対反對の意見を表明するものであります。

まず本法案がつくられます過程をつら／＼考えてみますと、これは昨年の四月三十日発せられた政令の二百一十一号に端を発し、さらに國家公務員法の改訂に端を発しまして、ただいまのような現状に至ることは、すでに

日本共産黨が昨年の春以來指摘しておる内容であつたのであります。かようなことによつて、特に労働階級にとりましては、不運のやから呼ばわりをいたしました第三次吉田内閣は、いよいよ民間におけるところの企業の合理化、企業整備と同時に、官廳方面におきますところの職員行政整理を一本政策といたしまして、今日断行しつつあるものであります、しかもその内容を、さらにこの國會の權威において、法律の名において行わんとするとは、第三次吉田内閣の誤つた政策の表明でありまして、われ／＼はかような行政整理を行ひまして、現在十七万余の公務員諸君が路頭に迷うようなことができないのであります。なお、これが大きく日本の独占金融資本及び事業資本に相通じまして、この傾向はさらに民間へ波及いたしまして、今日勤労階級の苦しみというものは想像に余りあるものであります。常に政府は過小評價し、その資料におきまして、きわめて不十分なるものをもつてきたえておるのでありますけれども、實際には想像以上に及んで來るのであります。

かような観点から、わが黨は、この政策がいかに勤労人民大衆の犠牲の上に、またその負担の上に、またその血と涙と汗の上にこれを築かんとおるのかといふことを証明することができるのであります。特に本法案の審議の過程におきまして、いろいろなことがありまして、この法案は二府十一省、經濟部を入れます、多大な官廳に及ぶ内容であります、今日まで答弁になりました内容におきまして

は、單に通信省、あるいは運輸關係の一部、あるいは農林關係の一部、あるいは大藏省の一部に關してのみ論議せられておるような傾向がありまして、私は本法案に盛られておりますこの機構、内容についてから反對したいと思ひますが、まず總理府の關係をなめまして、國家地方警察力の強化が非常な内容に關してはうたわれておるものであります。またこの面が地方自治警察とともに警察官が現在十二万余考へられておるといふ方向へ進められておるのであります、こういう点はまことに遺憾なところのものであります。また宮内廳の内容を見まして、政府の原案を見れば、宮内廳には九百二十八名ありますが、さらに皇宮警士は九百三十二名有余であります。合計いたしますれば、これだけでも千八百有余名の者を残しておりながら、實際作業官廳方面の人を減らすといふような、まつたく民主主義の基本的な方向と考へ方に反抗するやうな態度をとつておるのであります。また特別調達廳の問題にいたしまして、これが今日六千有余の人間を持つておりますが、實際の内容を調べますと、この点におきましては、この前の山口國務大臣の説明にもありますやうに、行政組織法の第七條第二項の規定に違反をいたしました、これが本来ならば局を置くべきでないにかかわらず、この答弁においてもきわめてあいまいでありましたが、部をもつて構成すべきを、局を持つておるのであります。その内容もきわめて多數の局を持つておるのであります。また宮内廳におきまして、特別職となつておる者が十名に余るのであります。どうして

そういう人間がそういうところに必要であるか、まつたくわれ／＼労働階級には了解できないものであります。おまへ特別職は、各廳におかれましては、これはさうにたくさんあつてはならないものであるにかかわらず、宮内廳に十名も置いておるといふ点が了解できないのであります。また法務府の四万一千有余のこの内容を見まして、これが非常に拡大する傾向をもつて、特に檢察當局の機構がいよ／＼拡大し、反面におきましては、作業官廳方面が縮小せられる。こういうことは、日本の産業の興隆の上からも、また全人民大衆の勤勞意欲の上昇の面から見ても、非常に遺憾な法律案であるのであります。特に外務省の方におきましては、今日わが黨が主張しておりますがごとく、平和條約締結までの基本的な準備をいたすべき人員を配置すべきにかかわらず、實際講和條約締結後におけるやうな状態まで考へて人員を配置しております。従つてかようなことではなくて、講和條約締結に至る基本的な準備を促進する各課部といふやうなものを設けるのが至当であるにかかわらず、こういう点についても、本案の趣旨が非常に不明朗であるといふことを、われ／＼は痛感せざるを得ないのであります。また現在政府が急遽成立せしめんとしております國稅廳設置の問題にいたしまして、少くともこの問題が修正せられるならば、これは政府の諸君がこの修正の理由を説明いたしまして、本委員會におきまして、どういふふうに討議をするかといふことであるが、かかるべきであるにかかわらず、單にこゝろ資料をちようだいしまして、この資料は最初参

りましたのはこの通り白書であります。これは參議院におきまして、ただいま通産省の問題は、今日は流會になつたといふことも聞いておるのであります。従つてそういうものを議場の採決のまづきに提出し、今度は私の方より言へば、色をつけたこゝろいふやうな附則をつけたものを持つて來る。これでは定員法の内容そのものについて、政府は不十分なものを持つておるのであります。私もより言へば、これを補ひかえて持つて來られる。これは池田さんの方が持つて來られておるのであります。こゝろいふやうなことに不備な内容で、しかもこの内容を見るならば、われ／＼が審議する過程においても、すでに附則の第一項におきましては、明瞭にこれは五月二十日から通産省を發足する、かように書いてあるものを審議させたのであります。こゝろいふ点がいかに疎漏であり、かつ政府においても、また與會においても、かような誤つたものを、これを是なりとするやうな方向は、われ／＼は少くとも民主國會においては考へられない事柄であるのであります。また文部省の内容にいたしまして、ここに内訳を書いてあります一端をながめても、非常に不十分なのであります。いわゆる運輸省におきましては、附則の第七項によりまして、將來これが五十万六千七百三十四名の定員をきめておるのであります。その基準はどこにあるかといふやうなことに對しても、運輸大臣は責任をもつて國民を納得せしめるやうな説明をただの一回もしていないのであります。これも人トシ計算方法によるものか、あるいはワイモンド法によるものかといふことについても

議論がありましようが、こういう点に ついても、実際に國民を納得せしめる 方向に行つていないのであります。従 つて運輸本省の内容を見ましても、ま ったく不十分、かつずさんなものがあ るのであります。たとえば海上保安廳 の場合に至りましては、従来四千名を 持つておるものが、一挙にして八千名 以上の定員を持つておるのでありま す。現に政府提案では八千二百名とな がつておるのであります。こういうよ うな、まづたぐ海上警察化するような 法案をつくつて得々としておる第三次 吉田内閣の性格というものがどうい うものであるか。人民階級を苦しめ、し かも塗炭の苦しみ陥れようとして、 警察機構、かようなものを増大するとい うことは、まづたぐ民主自由党を中心 とするこの政府の性格を遺憾なく暴 露して余りあるのであります。かよう な政策は、おそらく近いうちに火を見 るごとく破綻するでありましよう。ま た全人民大衆は、この問題について一 大反響を考へておりました。これは われ／＼野党もあらゆる機会を通じ て、民主自由党及び第三次吉田内閣の この陰謀ある動労大衆の犠牲の上に おいて、政權を樹立し、これを確保する 態勢は、参政官等の問題におきまして も、いろ／＼本会議において討論せら れておるごとく、まづたぐ遺憾千万で あるのであります。また通産省の問題 にいたしましても、特に農林省におき ましては、御承知のごとく食糧廳にお いて、現在の食糧關係確保のために、 あらゆる努力を拂われ、しかも自立経 済促進のためにも、食糧増産のためにも 食糧關係は特に必要であります。

また林野關係におきましても、すで に……
○齋藤委員長 土橋君、時間が來まし た。
○土橋委員 すでに林野の面において は、全國にわたりました、特に森林勞 働關係は、鉄道里數にすれば、長崎か ら稚内に至るまでのおよそ二倍以上も 持つておるのであります。その従業員 が約二十五万人もおるのであります。こ の二十五万人に対するところの會計 計算等から……

○齋藤委員長 時間が來ました。
○土橋委員 考えましても、林野局が 持つておるあらゆる面から考えまして も、林野行政に對しまして、これを適 正妥當に配置し、この植林關係等の促 進をいたさなければ、かならず近いう ちに朝鮮のようになつて、全日本はは げ山となるでありましよう。洪水は増 す、人民階級は苦しむ、まさにこの事 實を現わしておるのであります。また 水産廳におきましては、政府は何ら計 画性もない。水産廳は今や我が國の水 産事業、特に油脂方面においては、十 分に考えなければならぬものである。 しかるにかかわらず、この水産廳にお いては、單に千八百五十二名である。 かようなことで全國津々浦々の海岸線 が非常に廣いのでありますから……

○齋藤委員長 土橋君、土橋君……
○土橋委員 こういう点を考へて参り ますと、まづたぐ遺憾のきわみであり ます。
○齋藤委員長 時間が來ました。発言 を禁止します。
○土橋委員 特にかような点において は、中小企業廳はただの九十四人をも つて構成してある。こういう点はまづ

たぐ遺憾であります。將來の日本の海 外貿易を考へて参りますと、中小企業 に対する業務は……
○齋藤委員長 発言を禁止します。
○土橋委員 十分考えなければならぬ と思うのであります。また……
○齋藤委員長 土橋君、発言を禁止し ます。
○土橋委員 郵政關係におきまして も、特に電氣通信省關係は、皆さんが 御承知のように、これはわが國の通信 の基本であります。このものが今や独 立採算制を中心として、御承知の ようにコーポレーション形態に移らん としております。

○齋藤委員長 土橋君……
「十分間じやないか」時間が過ぎ ている」と呼びその他発言する者 あり。
○齋藤委員長 発言を禁止します。禁 止する。
○土橋委員 それでは、結論を述べま す。

以上のような観点に立ちまして、私 は電氣通信省の將來を思い、このよう な定員をもつて行ふことにつきては、 は、日本共産黨はまづこのから反對 し、絶対反對の意見を表明して、私の 反對の意見といたす次第であります。
○齋藤委員長 鈴木幹雄君。
○鈴木(幹)委員 民主党を代表して、 私は行政機關職員定員法の修正案並び に本法案に對しまして、賛成の意見を 開陳いたしたいと思ひます。

本法案は経済九原則の實施に伴いま して、昭和二十四年度の予算の編成並 びに各省設置法案と、三者表裏關係に あるところの法案でありまして、前二 案に對して賛成をいたしましたわが党

は、本法に對しましても賛成の意向を 表するものであります。
行政整理の必要は、叫ばれてしまつて から相当年月を経過いたしました。こ の行政整理をいかなる形において、い かなる時期に断行するかということ は、きわめて重要な問題であり、い かなる内閣におきましても、相当な困難 の伴う問題ではあります。今回吉田 内閣が現業三割、非現業三割という一 律の方針のもとにこの定員法を樹立 し、前に述べましたところの予算案並 びに各省設置法案と表裏の關係におき まして、本法を成立せしめんとするこ のの意図は、國民の要望にこたえん とするものであると思ふのでありま す。但し私は本法の過程におきまし て、これが技術的に、またその實施の 面におきまして、幾多の不用意と欠陥 を持つておることを指摘せざるを得な いのであります。この点につきまして は、私はなお詳細に本會議の席上に おきまして、あるいは機会を得て申 し上げたいと思ひます。その一、二 の例を申し上げますならば、この定 員法によりまして、行政整理の犠牲 にあらわれますところの十七万何がし の職員は、まことに國家財政の都合、 あるいはまた経済九原則確立のため に避くべからざる犠牲ではあります が、これは國家的の財政、國家的の 資力を費しまして、その犠牲を最小 限度に食い止めなければならぬと思 うのであります。これに對しまして、 今日いまだ政令に委任をされておるこ ろの退職者の手当の法制が完備をし ておらないといふことは、まことに遺 憾に存するのであります。私は政府 の言明に信頼いたしましたして、政府がこ

れに全責任をもつて善処せんことを 希望いたしましたのであります。その他 あるいは失業対策の問題に關しまし て、あるいは行政整理の根幹をなすこ ろの事務の整理に關しまして、政府 におけるところの用意完全なりとは申 しがたいのであります。これらにつき ましても私は希望と警告を發しまし て、この私の討論にかえたいと思ふの であります。

以上をもつて民主党を代表いたしま して賛成をいたす次第であります。
○齋藤委員長 小林信一君。
○小林(信)委員 新政治協談会を代表 いたしまして、本案と修正案に對しま して反對いたすものであります。

最初、本多國務大臣が本委員會に見 えまして、行政整理のアウト・ライ ンを説明されたときに、戰爭中以後、非 常に行政機構が煩雜化して、そのため に國家の財政的な問題、あるいは機構 の問題等について整理しなければなら ない状態にある。こういうことを嚆 矢に申されまして、行政整理に對するこ ろの説明をいたしたのであります。 が、そのときの本多國務大臣の意圖を 聞くと、われ／＼もこれにちろん賛 成をしなければならぬ協力しなければ ならない。ふかく考へたのでありま す。しかしそれ以後この行政整理の問 題はまづ各省設置法案の検討となり、 さらに定員法の検討となつたのであり ますが、順次政府がこれに對してある 種の意圖をもつて、しかもこの関連す るところの幾つかの問題を検討するの に非常に矛盾を持つておる。こういう ことが明らかにされたのであります。 まづこの行政整理の問題にあたりまし て、政府の結局なしたところは、私を

は、本法に對しましても賛成の意向を 表するものであります。
行政整理の必要は、叫ばれてしまつて から相当年月を経過いたしました。こ の行政整理をいかなる形において、い かなる時期に断行するかということ は、きわめて重要な問題であり、い かなる内閣におきましても、相当な困難 の伴う問題ではあります。今回吉田 内閣が現業三割、非現業三割という一 律の方針のもとにこの定員法を樹立 し、前に述べましたところの予算案並 びに各省設置法案と表裏の關係におき まして、本法を成立せしめんとするこ のの意図は、國民の要望にこたえん とするものであると思ふのでありま す。但し私は本法の過程におきまし て、これが技術的に、またその實施の 面におきまして、幾多の不用意と欠陥 を持つておることを指摘せざるを得な いのであります。この点につきまして は、私はなお詳細に本會議の席上に おきまして、あるいは機会を得て申 し上げたいと思ひます。その一、二 の例を申し上げますならば、この定 員法によりまして、行政整理の犠牲 にあらわれますところの十七万何がし の職員は、まことに國家財政の都合、 あるいはまた経済九原則確立のため に避くべからざる犠牲ではあります が、これは國家的の財政、國家的の 資力を費しまして、その犠牲を最小 限度に食い止めなければならぬと思 うのであります。これに對しまして、 今日いまだ政令に委任をされておるこ ろの退職者の手当の法制が完備をし ておらないといふことは、まことに遺 憾に存するのであります。私は政府 の言明に信頼いたしましたして、政府がこ

れに全責任をもつて善処せんことを 希望いたしましたのであります。その他 あるいは失業対策の問題に關しまし て、あるいは行政整理の根幹をなすこ ろの事務の整理に關しまして、政府 におけるところの用意完全なりとは申 しがたいのであります。これらにつき ましても私は希望と警告を發しまし て、この私の討論にかえたいと思ふの であります。

以上をもつて民主党を代表いたしま して賛成をいたす次第であります。
○齋藤委員長 小林信一君。
○小林(信)委員 新政治協談会を代表 いたしまして、本案と修正案に對しま して反對いたすものであります。

最初、本多國務大臣が本委員會に見 えまして、行政整理のアウト・ライ ンを説明されたときに、戰爭中以後、非 常に行政機構が煩雜化して、そのため に國家の財政的な問題、あるいは機構 の問題等について整理しなければなら ない状態にある。こういうことを嚆 矢に申されまして、行政整理に對するこ ろの説明をいたしたのであります。 が、そのときの本多國務大臣の意圖を 聞くと、われ／＼もこれにちろん賛 成をしなければならぬ協力しなければ ならない。ふかく考へたのでありま す。しかしそれ以後この行政整理の問 題はまづ各省設置法案の検討となり、 さらに定員法の検討となつたのであり ますが、順次政府がこれに對してある 種の意圖をもつて、しかもこの関連す るところの幾つかの問題を検討するの に非常に矛盾を持つておる。こういう ことが明らかにされたのであります。 まづこの行政整理の問題にあたりまし て、政府の結局なしたところは、私を

は、本法に對しましても賛成の意向を 表するものであります。
行政整理の必要は、叫ばれてしまつて から相当年月を経過いたしました。こ の行政整理をいかなる形において、い かなる時期に断行するかということ は、きわめて重要な問題であり、い かなる内閣におきましても、相当な困難 の伴う問題ではあります。今回吉田 内閣が現業三割、非現業三割という一 律の方針のもとにこの定員法を樹立 し、前に述べましたところの予算案並 びに各省設置法案と表裏の關係におき まして、本法を成立せしめんとするこ のの意図は、國民の要望にこたえん とするものであると思ふのでありま す。但し私は本法の過程におきまし て、これが技術的に、またその實施の 面におきまして、幾多の不用意と欠陥 を持つておることを指摘せざるを得な いのであります。この点につきまして は、私はなお詳細に本會議の席上に おきまして、あるいは機会を得て申 し上げたいと思ひます。その一、二 の例を申し上げますならば、この定 員法によりまして、行政整理の犠牲 にあらわれますところの十七万何がし の職員は、まことに國家財政の都合、 あるいはまた経済九原則確立のため に避くべからざる犠牲ではあります が、これは國家的の財政、國家的の 資力を費しまして、その犠牲を最小 限度に食い止めなければならぬと思 うのであります。これに對しまして、 今日いまだ政令に委任をされておるこ ろの退職者の手当の法制が完備をし ておらないといふことは、まことに遺 憾に存するのであります。私は政府 の言明に信頼いたしましたして、政府がこ

れに全責任をもつて善処せんことを 希望いたしましたのであります。その他 あるいは失業対策の問題に關しまし て、あるいは行政整理の根幹をなすこ ろの事務の整理に關しまして、政府 におけるところの用意完全なりとは申 しがたいのであります。これらにつき ましても私は希望と警告を發しまし て、この私の討論にかえたいと思ふの であります。

以上をもつて民主党を代表いたしま して賛成をいたす次第であります。
○齋藤委員長 小林信一君。
○小林(信)委員 新政治協談会を代表 いたしまして、本案と修正案に對しま して反對いたすものであります。

最初、本多國務大臣が本委員會に見 えまして、行政整理のアウト・ライ ンを説明されたときに、戰爭中以後、非 常に行政機構が煩雜化して、そのため に國家の財政的な問題、あるいは機構 の問題等について整理しなければなら ない状態にある。こういうことを嚆 矢に申されまして、行政整理に對するこ ろの説明をいたしたのであります。 が、そのときの本多國務大臣の意圖を 聞くと、われ／＼もこれにちろん賛 成をしなければならぬ協力しなければ ならない。ふかく考へたのでありま す。しかしそれ以後この行政整理の問 題はまづ各省設置法案の検討となり、 さらに定員法の検討となつたのであり ますが、順次政府がこれに對してある 種の意圖をもつて、しかもこの関連す るところの幾つかの問題を検討するの に非常に矛盾を持つておる。こういう ことが明らかにされたのであります。 まづこの行政整理の問題にあたりまし て、政府の結局なしたところは、私を

して言わしむれば、政府が國民と公約した、その何らかのものを実施しなければ済まない。こういう観点から行政整理の公約を実施してゐる。がく考えられるのであります。もう一つは予算の編成におきまして、相當に國民を苦しめておる点からしまして、何とか予算的な給出をはかるというやうな、非常に輕薄なものであることを私は考えるのであります。しかし國民が、またわれ／＼が協力しようとする立場から、この行政整理を考えたのは、かつて戦争最中におきまして軍部と官僚が結託し、その権力に隠れて物資の需給の權利を官僚が持つて非常に國民を苦しめたことがあります。さらに終戦の當時軍部が隠蔽しましたところのたくさんな物資を、あの混亂の状態の中におきまして、官僚は國民の目前において自分の利益をはかつて措置されておるのであります。さらに敗戦の後におきまして、國民がほんとうに草をはんで雨露をしのぐのによりやくの生活を続けながら、何とか自立をしたい、國家を再建したい。こういう念願からみずから勵むとともに、選良をこの國會に送つて、國家再建の方途を期待したのであります。しかしその政治家が再び官僚の籠絡するところとなりまして、皆さんが御承知のように、幾つかの醜惡なる事件を巻き起しておるのであります。今回の選挙によりまして、國民がひとしくあらゆる情勢におきまして最も関心を持つたのは、この行政整理を強行いたしますところの点であります。ここにおきまして國民が民主自由の諸君に絶対多数を託して、これを敢行させようと考へておつたのであります。しかるに政府の今回その國民の

期待に沿うという努力をしたものは、結果においていかであつたか。各省設置法案の内容を検討しますときに、すべてこの逆を行つておるのであります。あるいは一部官僚の独善に屈伏する。そうして下級官吏の首を切る。そうして行政整理の名目を立てる。こうしたことが顯著に現れておるのであります。さらにこの矛盾した設置法案に關連して、われ／＼は検討すること政府に要求したのであります。それども、そうした矛盾を予知して政府はこれを離れて、ただいま上程されておりますところの定員法を持つて來たのであります。その定員法のまた内容たるや、実に現下の國內情勢を看取せざるものであります。しかもその内面にみれば、これは政府のいろ／＼の意圖が隠れておるのであります。最もわれわれが問題にいたしましたのは、必ずこの行政整理には、整理基準を明確にしなければならぬ。失業対策を確立しておかなければならぬ。退職手当をはつきり明確にしておかなければならぬ。予算が幾ら生れるか、こうしたものに附随してわれ／＼の前に提出するよう要求したのであります。けれども、よくよく本日になりました、民自党のこの議會運営という点からいまして、辛うじて簡單なものをわれわれの前に露呈して、われ／＼にむりに検討を求めておるのであります。本日この幾多の問題に検討を加えましたとき、はからずも重大なる問題を引き起しました。それは人事院の存在價值を無視するという重大なる問題を引き起しております。この場合におきまして政府が申しますのは、ときには法を無視しなければならない。かく言つて

おりますが、これとまた逆に、失業対策におきまして戦争によつて夫を失ひ、あるいは親を失つた婦人あるいは年少者の労働者、これらに対するとこの対策が、これによると非常に無視されておるといふやうな危惧から、私はこの点を尋ねたのであります。これは將來就職難のためにあるいは身を賣るといふやうな状態に置かれ、あるいは年俸率公に追われるといふやうなはめに陥ることを考えますときに、その人たちが何ゆゑに未亡人になり、何ゆゑに孤兒になつたかといふことを考えますときに、われ／＼はこの点非常に寒心にたえぬものであります。もちろんこれらの行政整理は必ず失業を伴ひまして、同僚議員からも説明がありましたが、必ず農村におきまして最も失業するものが輸出することは事實であります。これらがあるいは遊蕩に賣られるとか、あるいは町の女に轉落するといふやうな問題は必ず出て來るものであります。この場合に、政府はこれらの者を利用するところの業者あるいはこれをあつせんするところの悪い周旋屋、こういうやうな者が輸出するが、これをどうするか。これが対策は何を持つておるか。こういうことを尋ねましたときに、労働大臣いわく、労働基準法がある。この適用によつてこれを措置する。自分の方策が立たざる場合には法をはつきり明示して、この法によつて処理する。われみずからの立場が苦しくなれば、ときに法を曲げなければならぬと主張する。こうした場合に法を曲げなければならぬのは、一貫した方策を持たずに、この行政整理をしようとしておるところの政府の失策であります。

最後に申し上げたいのは、決して官吏は多くないといふ事實であります。物價の例をとるならば、物品の公定價格設定に對しまして、一人一日二百十二品目を担当しておる事實があるのであります。これではたして完全なる價格査定が行われるかどうか。價格差補給金の二千二百億の使途を決するところの原價監査が、中央地方を合せ五百六十人によつてなされております。全予算の三〇％がこの少數の者によつて扱われる事實を考えると、この減員はたして可能であらうか。物價の現状からすれば増員することによつて、嚴密な原價監査により、百億ないしは二百億の予算削減が可能である事實があるものであります。さらに價格差益金の徴收を完全にするならば、百五十億の財源ができるのであります。この事實からして……時間た、く」と呼び、その他発言する者多し。大衆を犠牲にして、一部資本家の利益をはかるところが多分にあるのであります。また厚生省の問題を一つ申し上げるならば、復員計画は遠く異境にある人々の心情を思うとき、これが完璧を期して復員の日を早からしめるにありますが、今日ここに從事するところの人員を減員することに至れば、異國にあるわれらの同胞がはたして健在なりやいなやの調査を放棄するもやむを得ない状態に陥らなければならぬのであります。かかる点からしまして、新政治協議會は原案並びに修正案に對して反対するものであります。

○齋藤委員長 岡田春夫君。
○岡田(春)委員 労働者農民党といったしましては、この法案並びに修正案に對しまして絶対に反対するばかりでなく、即座に撤回されんことを要求いたします。その理由をいたしましては、簡単に申し上げまして四つあります。まず第一に、行政機關職員定員法は、憲法を蹂躪していることとあります。この点につきましては、先ほど土橋君からも詳細にお話がありました。が、定員法の基礎になつてゐるのは、去年の七月に出されました二百一十号政令に基きまして國家公務員法が提出されたのであります。第三次吉田内閣のもとにおいて、マッカーサー元帥の畫動的な意圖のもとに合法化せんとしたこの國家公務員法並びに公共企業体労働關係法規によりまして、憲法にきめられてゐる労働者の団体交渉権、團結権、罷業權、これらの基本的な權利が、官業労働者に関する限り拘束されたのであります。ところがこの拘束されました權限を、今度の行政機關職員定員法によつて、半頭一步を進めて拘束されて、しかも人事院という機關によつて保護されなければならぬこの官業労働者の最後の寄り場であるところの訴願權を、この定員法によつて完全に奪ひ去つたものでござります。すなわちこれはこの條の三段飛びによつて憲法を蹂躪して、大量の高級官僚の諸君と吉田内閣の手によつて、官業労働者の諸君の上からの首切りを強行せんとしたところに、明らかに憲法に違反し、抵触し、憲法を蹂躪せんとする、きわめてファシヨ的な政治の第一歩であるといふことを明確にいたしておきたいと思ひます。

第二の点は、先ほど人事院總裁並びにその他の各大臣との討論によつて明らかになりました通りに、この定員法

なければできないというようになっていた
らうである。國稅廳をこしらえてみて
も、こんなものはへにもならない。
よそさまの國から博士を一人雇つて來
なければ、稅制改革一つできないとい
うようなことはまことに情ない。國稅
廳というようなものもうろたえてよう
やく關係方面からの指示があつたから
こしらえる。關係方面からの指示がな
ければ税金もどれぬ。かくのごときで
いたらくでは、とても國稅廳ができて
も何にもならぬ。この点を強く主張す
る。しかも最初議決したものであつた
ならば、これを出して、そうして委員
会でも相當の問題をまたやるべきで
ある。それを一番終いの今になつてこ
んなものを出して來た。このようなこ
とではとてもためです。

〔発言者多し〕

○齋藤委員長 お靜かに願います。

○木村(榮)委員 従つて反対です。

○齋藤委員長 鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 民主党は賛成いたし
ます。

○齋藤委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 新政治協議会は本案
に対して反対いたします。

○齋藤委員長 岡田春夫君。

○岡田(春)委員 労働党はこの法案に
対して反対いたします。その理由は、
この簡單な修正案の中にも吉田内閣の
本質が明らかに現われておる。大衆收
奪の税金をとる機構だけは大きくし
て、そうしてかような首切りをやるや
うとしておる。そればかりではない。こ
ういふような法案の修正案の提出の仕
方をしまして、どさくさまぎれにこの
法案を通そうとする考えがあるという

ことは明らかである。この点において
反対をいたします。

○齋藤委員長 討論はこれにて終結い
たしました。

これより採決に入ります。まず本修
正案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。

次に本修正部分を除いた原案に対し
て、賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。

よつて本案は本修正案の通りに修正
議決をいたしました。

なおこの際申し上げておきますが、
今日採決いたしました三案に対する委
員会の報告書の作成につきましては、
委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時十八分散会

〔参照〕

行政機關職員定員法の施行に伴う關
係法令の整理に関する法律案(内閣
提出)に関する報告書

大藏省設置法の施行等に伴う法令の
整理に関する法律案(内閣提出)に關
する報告書

行政機關職員定員法案(内閣提出)に
關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年八月一日印刷

昭和二十四年八月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局